

業 務 概 要

第 55 号

(令和 6 年度実績)

新潟県中央福祉相談センター

新潟県中央児童相談所
新潟県中央身体障害者更生相談所
新潟県中央知的障害者更生相談所

新潟県新発田地域振興局 児童・障害者相談センター

新潟県新発田児童相談所
新潟県新発田身体障害者更生相談所
新潟県新発田知的障害者更生相談所

新潟県長岡地域振興局 児童・障害者相談センター

新潟県長岡児童相談所
新潟県長岡身体障害者更生相談所
新潟県長岡知的障害者更生相談所

新潟県南魚沼地域振興局 児童・障害者相談センター

新潟県南魚沼児童相談所
新潟県南魚沼身体障害者更生相談所
新潟県南魚沼知的障害者更生相談所

新潟県上越地域振興局 児童・障害者相談センター

新潟県上越児童相談所
新潟県上越身体障害者更生相談所
新潟県上越知的障害者更生相談所

目 次

第1部 中央福祉相談センター及び児童・障害者相談センターの概要

1 組織	2
2 管轄区域の概要	3
3 相談の流れ	5
4 相談の現況と課題	7

第2部 各相談所の概要

1 児童相談所の概要	12
(1) 沿革	12
(2) 業務内容	15
(3) 相談及び援助の種類	15
ア 相談の種類及び内容	15
イ 援助の種類及び内容	16
(4) 業務状況	18
ア 相談の状況	18
イ 児童虐待相談の状況	20
ウ 援助件数の状況(調査・診断及び心理療法・カウンセリング等)	23
エ 一時保護の状況	24
オ 里親等	26
カ 佐渡巡回相談	27
キ 療育手帳に係る判定事務	27
ク 専門的技術的援助	28
ケ 保健師活動の状況	29
2 身体障害者更生相談所の概要	30
沿革	30
業務内容	30
業務状況	31
ア 相談の状況	31
イ 判定の状況	31
(ア) 自立支援医療(更生医療)の給付判定	32
(イ) 補装具費の支給判定	32
ウ 施設入所に係る市町村間の連絡調整	33
エ 専門的技術的援助	33
オ 身体障害者手帳の交付事務	33
(ア) 身体障害者手帳の交付状況	33
(イ) 障害程度審査委員会開催状況	34

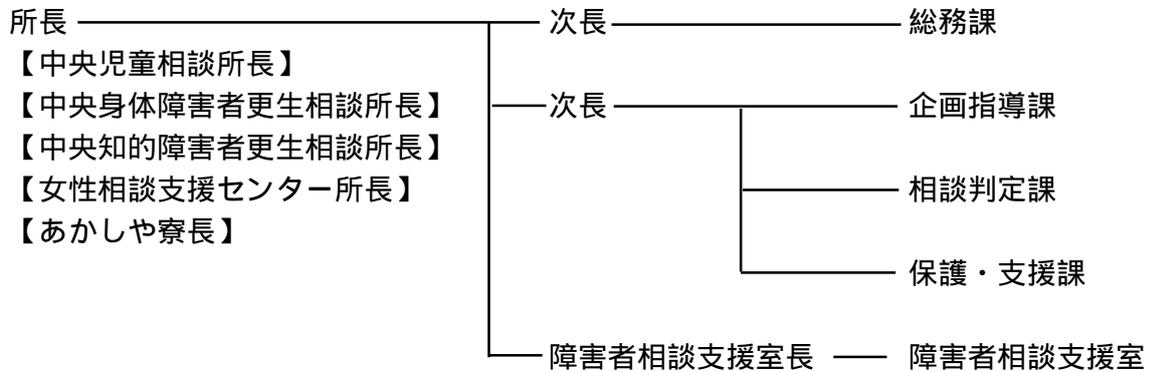
3	知的障害者更生相談所の概要	35
	沿革	35
	業務内容	35
	業務状況	36
	ア 相談の状況	36
	イ 判定の状況	36
	ウ 療育手帳に係る判定	37
	エ 施設入所に係る市町村間の連絡調整	37
	オ 佐渡巡回相談	37
	カ 専門的技術的援助	37
4	障害者相談支援室の概要	38
	○ 業務内容	38
	ア 地域で生活する障害者及び家族への支援	38
	イ 障害福祉にかかわる人材の育成	38
	ウ 障害者権利擁護の推進	39
5	新潟県ヤングケアラー支援普及啓発事業の概要	40
6	児童虐待防止のための SNS 相談事業の概要	41
7	視察・見学及び社会福祉援助技術現場実習	42
第3部 資料		43

第1部 中央福祉相談センター及び 児童・障害者相談センターの概要

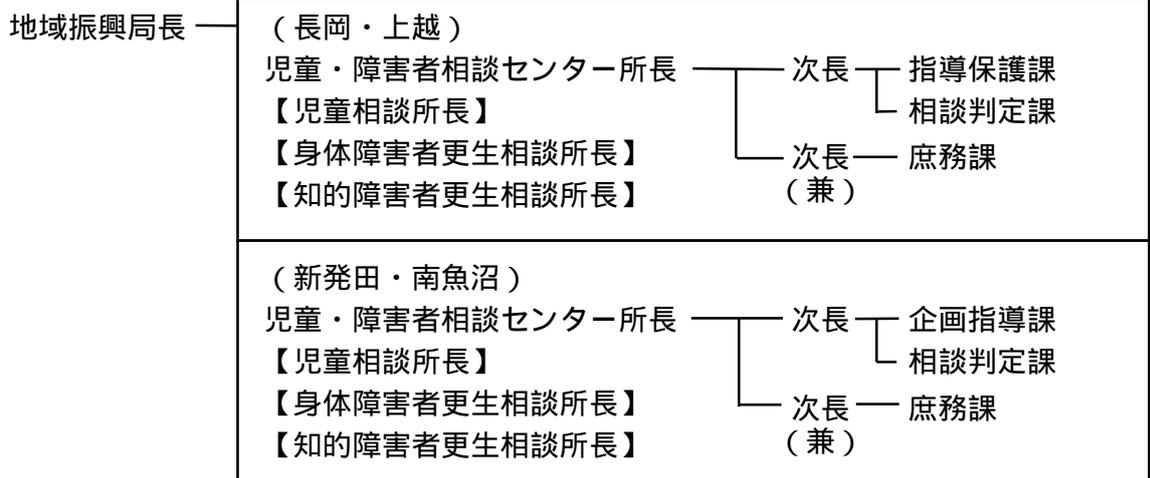
第1部 中央福祉相談センター及び児童・障害者相談センターの概要

1 組織（令和7年4月1日現在）

中央福祉相談センター



児童・障害者相談センター

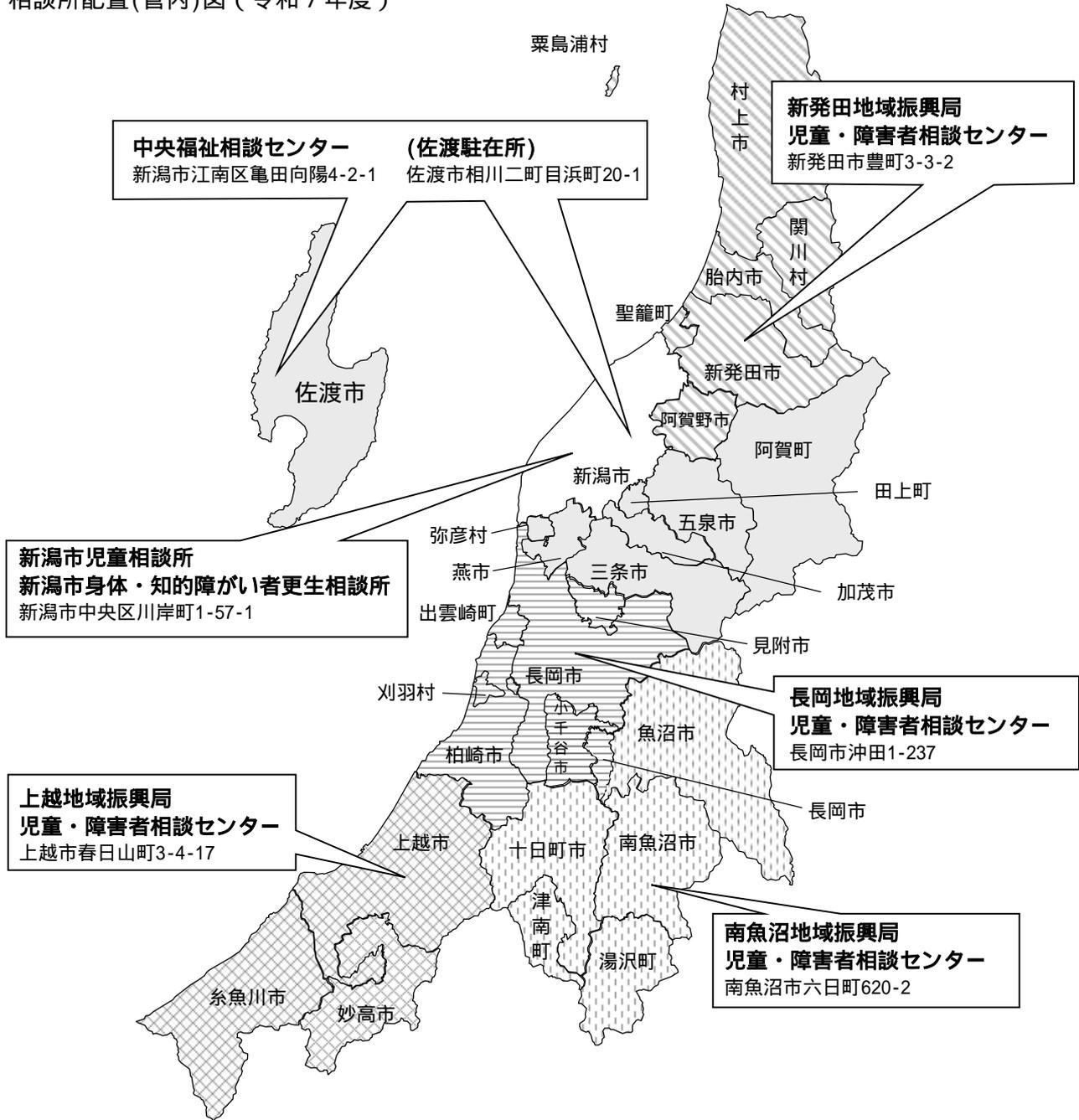


2 管轄区域の概要（令和7年度）

児 相 ・ 身 更 相 ・ 知 更 相	二 次 保 健 医 療 圏	市 町 村	人 口	児 童 人 口	知 的 障 害 者 数	身 体 障 害 者 数
中 央	新潟	五 泉 市	43,825	5,160	555	2,204
		阿 賀 町	8,439	658	130	764
	県	燕 市	74,040	9,826	805	3,039
		弥 彦 村	7,259	936	84	327
		三 条 市	89,151	11,523	1,049	3,573
		加 茂 市	23,035	2,523	307	1,011
		田 上 町	10,336	1,087	119	533
	佐渡	佐 渡 市	45,680	5,284	694	2,442
小計	5市2町1村	301,765	36,997	3,743	13,893	
新 潟 田	下 越	村 上 市	51,850	5,779	558	2,693
		関 川 村	4,413	446	64	301
		新 発 田 市	89,710	12,278	961	3,725
		胎 内 市	26,477	3,197	248	1,146
		粟 島 浦 村	298	28	8	27
		聖 籠 町	13,975	2,413	194	642
	新潟	阿 賀 野 市	38,135	4,979	401	1,766
小計	4市1町2村	224,858	29,120	2,434	10,300	
長 岡	中 越	長 岡 市	253,848	34,388	2,556	9,388
		見 附 市	37,043	5,052	428	1,264
		小 千 谷 市	31,747	4,032	339	1,305
		柏 崎 市	75,177	9,034	795	2,910
		出 雲 崎 町	3,666	371	60	179
		刈 羽 村	4,129	577	54	162
小計	4市1町1村	405,610	53,454	4,232	15,208	
南 魚 沼	魚 沼	魚 沼 市	31,440	3,783	388	1,360
		南 魚 沼 市	51,491	6,961	519	2,182
		湯 沢 町	7,949	736	74	418
		十 日 町 市	45,164	5,419	665	2,236
		津 南 町	8,076	915	88	416
小計	3市2町	144,120	17,814	1,734	6,612	
上 越	上 越	上 越 市	177,859	23,813	2,151	6,539
		妙 高 市	28,209	3,374	540	1,575
		糸 魚 川 市	36,886	4,170	465	1,756
小計	3市	242,954	31,357	3,156	9,870	
新 潟 市	新 潟	新 潟 市	761,588	101,484	6,589	26,867
合計	20市6町4村	2,080,895	270,226	21,888	82,750	

令和7年4月1日現在（人口は新潟県人口移動調査による推計人口）

相談所配置(管内)図(令和7年度)



児童福祉施設と所在地(令和7年4月1日現在)

乳児院

- 聖母乳児院(見附市)
- 新潟市立乳児院(新潟市)

児童養護施設

- 若草寮(新潟市)
- 新潟天使園(新潟市)
- 双葉寮(長岡市)
- 聖母愛児園(見附市)
- 若竹寮(上越市)

児童自立支援施設

- 県立新潟学園(新潟市)

医療型障害児入所施設

- はまぐみ小児療育センター(新潟市)
- 長岡療育園(長岡市)

福祉型障害児入所施設

- 中井さくら園(新発田市)
- 陽だまり(新潟市)
- ふなおか学園(五泉市)
- まごころ学園(見附市)
- コロニーにいがた白岩の里
児童部(長岡市)
- さざなみ学園(柏崎市)
- 魚沼学園(魚沼市)
- にしき園(妙高市)
- 新星学園(佐渡市)

自立援助ホーム

- たいむ(新潟市)
- ALP青山(新潟市)
- ALP浦山(新潟市)
- ツバキ(新潟市)
- とき(新潟市)
- ぶるーむ(新潟市)
- ながおか(長岡市)

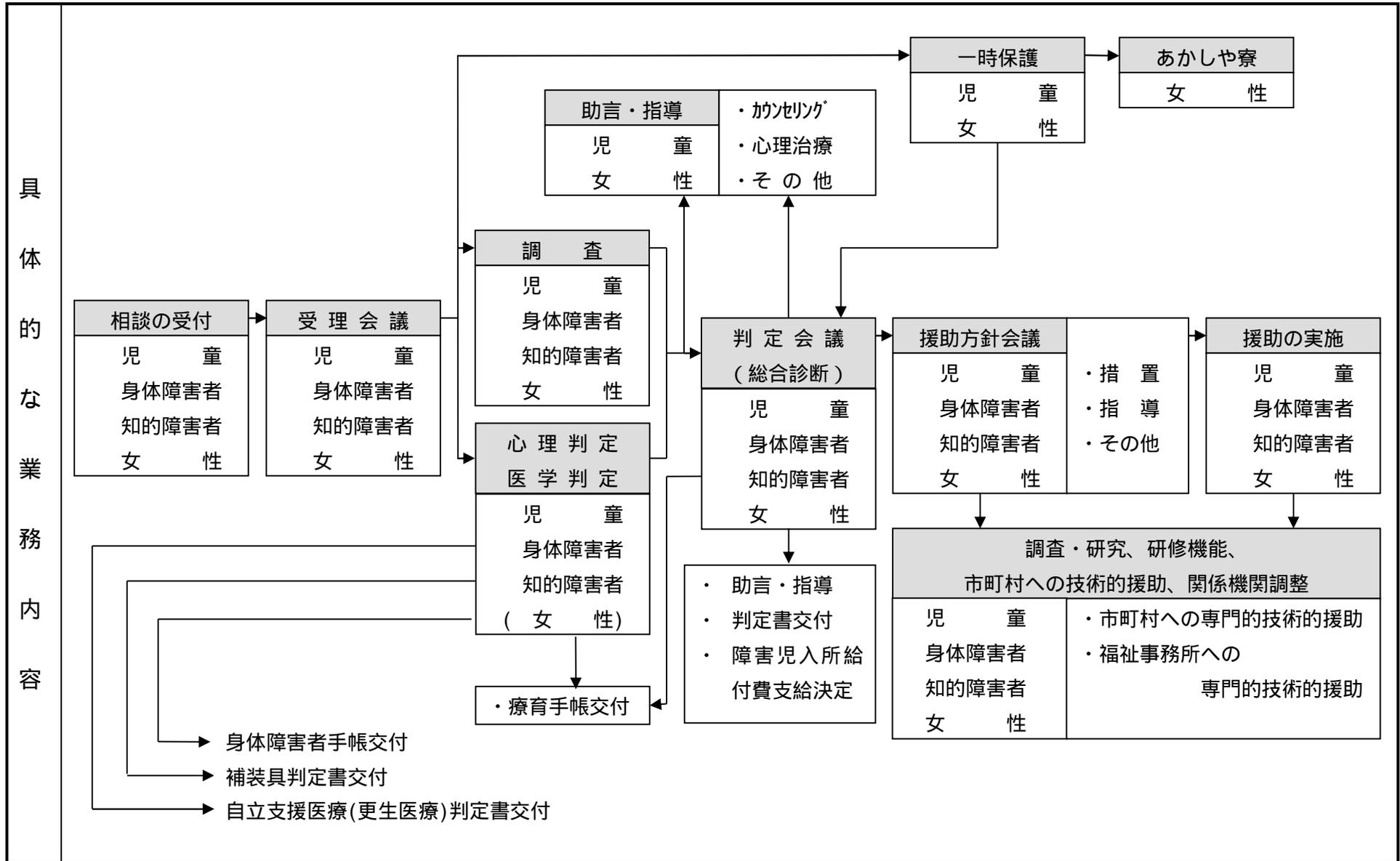
指定医療機関(重症心身障害児)

- 独立行政法人国立病院機構
西新潟中央病院(新潟市)
- 独立行政法人国立病院機構
新潟病院(柏崎市)
- 独立行政法人国立病院機構
さいがた医療センター(上越市)

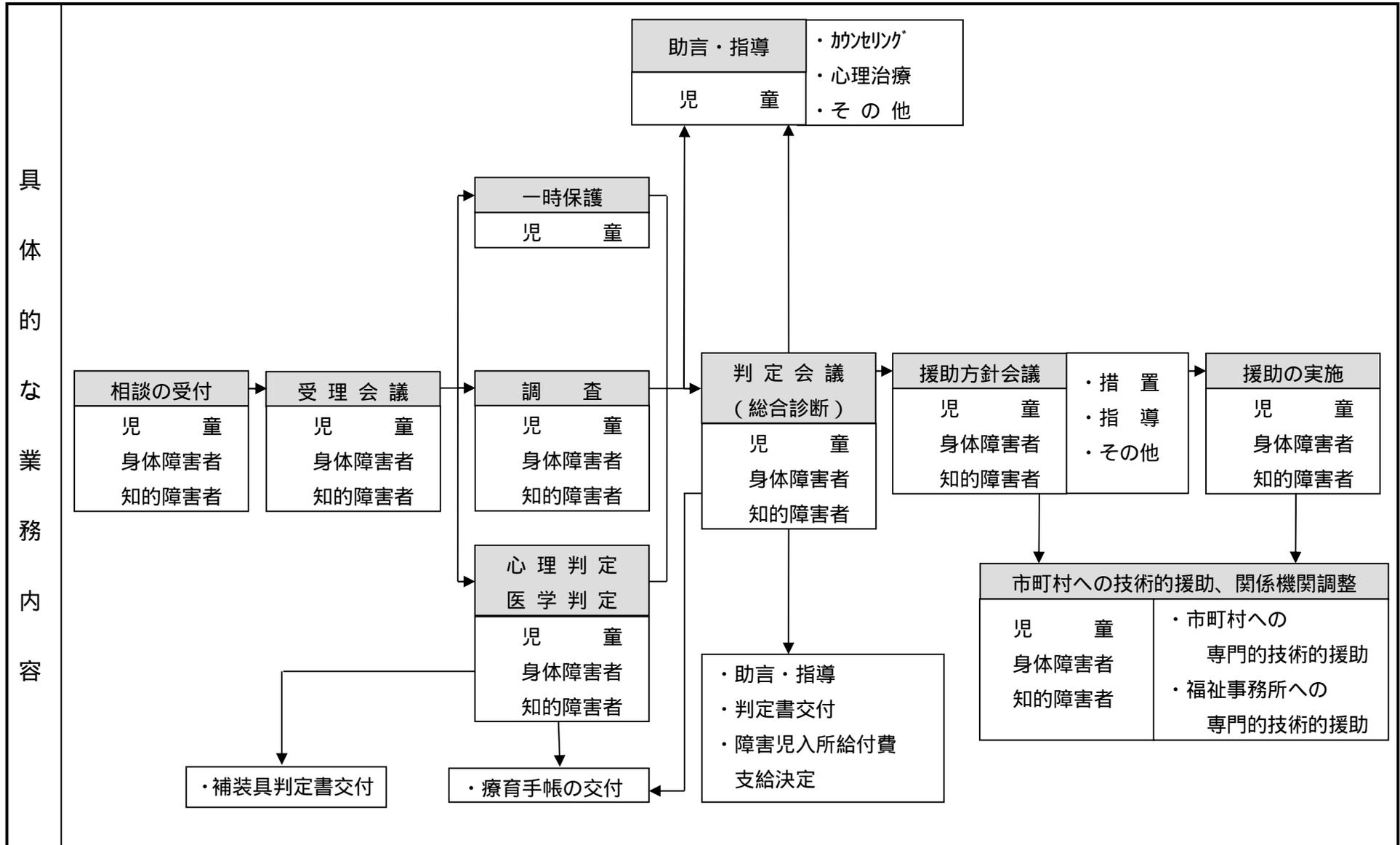
母子生活支援施設

- ふじみ苑(新潟市)
- みこころ荘(上越市)
- ほおずき荘(佐渡市)

3 相談の流れ（中央福祉相談センター） 女性相談支援センター（配偶者暴力相談支援センター機能付与）及び女性自立支援施設あかしや寮が併設されている



3 - 2 相談の流れ（新発田、長岡、南魚沼、上越の各児童・障害者相談センター）



4 相談の現況と課題

総合相談体制による相談活動の展開

新潟県では地域福祉推進の観点から、県内6か所（うち1か所は新潟市）に児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所を、そのうち1か所に女性相談支援センター（県下全域管轄）を配置し、子どもや障害者の福祉、女性の福祉に関する相談・援助活動を展開している（P.5『相談所配置（管内）図』）。

また、これらの相談にあたってはライフステージに応じた連続的、横断的なサービスを一元的に提供するために、総合相談方式を採り職員は兼務である。

総合相談受付件数と延べ援助件数の推移

女性相談支援センターを除いた3相談所（児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所）における相談件数を合算し、その推移を示したのが「図1-4-1 総合相談受付・延べ援助件数の推移」である（新潟県が管轄する5か所の児童相談所分のみを計上）。

また、表1-4-1では相談1件あたりの援助件数の推移を示している。

図1-4-1 総合相談受付・延べ援助件数の推移（福祉行政報告例 第17、27、44、48表）

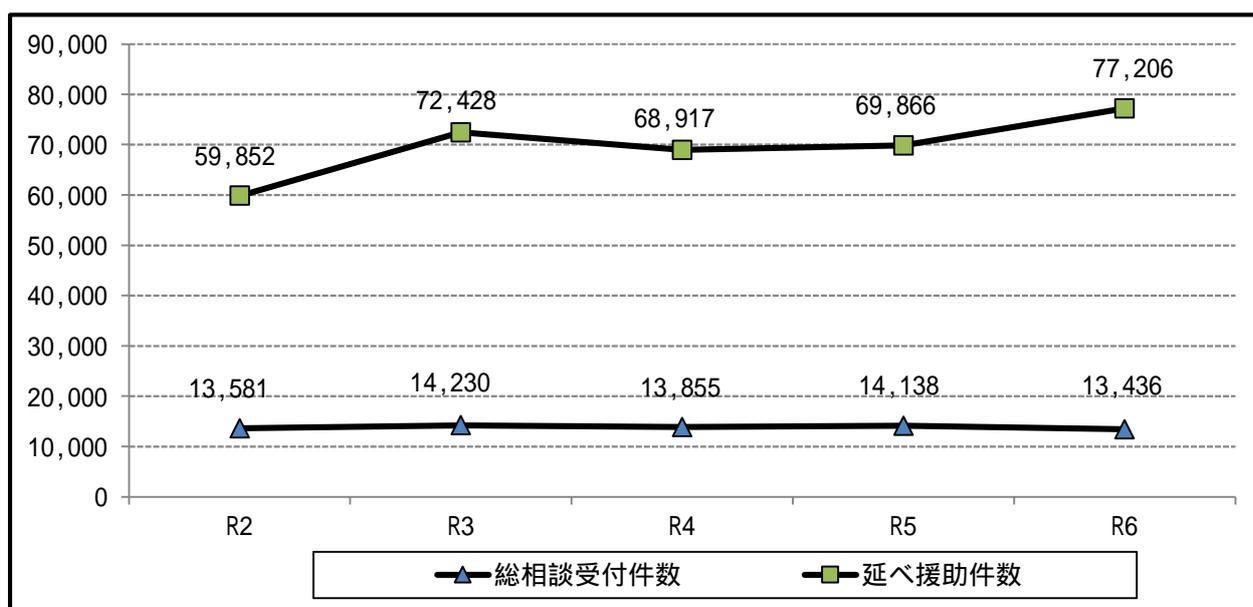


表1-4-1 3相談所相談実績（福祉行政報告例 第17、27、44、48表）

	R2	R3	R4	R5	R6
総相談受付件数	13,581	14,230	13,855	14,138	13,436
総延べ援助件数	59,852	72,428	68,917	69,866	77,206
1件あたりの援助件数	4.41	5.09	4.97	4.94	5.75

これを相談所別に比較したのが、「図 1-4-2 相談所別受付件数の推移」「図 1-4-3 相談所別延べ対応件数の推移」である。

図 1-4-2 相談所別受付件数の推移（福祉行政報告例 第 17、27、44 表）

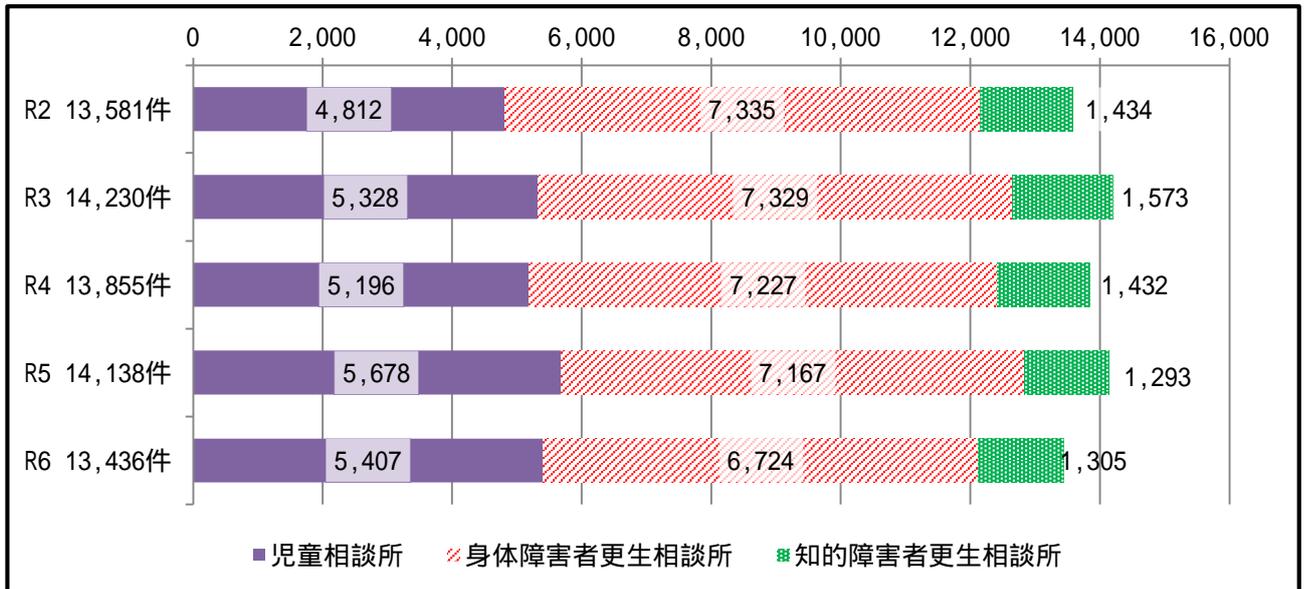
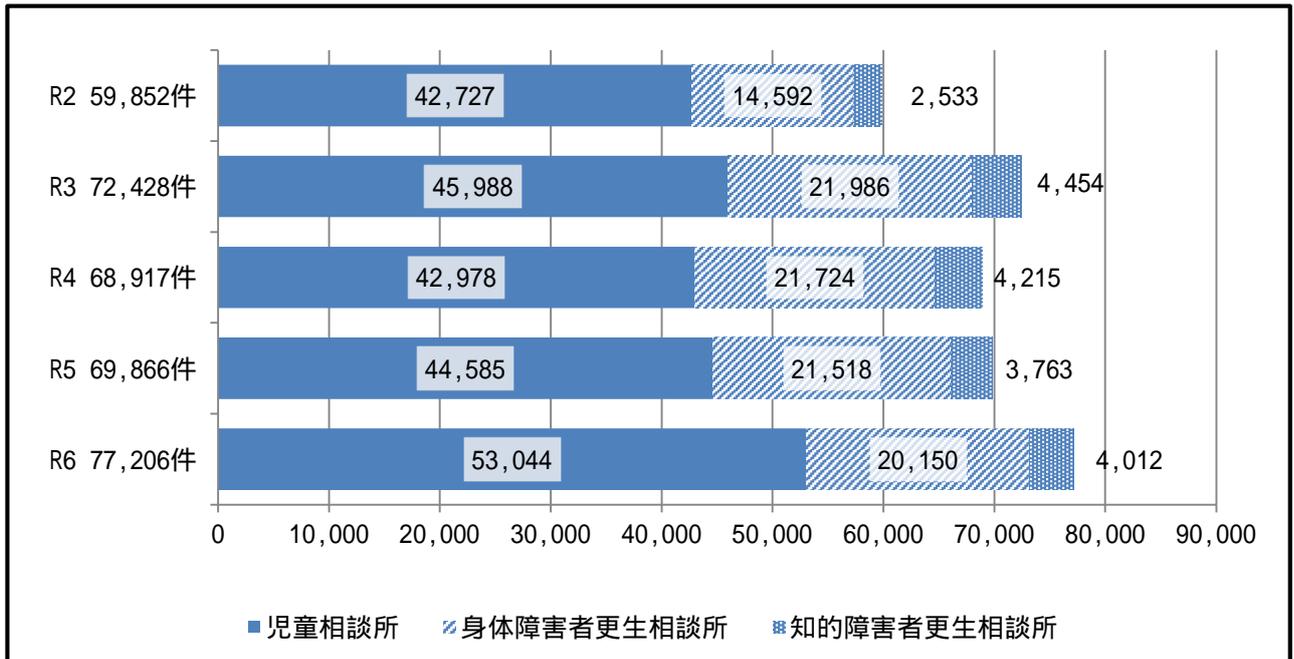


図 1-4-3 相談所別延べ援助件数の推移（福祉行政報告例 第 17、27、48 表）



1 件あたりの援助件数

表 1-4-2 は、児童相談所における 1 件あたりの援助件数の推移である。

表 1-4-2 児童相談所相談実績（福祉行政報告例 第 44、48 表）

	R2	R3	R4	R5	R6
総受付実件数	4,812	5,328	5,196	5,678	5,407
総延べ援助件数	42,727	45,988	42,978	44,585	53,044
1 件あたりの援助件数	5.47	8.63	8.27	7.85	9.81

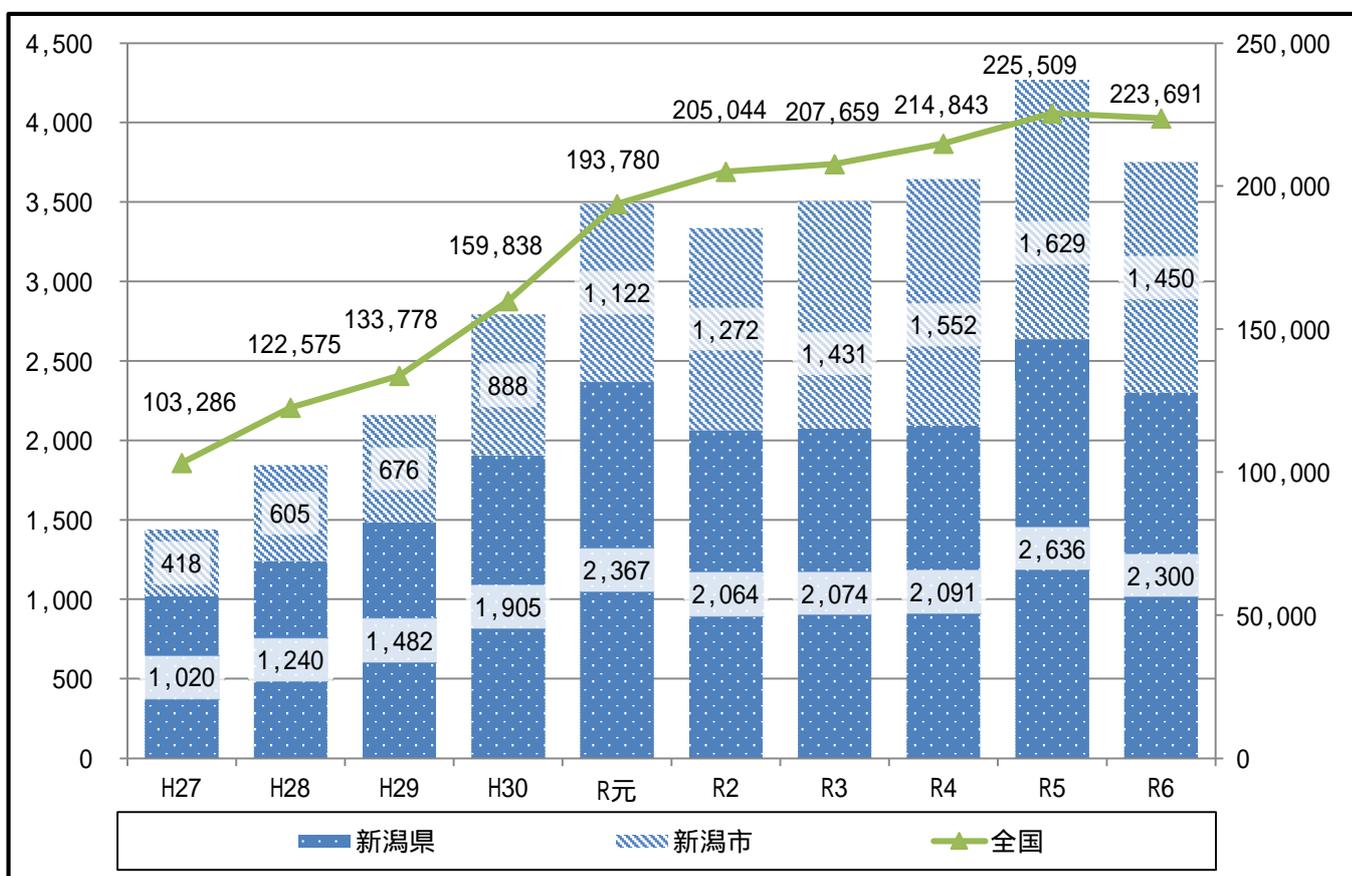
児童虐待相談の現況

児童虐待相談に焦点を当ててみると、児童虐待相談は、保護者（当事者）以外の第三者からの通告により始まることが多く、保護者の反発、否認等を伴い、相談の動機付けに欠けることが多い。また、初期の情報は不確実で状況が変化しやすい中で、瞬時の判断と緊急の対応が求められるなどの特徴を有している。

図 1-4-4 から、新潟県においては、令和 6 年度は令和 5 年度と比べて対応件数が減少したものの、今後も同水準の相談件数があると考えられる。近年の相談対応件数の増加は、虐待そのものが増えたことに加え、社会的意識の高まりで相談・通報が増えたことが大きいとみられている。

近年、警察からの通告件数が全体の 4 割ほどを占めており、その多くは配偶者間暴力（DV）がこどもの面前で行われていたこと（面前DV）による心理的虐待となっている。

図 1-4-4 児童相談所における虐待相談対応件数の推移（福祉行政報告例 第 49 表他）



児童虐待通告（相談）を受けると、児童相談所では即刻受理会議を開催し、具体的な対応を決める。こどもの安全は可能な限り、保護者と接点のある市町村、学校、幼稚園、保育所等の職員、保健師、児童委員、親戚や警察官などと連携し、現地で確認している。児童虐待は、児童相談所単独の支援で解決することは困難であり、地域における多数の関係機関との長期にわたる継続的な連携が欠かせない。

また、こどもの安全を確保するために親子を分離する必要がある場合には、緊急一時保護（医療機関等への一時保護委託を含む）を行う。一時保護は、こどもをそのまま放置することが、そのこどもの福祉を害すると認められる場合に、児童相談所長の権限で行うことができる。

表 1-4-3 は、新潟県が管轄する 5 か所の児童相談所における児童の一時保護対応件数の推移である。

表 1-4-3 被虐待児童の一時保護対応件数の推移(委託保護を含む) (福祉行政報告例 第 47 表)

		R2	R3	R4	R5	R6
全 体	一時保護対応児童数	420	424	433	471	438
	(管内児童人口 10,000 人あたりに占める件数)	21.9	22.1	24.0	26.9	26.0
	対応児童延べ保護日数	10,451	11,742	11,599	12,371	8,810
	(対応児童一人あたりの平均保護日数)	24.9	27.7	26.8	26.3	20.1
うち 被虐待児	一時保護対応児童数	266	255	239	287	257
	(管内児童人口 10,000 人あたりに占める件数)	13.9	13.3	13.2	16.4	15.2
	対応児童延べ保護日数	7,969	7,695	7,420	8,047	5,339
	(対応児童一人あたりの平均保護日数)	30.0	30.2	31.0	28.0	20.8

一児童を複数回保護した場合でも、保護理由が同じときは 1 人として計上。

第2部 各相談所の概要

第2部 各相談所の概要

1 児童相談所の概要

児童相談所は、児童福祉法第12条に基づき、市町村と適切な役割分担・連携を図りつつ、こどもに関する家庭その他からの相談に応じ、こどもが有する問題又はこどもの真のニーズ、こどもの置かれた環境の状況等を適切に捉え、個々のこどもや家庭に最も効果的な援助を行うことでこどもの福祉を図るとともに、その権利を擁護することを主たる目的として設置される行政機関である。

沿革

児相	年月	設置及び組織	所在地
中央児童相談所	昭 23. 4	開設	新潟市東中通 1-86
		一時保護所開設	" 五十嵐三の町 (新潟学園内)
	23.10	専任所長就任	
	24. 6	新庁舎新築移転	新潟市川岸町 1-57-1
	28. 3	下越児童相談所設置	新発田市
	29. 4	法第27条第1項の措置権が委任される	
	30. 7	下越児童相談所廃止、中央児童相談所に統合	
	30.11	地方事務所勤務で中央児相兼務の福祉司が児童相談所勤務となる	
	33. 4	機構充実、職員 18 名	
	35. 4	二係制設置 (庶務係、業務係)	
	37.11	次長制及び二課制 (庶務課、業務課) 設置	
	39. 6	新潟地震 (被害を受ける)	
	40. 3	宿直室、教室等増築	
	40. 9	一時保護職員室増築	
	42. 4	次長制廃止	
	42. 8	庁舎建設のため新潟労政事務所内に引越	
	42.10	厚生センター起工式新庁舎新築移転	
	43. 5	新庁舎新築移転	
	45. 4	主任制発足	
	48. 4	三課制 (庶務課、相談指導課、判定保護課) 設置	
	52. 4	次長制及び課名の変更 (庶務課、相談判定課、指導保護課)	
	55. 4	一時保護当直業務嘱託員制度発足	
	61. 4	係長制度 (指導保護係長、指導係長、相談判定係長) 発足	
	平 5. 4	新潟県民生部の組織改正により、新潟県中央福祉相談センターに設置	
	6. 4	「こども家庭 110 番」設置	
	7. 4	中央福祉相談センター移転 (職員 31 名) 企画担当を配置し、「指導保護課」を「企画指導課」へ変更 係制廃止	中蒲原郡亀田町向陽 4-2-1
	9.12	緊急連絡システム設置	
	10. 9	体育館屋根張替え	
	12. 4	子育て支援相談員 3 名配置	
	13. 4	次長制度変更 (2 名体制となり、それぞれ総務課長、企画指導課長を兼ねる)	
	14. 4	児童虐待・DV 対応班 3 名配置 「子ども・女性電話相談事業」開始 (「子ども家庭 110 番」は廃止)	
	15. 4	「DV・児童虐待相談フリーダイヤル」開設	
	17. 4	保護・支援課創設 職員 7 名嘱託員 4 名の計 11 名配置	新潟市亀田向陽 4-2-1
19. 4	夜間、休日の緊急相談及び緊急保護体制整備 新潟市児童相談所開設により、管轄区域が変更となり、職員 29 名に減員 (児童虐待 DV 対応班は 2 名体制)	(市町村合併による住所表記変更) 新潟市江南区亀田向陽 4-2-1 (政令指定都市移行による住所表記変更)	
20. 4	総務課 2 名減員、3 名体制となる 管轄区域から見附市が外れる		
23. 4	児童虐待対応補助嘱託員 (警察官 O B) 1 名配置		
25. 4	児童虐待対応補助嘱託員 (警察官 O B) 1 名を子育て支援相談員へ名称変更 一時保護所学習支援員配置		
28. 3	精神科医師退職		
29. 4	法務嘱託員 (弁護士) 1 名配置		
30. 4	里親等相談支援員 1 名配置、一時保護所当直業務嘱託員 1 名増員 児童相談所受付相談員 1 名減員		
31. 4	心理判定嘱託員 1 名配置、子育て支援相談員 1 名増員		
令 2. 4	児童福祉司 2 名増員、子育て支援相談員 1 名減員、心理判定嘱託員を児童相談所心理職員に名称変更、一時保護所当直業務嘱託員を一時保護所指導職員に名称変更		
3. 4	児童福祉司 2 名増員、心理判定員 2 名増員、子育て支援相談員 1 名減員		
4. 4	佐渡駐在所が児童福祉司 2 名、心理判定員 1 名、子育て支援相談員 1 名の体制となる 児童福祉司 5 名増員、心理判定員 1 名増員 児童虐待 DV 対応班の再編 (市町村支援専任児童福祉司 1 名配置、保健師 1 名配置、里親等支援専任児童福祉司 1 名配置)		
6. 4	「子ども・女性電話相談事業」、「DV・児童虐待相談フリーダイヤル」、里親等相談支援員廃止 心理判定員 3 名増員		
7. 4	児童福祉司 5 名増員、心理判定員 2 名増員		

南魚沼 児童 相談 所	平	5.4	六日町地域福祉センター内に開設され、地域福祉センター長が児相長を兼ねる	南魚沼郡六日町大字六日町 21-20 南魚沼郡六日町大字六日町 620-2 南魚沼市六日町 620-2	
		6.4	心理判定員 1名増員、相談課 5名体制となる		
		7.4	係制廃止		
		9.4	児童福祉司 1名増員、相談課 6名体制となる		
		12.4	子育て支援相談員 2名配置		
		14.4	健康福祉環境事務所の設置に伴い所内組織である「児童・障害者相談センター」が設置され、児相は健康福祉環境事務所に併置となり、センター長が児相長となる		
		15.4	子育て支援相談員減員		
		16.4	地域振興局体制に伴い局に併置となる。児童・障害者相談センター長は健康福祉環境部内の組織となり、センター長が児相長となる		
		17.4	「六日町」から「南魚沼」に名称変更		
		19.4	児童福祉司 1名増員、相談課 7名体制となる 児童虐待対応補助嘱託員 1名配置		
		25.4	児童虐待対応補助嘱託員 1名を子育て支援相談員へ名称変更 管轄区域から小千谷市が外れる		
		29.4	児童福祉司 1名増員、相談課 8名体制となる		
		30.4	子育て支援相談員 1名増員		
		31.4	心理判定嘱託員 1名配置		
上越 児童 相談 所	令	2.4	児童福祉司 1名増員、子育て支援相談員 1名減員、心理判定嘱託員を児童相談所心理職員に名称変更	高田市大手町西会所 97 番地 上越市西会所通り 97-1 上越市大字木田 768-3 上越市春日山町 3-4-17	
		3.4	児童福祉司 1名増員、心理判定員 1名増員、子育て支援相談員 1名減員、臨時的任用職員 1名増員、児童相談所心理職員 1名減員		
		4.4	児童・障害者相談センターが健康福祉環境部から独立し、単独所属となる 併せて、企画指導課、相談判定課、庶務課の三課制となる（庶務課は健康福祉環境部との兼務）		
		6.4	児童福祉司 3名増員、臨時的任用職員 1名減員、子育て支援相談員 1名減員、里親等支援専任児童福祉司 1名、保健師 1名、法務嘱託員 1名配置 心理判定員 2名増員		
		7.4	児童福祉司 1名増員		
		昭	27.5		開設
		31.3	庁舎新築		
		31.9	法 27 条第 1 項の措置権が委任される		
		31.10	機構改革に伴い独立庁舎となる		
		31.10	専任所長が就任		
		31.11	心理判定員配置 一時保護所に保母配置		
		40.4	二課制（庶務課、業務課）設置		
		45.3	一時保護所増築（定員 12 人）		
		51.4	主任制度発足		
	55.4	庁舎新築移転			
	55.4	一時保護当直業務嘱託員制度発足			
	平	2.4	係長制度（指導保護係長、相談判定係長）発足		
	5.4	上越地域福祉センターに統合され、センター長が児相長を兼ねる			
	7.4	係制廃止			
	9.6	庁舎一部改修（玄関階段撤去等）			
	10.9	庁舎一部改修（玄関スロープ拡張、2階トイレ等）			
	12.4	子育て支援相談員 2名配置			
	14.4	健康福祉環境事務所の設置に伴い所内組織である「児童・障害者相談センター」が設置され、児相は健康福祉環境事務所に併置となり、センター長が児相長となる			
	16.4	地域振興局体制に伴い局に併置となる。児童・障害者相談センター長は健康福祉環境部内の組織となり、センター長が児相長となる			
	18.4	一時保護所職員 1名増員（2名体制へ）			
	22.3	児童虐待対応補助嘱託員 1名配置			
	23.4	児童虐待対応補助嘱託員 1名増員			
	23.11	庁舎一部改修（一時保護入口、廊下間仕切り）			
	24.4	児童福祉司 1名増員、			
	25.4	児童虐待対応補助嘱託員 2名を子育て支援相談員へ名称変更 一時保護所学習支援員配置			
	27.4	一時保護所当直業務嘱託員 1名増員			
	28.4	一時保護所当直業務嘱託員 1名増員			
	29.4	児童福祉司 1名増員 一時保護所当直業務嘱託員 1名増員			
	30.4	法務嘱託員（弁護士）1名配置、児童福祉司 1名増員 里親等相談支援員 1名配置			
	31.4	児童福祉司 2名増員、心理判定嘱託員 1名配置			
	令	2.4	児童福祉司 2名増員、心理判定嘱託員を児童相談所心理職員に名称変更、一時保護所当直業務嘱託員を一時保護所指導職員に名称変更し 1名増員		
	3.4	児童福祉司 3名増員、心理判定員 3名増員			
	4.4	児童・障害者相談センターが健康福祉環境部から独立し、単独所属となる（庶務課は健康福祉環境部との兼務） 保健師 1名配置、児童指導員 1名増員、里親等支援専任児童福祉司 1名配置、里親等相談支援員廃止			
	5.4	一時保護所棟を新築し、供用開始（定員変更なし（12人））			
	6.4	児童福祉司 1名増員、心理判定員 3名増員			
	7.4	児童福祉司 3名増員、心理判定員 1名増員			

業務内容

- ア 市町村の児童家庭相談に対し、必要な援助を行う。
- イ こどもに関する家族その他からの相談に応じる。
- ウ 必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的、精神保健上の判定を行う。
- エ 調査又は判定に基づき必要な指導を行う。
- オ こどもの一時保護を行う。
- カ 施設入所、里親委託等の措置を行う。

相談及び援助の種類

ア 相談の種類及び内容

養護 相談	1．児童虐待相談	児童虐待の防止等に関する法律の第2条に規定する次の行為に関する相談。 (1) 身体的虐待 生命・健康に危険のある身体的な暴行。 (2) 性的虐待 性交、性的暴行、性的行為の強要。 (3) 心理的虐待 暴言や差別など心理的外傷を与える行為、児童が同居する家庭における配偶者、家族に対する暴力。 (4) 保護の怠慢、拒否(ネグレクト) 保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為及び棄児。
	2．その他の相談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、親権を喪失・停止した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有するこども、養子縁組に関する相談。
保健 相談	3．保健相談	未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患(精神疾患を含む)等を有するこどもに関する相談。
障 害 相 談	4．肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談。
	5．視聴覚障害相談	盲(弱視を含む)、ろう(難聴を含む)等視聴覚障害児に関する相談。
	6．言語発達障害相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつこども、言語発達遅滞を有するこども等に関する相談。ことばの遅れの原因が知的障害、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合は該当の種別として取り扱う。
	7．重症心身障害相談	重症心身障害児(者)に関する相談。
	8．知的障害相談	知的障害児に関する相談。
	9．発達障害相談	自閉症、アスペルガー症候群、その他広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等のこどもに関する相談。
非 行 相 談	10．ぐ犯等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為若しくは飲酒、喫煙等の問題行動のあるこども、警察署からぐ犯少年として通報のあったこども、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第25条による通告のないこどもに関する相談。
	11．触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあったこども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあったこどもに関する相談。受け付けた時には通告がなくとも、調査の結果、通告が予定されているこどもに関する相談についてもこれに該当する。

育成相談	12. 性格行動相談	こどもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有するこどもに関する相談。
	13. 不登校相談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で登校(園)していない状態にあるこどもに関する相談。非行や精神疾患、養護問題が主である場合等には該当の種別として取り扱う。
	14. 適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談。
	15. 育児・しつけ相談	家庭内における幼児の育児・しつけ、こどもの性教育、遊び等に関する相談。
	16. その他の相談	1～15のいずれにも該当しない相談。

「9.発達障害相談」…平成25年度までは自閉症等相談。

イ 援助の種類及び内容

在宅指導等	措置によらない指導	助言指導	1ないし数回の助言、指示、説得、承認、情報提供等の適切な方法により、問題が解決すると考えられるこどもや保護者等に対する指導を行う。
		継続指導	複雑困難な問題を抱えるこどもや保護者等を児童相談所に通所させ、あるいは必要に応じて訪問する等の方法により、継続的にソーシャルワーク、心理療法やカウンセリング等を行う。
		他機関あっせん	他の専門機関において、医療、指導、訓練等を受けること並びに母子家庭等日常生活支援事業を利用する等関連する制度の適用が適当と認められる事例について、こどもや保護者等の意見又は意向を確認の上、速やかに当該機関にあっせんする。
	措置による指導	児童福祉司指導	複雑困難な家庭環境に起因する問題を有するこども等、援助に専門的な知識、技術を要する事例に対して行う。
		児童委員指導	問題が家庭環境にあり、児童委員による家族間の人間関係の調整又は経済的援助等により解決すると考えられる事例に対して行う。
		市町村指導	こどもや保護者の置かれた状況、地理的要件や過去の相談経緯等から、市町村(こども家庭センター)において、サポートプランに基づく家庭支援事業等の支援を日常的に行うことにより、継続的に寄り添った支援が適当と考えられる事例に対して行う。
		児童家庭支援センター指導	地理的要件や過去の相談経緯、その他の理由により児童家庭支援センターによる指導が適当と考えられる事例に対して行う。
		知的障害者福祉司指導 社会福祉主事指導	問題が知的障害に関するもの及び貧困その他環境の悪条件等によるもので、知的障害者福祉司又は社会福祉主事による指導が適当な場合に行う。
		障害者等相談支援事業を行う者の指導	障害児及びその保護者であって地理的要件や過去の相談経緯、その他の理由により障害者等相談支援事業を行う者による指導が適当と考えられる事例に対して行う。
		指導の委託	上記の他、当該指導を適切に行うことができる者に、指導を委託することができる。
訓戒・誓約措置	こども又は保護者に注意を喚起することにより、問題の再発を防止し得る見込みがある場合に行う。		
児童福祉施設入所措置 指定発達支援医療機関委託	家庭環境や本人の行動上の問題、障害などのため、一定期間保護、療育、訓練、生活指導等を必要とするこどもを児童福祉施設に入所(通所)させ又は指定発達支援医療機関に委託する。		

里親・小規模住居型 児童養育事業委託	家庭での養育に欠けるこども等に、その人格の完全かつ調和のとれた発達のための温かい愛情と正しい理解をもった家庭を与えることにより、愛着関係の形成などこどもの健全な育成を図る。
児童自立生活援助の実施	義務教育を終了したこども又はこども以外の満 20 歳に満たない者であって措置解除者等である者や、満 20 歳以上の措置解除者等であって、児童自立生活援助の実施が必要と認められたものを対象に、共同生活を営むべき住居において、就職先の開拓や仕事や日常生活上の相談等の援助を行う。
市町村への事案送致	児童相談所において受理したケースのうち、一義的な児童相談や子育て支援により対応すべき事案について、市町村へ送致する。
福祉事務所送致等	こどもや保護者等を福祉事務所の知的障害者福祉司又は社会福祉主事に指導させる必要がある場合、助産の実施、母子保護の実施、保育の実施が必要な場合などに行う。
家庭裁判所送致	触法少年及びぐ犯少年について、専門的観点から判断して家庭裁判所の審判に付することがそのこどもの福祉を図る上で適当と認められる場合や、強制的措置を必要とする場合等にその児童を家庭裁判所に送致する。
家庭裁判所に対する 家事審判の申し立て	児童福祉法第 28 条の規定に基づく承認の請求、親権喪失審判・親権停止審判の申し立て、未成年後見人選任・解任の請求等を行う。

業務状況

ア 相談の状況

令和6年度の新潟県が所管する5か所の児童相談所の相談受付件数の合計は5,407件であり、種類別で最も多いのは養護相談で3,201件であった(図2-1-1)。

受付件数を年齢別に見ると、最も多いのが13歳となっており(図2-1-2)、相談経路別に見ると、市町村からの相談が1,727件(31.9%)と一番多い(図2-1-3)。

受け付けた相談の対応状況については、対応件数5,448件中、助言指導が5,125件と全体の94.1%を占めている。助言指導以外の対応として最も多いのは、継続指導で82件、次いで児童福祉司指導の64件となっている。児童福祉施設等への措置(児童福祉施設入所、里親委託)は46件となっている(図2-1-4)。

図2-1-1 相談種類別受付状況の推移(県計)(福祉行政報告例 第44表)

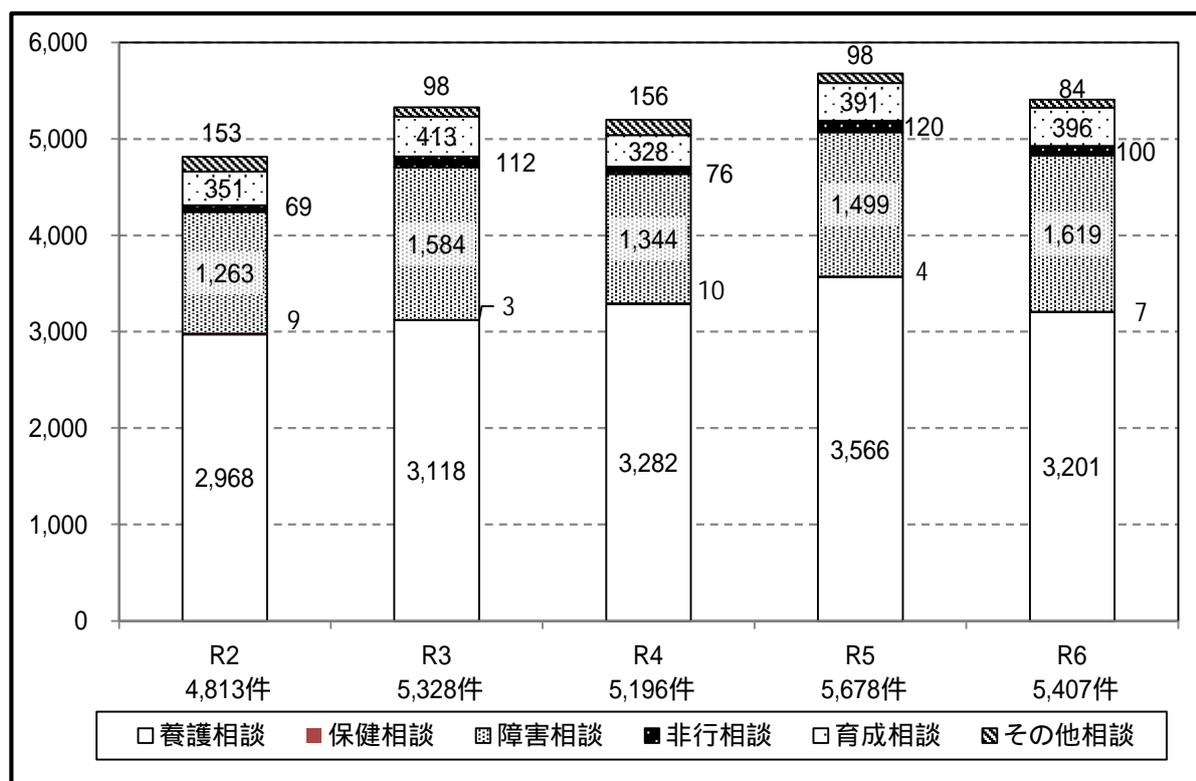


図 2-1-2 年齢別相談受付状況 総数 5,407 件（福祉行政報告例 第 44 表）

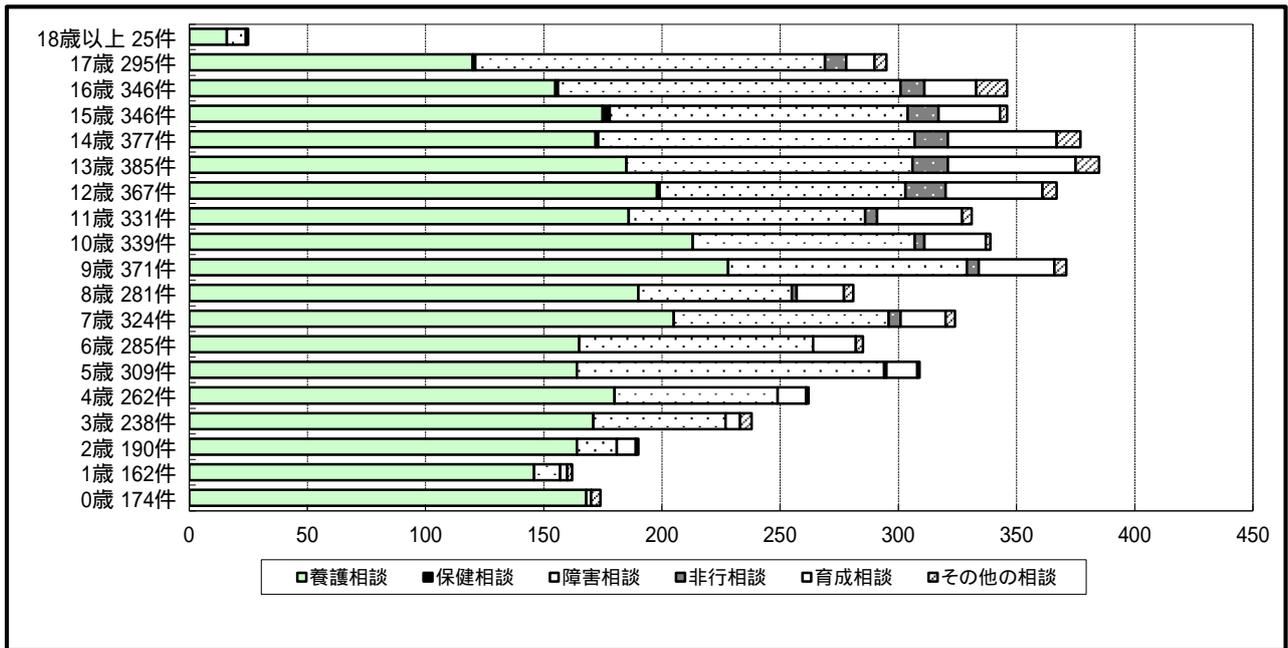


図 2-1-3 相談経路別受付状況 総数 5,407 件（福祉行政報告例 第 43 表）

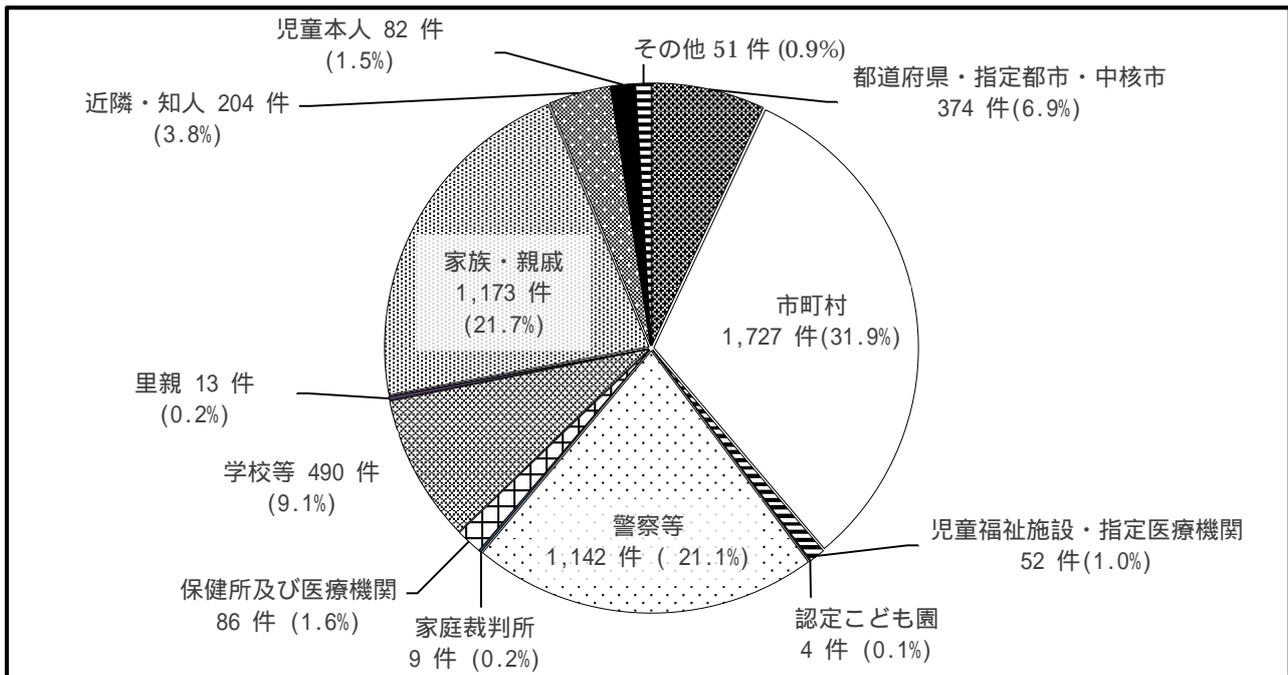
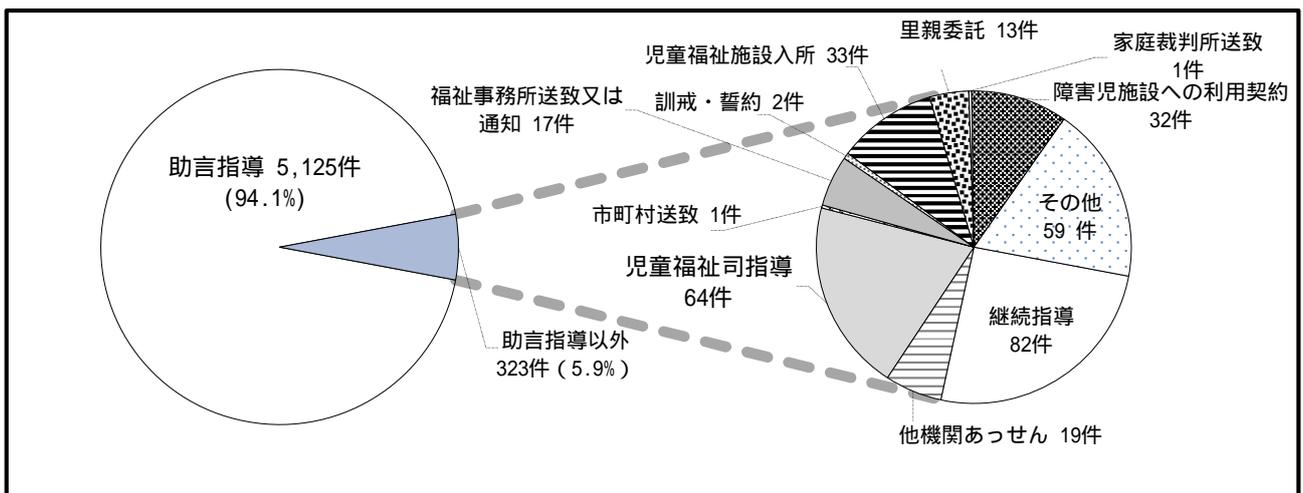


図 2-1-4 指導別対応状況 総数 5,448 件（福祉行政報告例 第 45 表）



イ 児童虐待相談の状況

令和6年度、各児童相談所に寄せられた虐待通告件数は計2,437件であった。これらの通告のうち、調査・診断を経て判定会議・援助方針会議等で虐待と判定され、虐待相談として受け付けた相談は2,247件となった（表2-1-1）。

一方、児童虐待相談対応件数は2,300件となり、その内訳は、心理的虐待が1,258件（54.7%）で最も多く、次いで身体的虐待が542件（23.6%）、保護の怠慢ないし拒否（ネグレクト）が485件（21.1%）、性的虐待が15件（0.7%）となっている（図2-1-5）。年齢別に見ると、9歳が175件で最も多く、次いで11歳が158件となっている。（図2-1-6）。

主たる虐待者では、実母が1,190件（51.7%）と最も多く、次いで実父が1,000件（43.5%）となっており、実父母で95.2%を占めている（図2-1-7）。

なお、保護者以外の家族・親族・同居人等からの家庭内における虐待は身体的・心理的・性的・ネグレクトのそれぞれの虐待では受理せず、保護者の『保護の怠慢ないし拒否（ネグレクト）』として受理している。

表2-1-1 児童虐待における通告件数及び相談件数（相談所別）（福祉行政報告例 第44表）

	中央	新発田	長岡	南魚沼	上越	計
通告件数	585	401	562	366	523	2,437
相談件数	458	391	528	366	504	2,247

図2-1-5 児童虐待種類別対応件数の推移（県計）（福祉行政報告例 第49表）

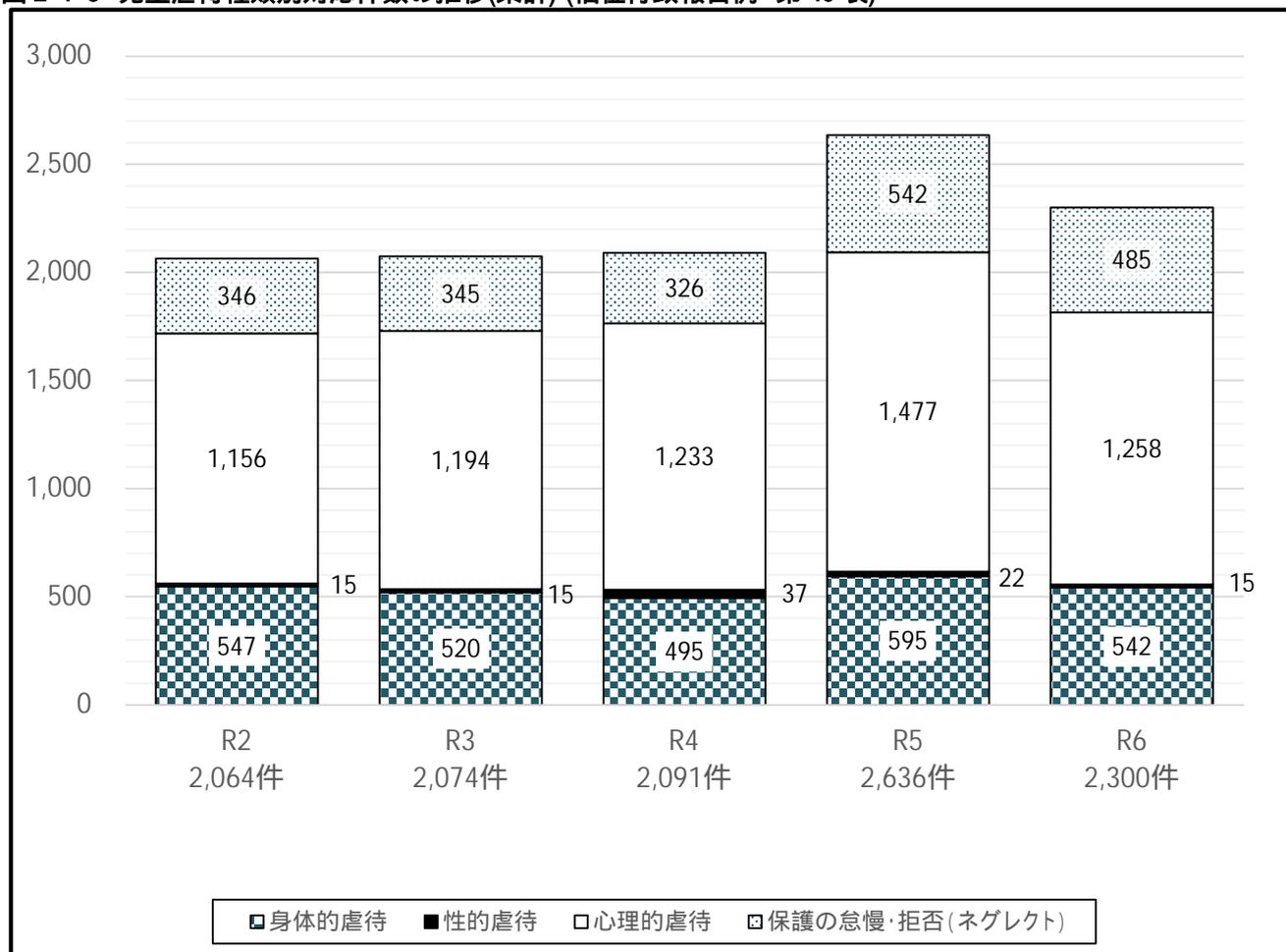


図 2-1-6 年齢別児童虐待相談対応件数(県計) 総数 2,300 件 (福祉行政報告例 第 49 表)

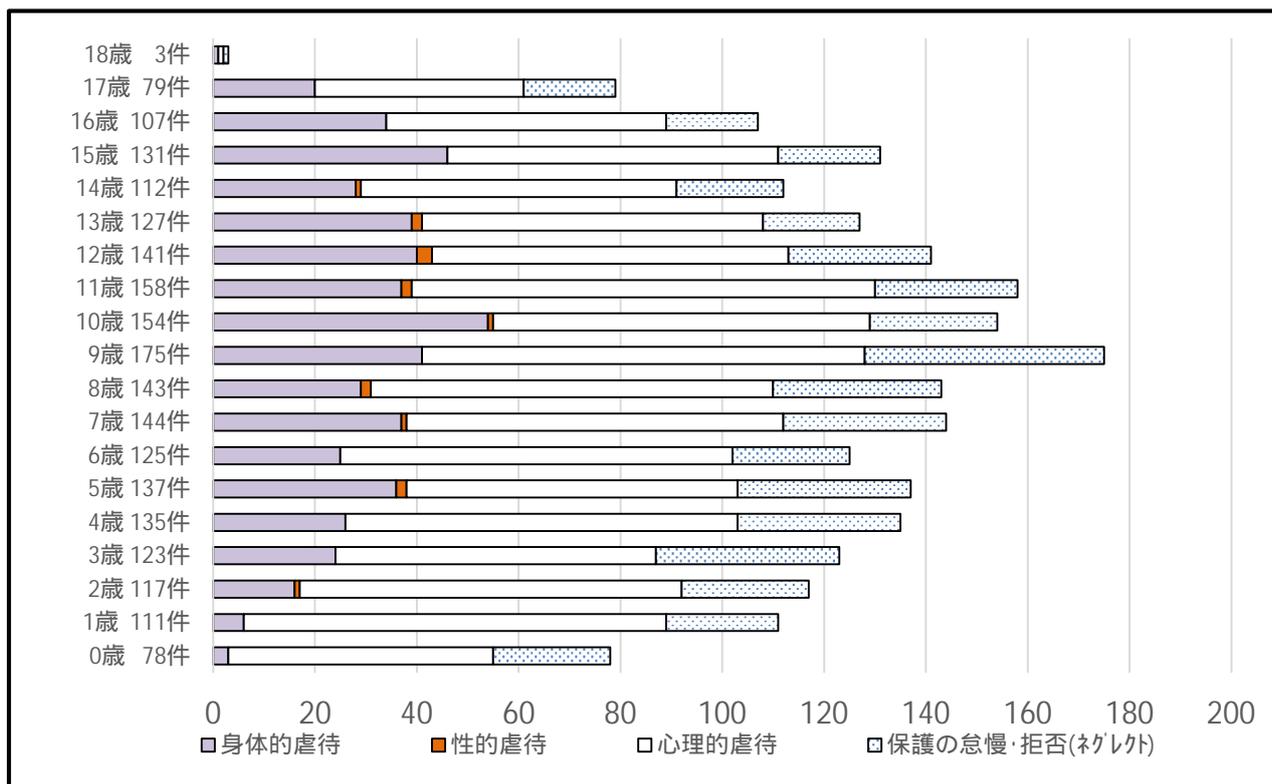
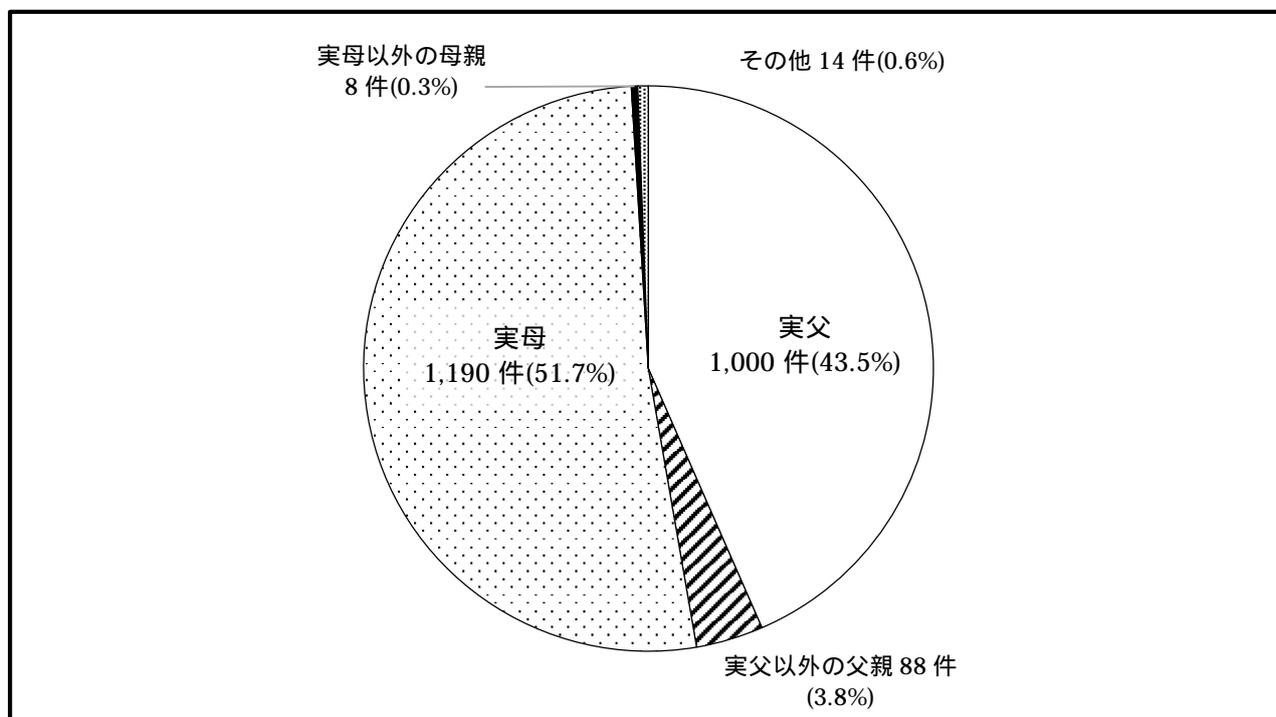


図 2-1-7 主な虐待者の状況(県計) 総数 2,300 件 (福祉行政報告例 第 49 表)



虐待相談を経路別に見ると、警察等（警察官及び司法警察職員として職務を行うもの）からの相談が最も多く、1,004件となっている（図2-1-8）。

また、受け付けた児童虐待相談の対応の状況については、助言指導が2,166件と全体の94.1%を占めている。助言指導以外では、児童福祉司指導が52件、次いで、継続指導が42件となっている（図2-1-9）。

図2-1-8 経路別児童虐待相談対応件数(県計) 総数 2,300件 (福祉行政報告例 第49表)

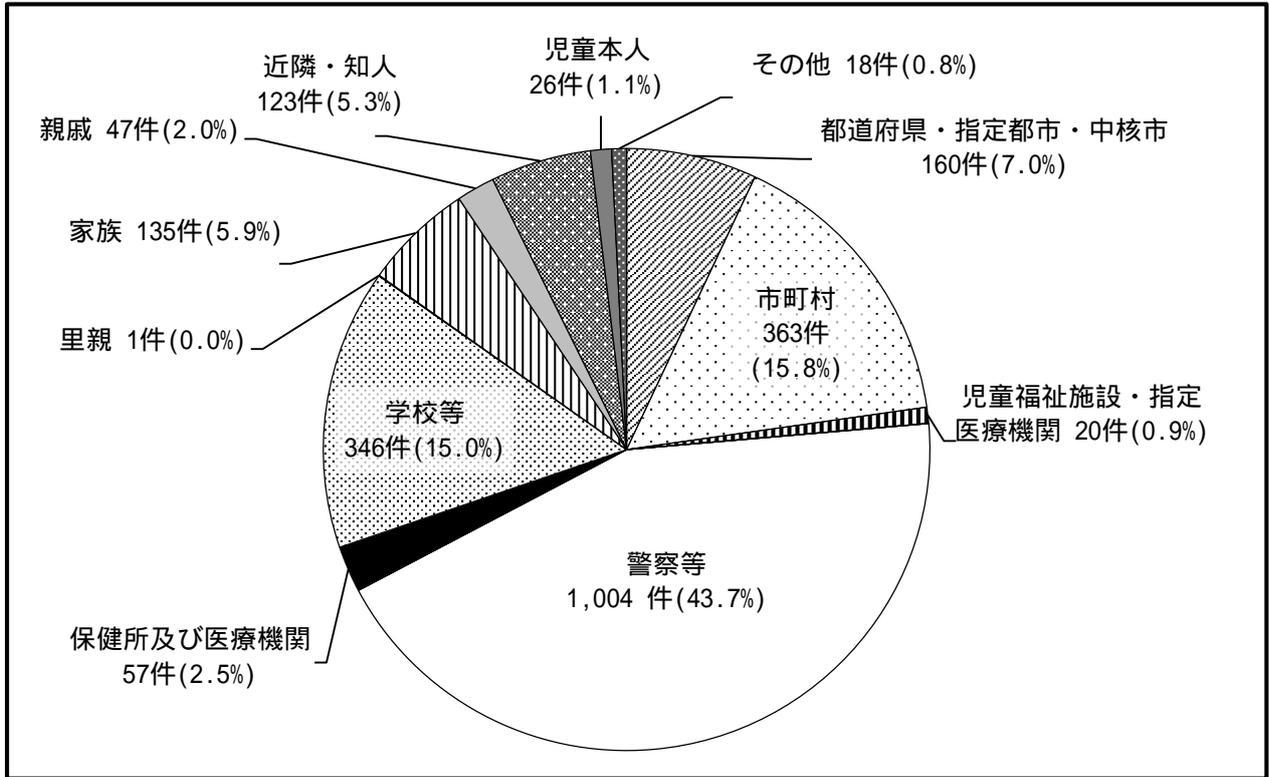
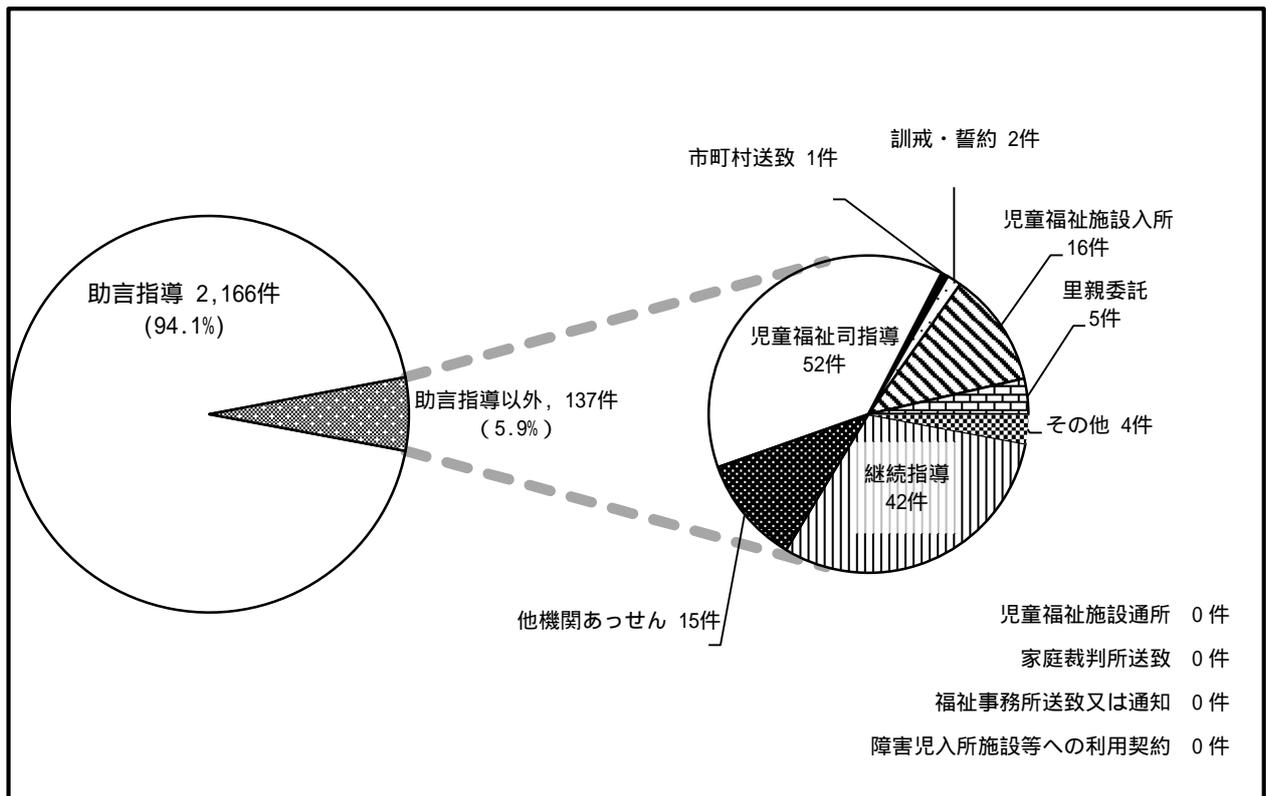


図2-1-9 指導別児童虐待相談対応件数(県計) 総数 2,303件(複数対応あり) (福祉行政報告例 第45表)



ウ 援助件数の状況（調査・診断及び心理療法・カウンセリング等）

受け付けた相談について、令和6年度中に児童相談所で実施した調査・社会診断指導、医学診断指導、心理診断指導及び心理療法・カウンセリング等（以下、援助件数と略す）は延べ53,044件であった（図2-1-10）。

このうち、児童虐待相談において実施した延べ援助件数は、34,225件で全体の64.5%を占めており、令和6年度に児童相談所で対応した相談件数（5,448件）に占める児童虐待相談件数（2,303件 複数対応含む）の割合（42.3%）と比較すると、その割合の高さがわかる（図2-1-11）。

このことは、児童虐待相談の場合においては調査に対する客観性がより強く求められることや、保護者等による加害行為の危険性が想定されることなどにより、初期調査からその後の診断指導の過程において、複数回の対応が必要とされ、状況によっては複数職員での対応が必要とされるためである。

図2-1-10 調査・診断及び心理療法・カウンセリング等の実施状況(県計) (福祉行政報告例 第48表)

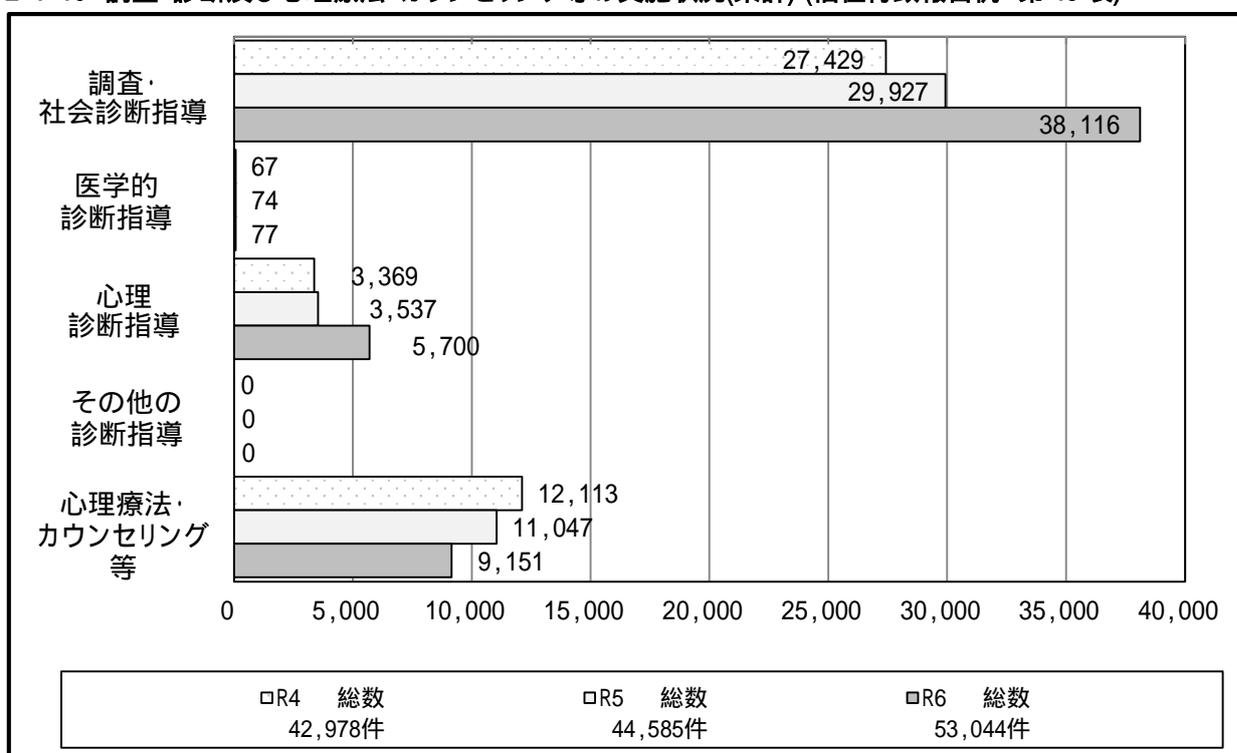
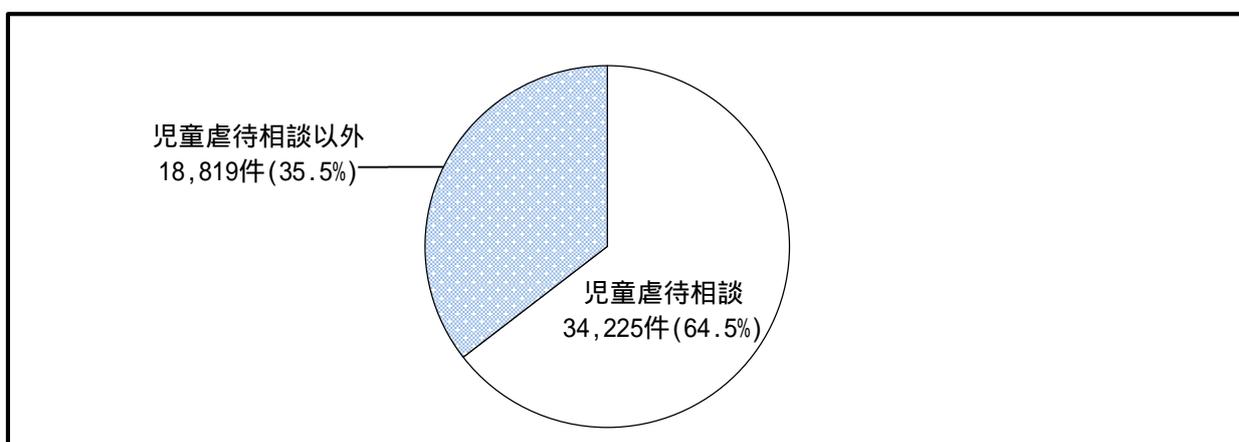


図2-1-11 総延べ援助件数に占める児童虐待相談の割合(県計) 総数53,044件 (福祉行政報告例 第48表)



エ 一時保護の状況

一時保護施設は、中央児童相談所（定員 30 人）、長岡児童相談所（定員 14 人）及び上越児童相談所（定員 12 人）に設置されている。

令和 6 年度に児童相談所で一時保護を終えたこども（対応児童）は 240 人、延べ日数は 5,892 日であった。また、施設等に一時保護を委託し、解除したこどもは 198 人、延べ日数は 2,918 日であった。所内保護と委託保護を合わせると 438 人、延べ 8,810 日であった（図 2-1-12、図 2-1-13）。

一時保護は緊急保護・行動観察・短期入所指導の目的で行われる。保護される理由は虐待や養護、ぐ犯等様々であり、年齢も乳幼児から高校生まで幅広い。そのため、指導カリキュラムを工夫して、一人ひとりが安全に安心して生活できることに配慮している。

図 2-1-12 一時保護対応児童数(所内保護)状況の推移 (福祉行政報告例 第 47 表)

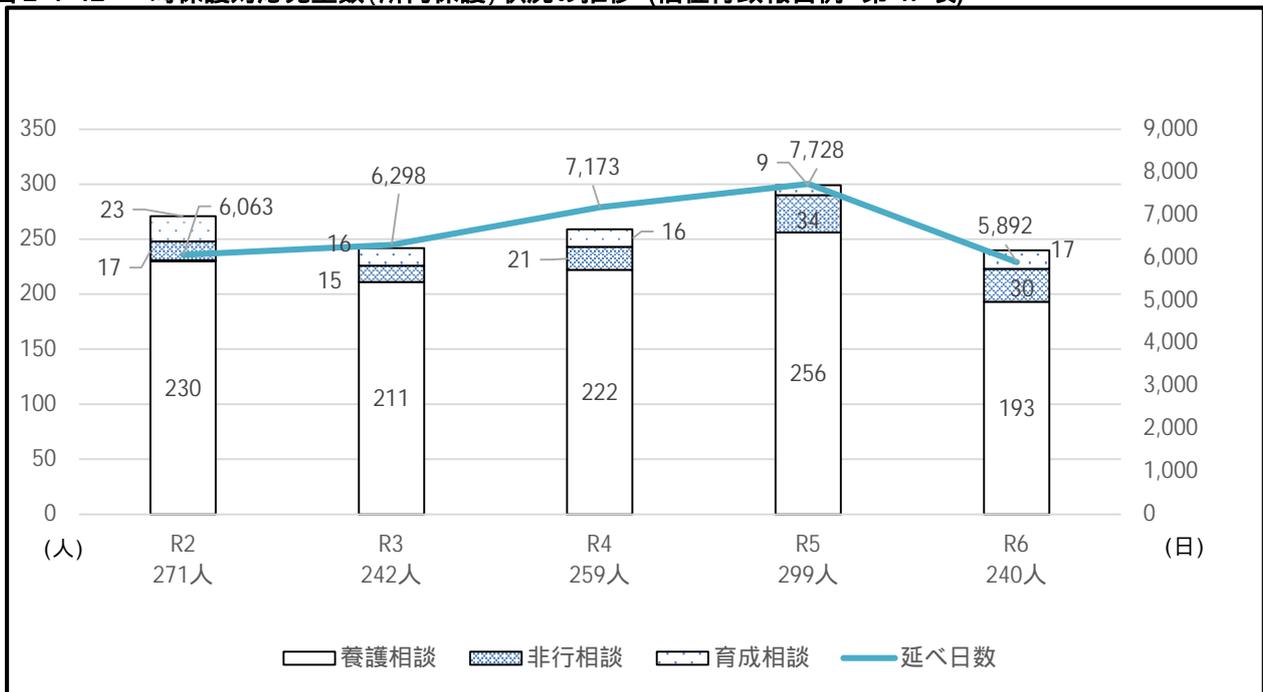


図 2-1-13 一時保護対応児童数(委託保護)状況の推移 (福祉行政報告例 第 47 表)

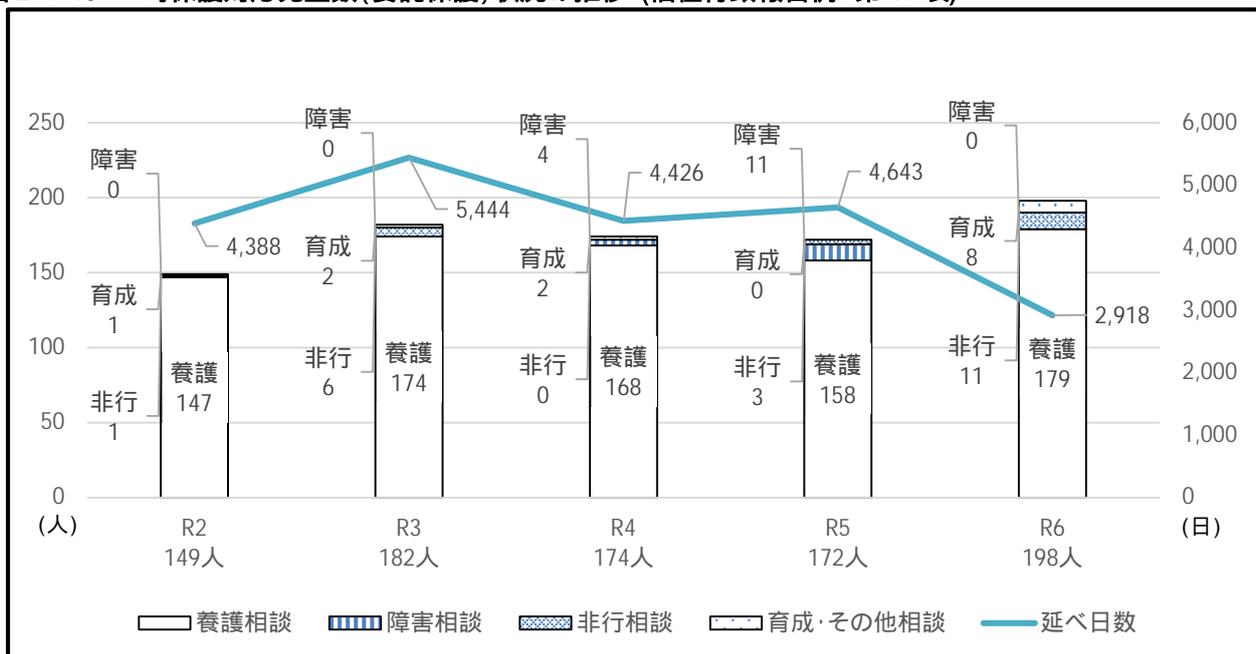


図 2-1-14 相談種別状況 総数 438 人(所内保護 240 人、委託保護 198 人) (福祉行政報告例 第 47 表)

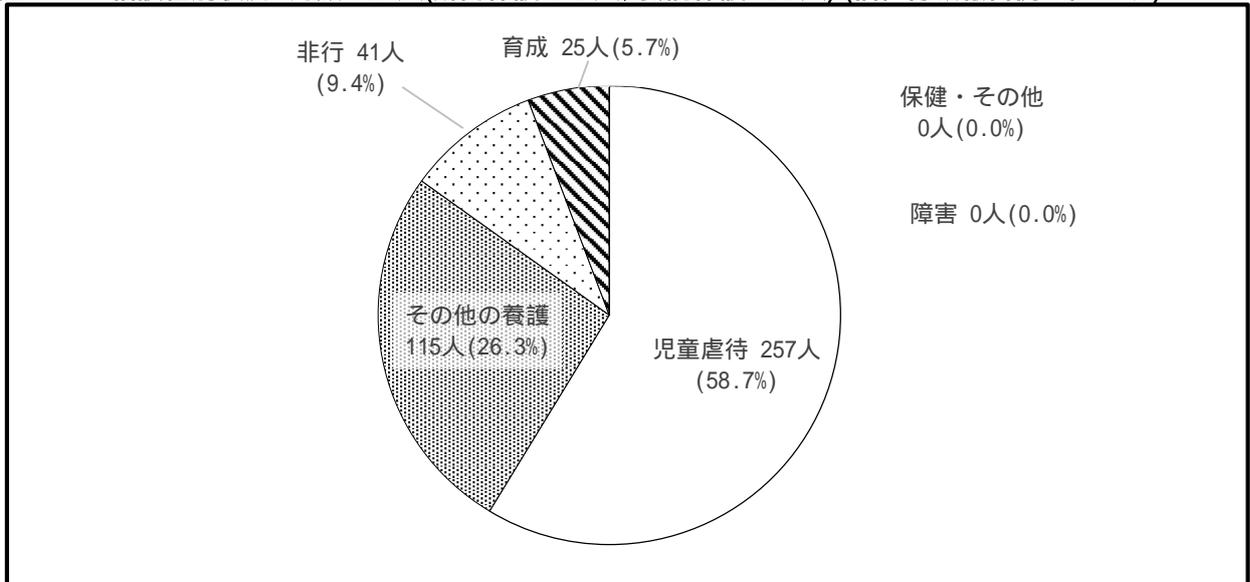
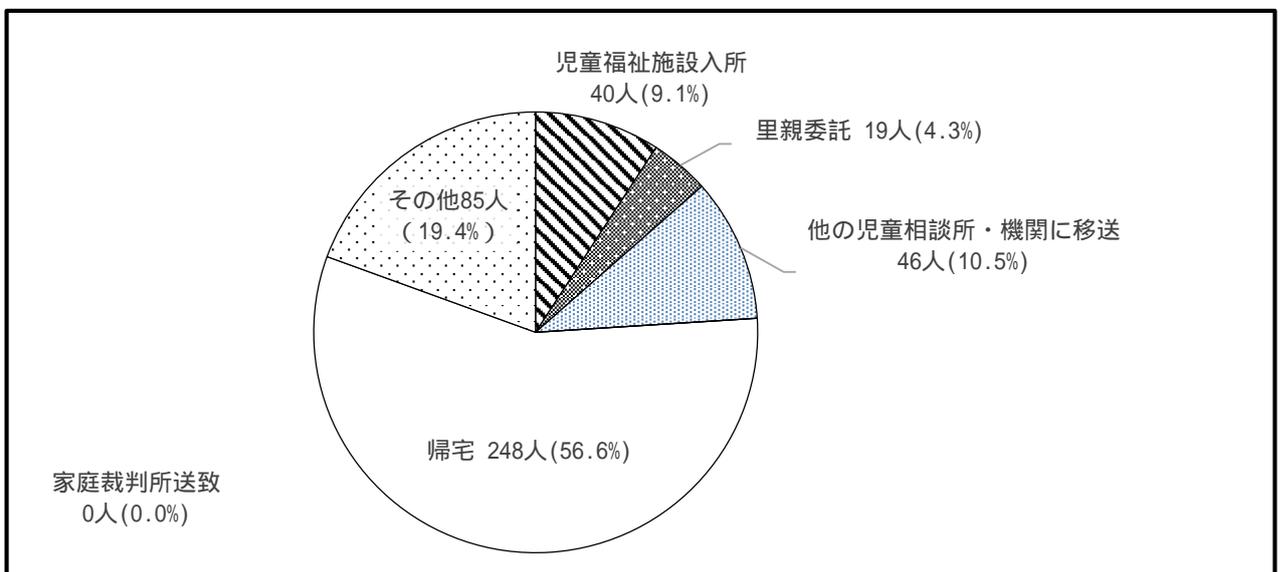


図 2-1-15 被虐待児童の一時保護対応状況の推移 (福祉行政報告例 第 47 表)



図 2-1-16 退所者の状況(委託保護分含む) 総数 438 人 (福祉行政報告例 第 47 表)



オ 里親等

里親制度とは、様々な事情により家庭での養育が困難又は受けられなくなった子ども達を、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の中で養育する制度である。

平成 14 年 10 月、里親制度の一層の振興を図るため新たに専門里親、親族里親が創設されるとともに、里親の養育に関する最低基準も定められた。

平成 21 年 4 月、家庭的養護の一層の充実を図るため、里親制度が大幅に改正された。この改正により、里親は「養育里親」・「養子縁組によって養親となることを希望する者（以下「養子縁組里親」という）」・「親族里親」の 3 つに大きく区分され、「養育里親」の中に、虐待を受けた児童等のうち特に支援が必要と認めた児童の養育を行う里親として、専門里親が位置づけられた。また、「養育里親」・「養子縁組里親」については、登録前の研修や更新時の研修が義務づけられた。

登録里親数は、令和 6 年度は 208 組であった（図 2-1-17）。年度末の登録里親数の内訳は、養育里親 199 組、専門里親 16 組、親族里親 8 組、養子縁組里親 104 組である（一部重複している）。

図 2-1-17 登録里親・委託里親及び委託児童の推移（福祉行政報告例 第 56、57 表）

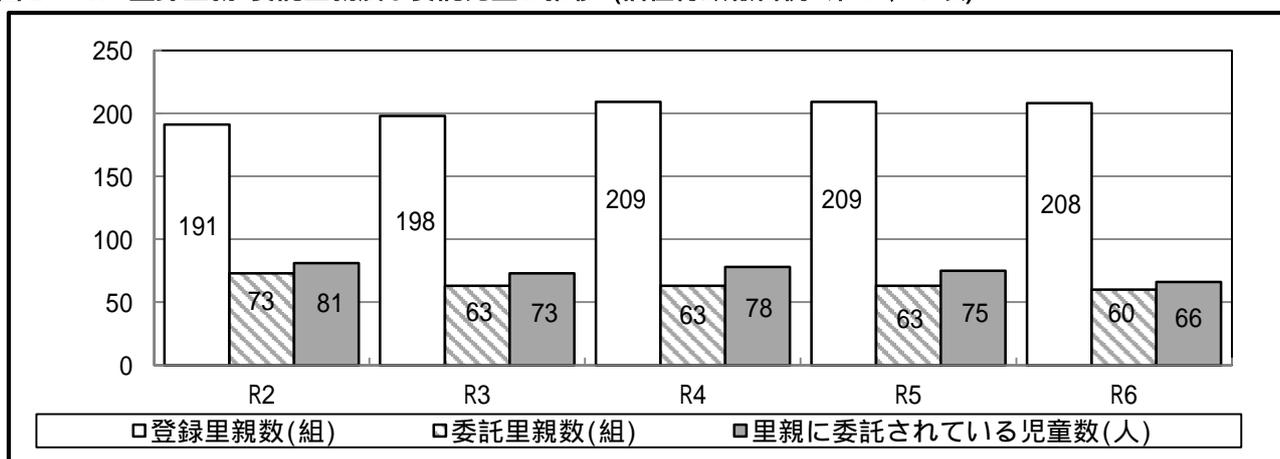


表 2-1-2 児童が委託されている新規里親数・新規又は措置変更により里親に委託された児童数

(福祉行政報告例第 56、57 表)

	R2	R3	R4	R5	R6
里親(組)	20	11	9	13	11
里親委託児童(人)	20	15	22	17	15

表 2-1-3 ファミリーホーム事業所数・新規又は措置変更によりファミリーホームに委託された児童数

(福祉行政報告例 第 56、57 表他)

	R2	R3	R4	R5	R6
ファミリーホーム(事業所数)	3	3	3	4	3
入所児童(人)	0	0	0	1	3

ファミリーホーム(事業所数)は新潟市管内の事業所を含む。

表 2-1-4 年度末現在里親等委託率 (福祉行政報告例 第 50、57 表)

	R2	R3	R4	R5	R6
乳児院入所児(人)	21	19	21	23	19
児童養護施設入所児(人)	115	114	103	101	104
里親・ファミリーホーム委託児(人)	83	74	82	79	73
里親等委託率(%)	37.9	35.7	39.8	38.9	37.2

里親等委託率(%)=里親・FH委託児(人)÷(乳児院入所児+児童養護施設入所児+里親・FH委託児)(人)×100
 児童自立支援施設、児童心理治療施設、自立援助ホームなどに入所している児童は含まれない。

カ 佐渡巡回相談(中央児童相談所)

児童相談所に直接来所することが困難な地域(佐渡市)に出向いて会場を設定し、相談や判定を実施している(知的障害者更生相談所と同日に開催する場合もある)。

表 2-1-5 巡回相談実施状況(県計)

年度	R2	R3	R4	R5	R6
回数	12	10	11	13	9
件数	15	21	27	22	15

個別に対応した出張判定は含まない。

キ 療育手帳に係る判定事務

「療育手帳制度の実施について」(昭和48年厚生省事務次官通知)に基づき、知的障害児(者)のより一層の福祉の充実を図るため、療育手帳申請者について判定を行い、知的障害と判定された18歳未満の者に対して療育手帳を交付している。

また、必要に応じ、障害程度の確認と相談・支援等のための再判定を実施している。

表 2-1-6 療育手帳に係る判定状況

実績		R2	R3	R4	R5	R6
新規判定 件数	該当	236	294	276	280	305
	非該当	26	29	37	31	40
再判定 件数	該当	610	789	501	668	733
	非該当	14	7	12	23	10

ク 専門的技術的援助

児童相談所では、児童福祉の推進を図るため、連絡会議・研修会の開催や講師派遣などにより、市町村、学校・保育所、民生児童委員、関係施設などに対して、専門的技術的援助及び助言を行っている。

特に市町村は、平成17年4月から児童家庭相談に応じることが市町村の業務として法律上明確化されており、基礎的な地方公共団体として、身近な場所で児童の福祉に関する支援を適切に行うことが求められているため、児童相談所が要保護児童対策地域協議会の各会議に出席し助言したり、児童相談所が主催する市町村等職員研修を実施したり、市町村主催の研修会等への講師派遣を積極的に行うなど、必要な助言や適切な援助を年間通して行っている。

また、令和4年の児童福祉法改正により、要保護児童等への包括的かつ計画的な支援の実施が市町村業務に追加され、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行う「こども家庭センター」の設置が努力義務となった。このため、県内市町村の「こども家庭センター」の設置・運営上の課題や悩みを共有し、各市町村の工夫や先進的な取組みを学び合う場として、市町村こども家庭支援担当者連絡会議や市町村こども家庭支援担当者実務研修会を開催している。

表 2-1-7 要保護児童対策地域協議会への出席

		中央	新発田	長岡	南魚沼	上越	計
代表者会議	従事職員数	18	10	13	4	3	48
	回数	9	5	6	4	3	27
実務者会議	従事職員数	122	108	70	89	36	425
	回数	51	39	25	33	16	164
個別ケース検討会	ケース数	138	39	108	81	232	598
	参加回数	134	31	92	60	153	475

表 2-1-8 研修、講師派遣等の実績

		中央	新発田	長岡	南魚沼	上越	計
児童相談所による市町村等職員研修の実施	従事職員数	23	19	32	0	27	101
	回数	3	2	3	0	4	12
市町村等が実施する研修会等への講師派遣	従事職員数	10	15	32	4	5	66
	回数	6	9	19	4	5	43

ケ 保健師活動の状況

令和元年の児童福祉法改正に伴い、令和4年度から5か所の児童相談所に3名の保健師が配置された（令和6年度に2名増員）。

保健師は、児童福祉司や心理判定員等と協働のもと、保健・医療に関する専門性を生かしながら個別ケースへ対応するとともに、市町村や医療機関等と連携し、地域における支援体制の構築を図るよう活動している。

令和6年度は、全体の活動単位数が増加しており、内訳は個別ケースへの対応が全体の55.4%を占め、地域との連携は12.1%となっている（図2-1-18）。個別ケースへの対応内訳は、訪問が32.0%と最も多くを占めており、定例会議等21.5%、面接が10.2%だった（図2-1-19）。

保健師活動は半日を1単位として計上。

図2-1-18 業務内容別保健師活動 総数2,212.1単位

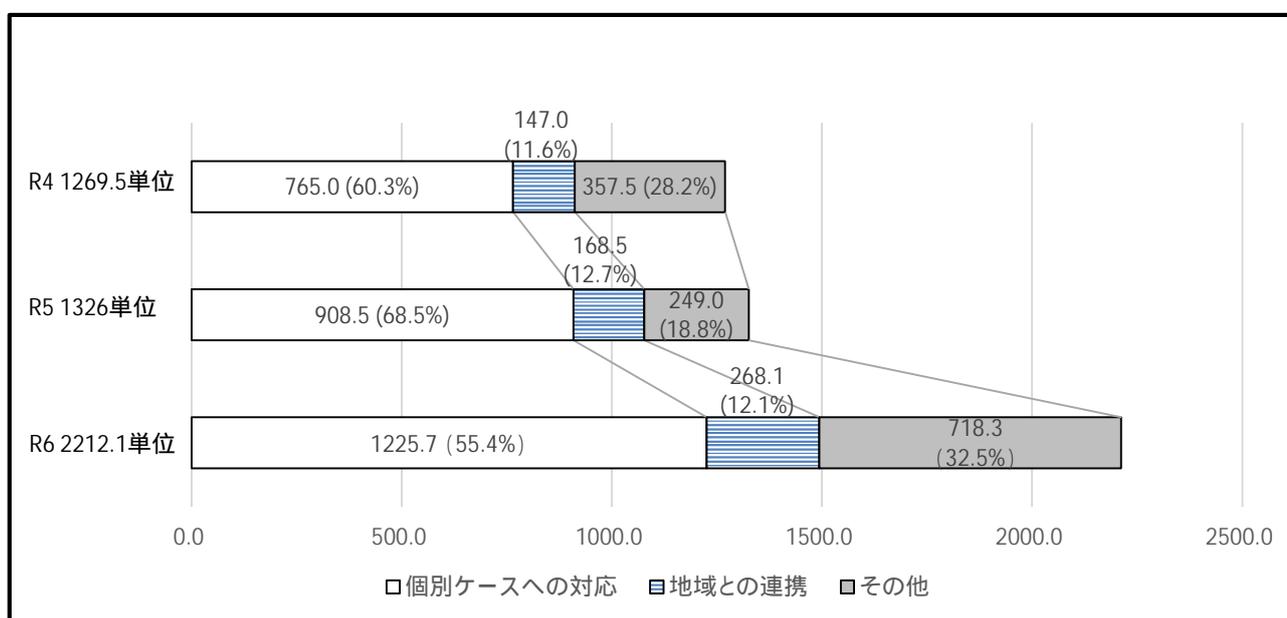
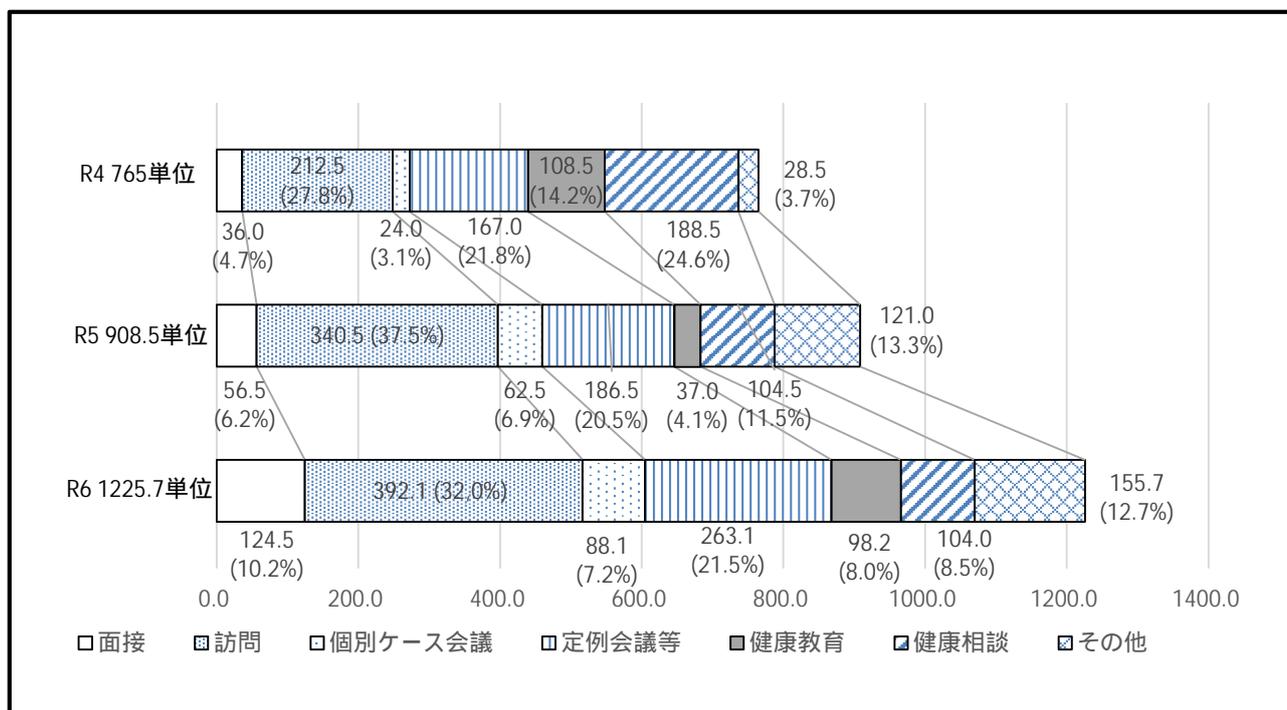


図2-1-19 個別ケースへの対応内訳 経年度比較



2 身体障害者更生相談所の概要

身体障害者更生相談所は、身体障害者福祉法第 11 条に基づき、市町村における身体障害者の更生援護の実施にあたり専門的な知識・技術を必要とする相談及び指導や、医学的、心理的及び職能的判定を行うこと等を主な業務として設置された行政機関である。

沿革

年月日	設 置 及 び 組 織	所 在 地
昭 25. 4. 1	身体障害者福祉法施行	新潟市川岸町 3-21
27. 7. 1	身体障害者更生相談所設置	
56.10. 1	更生相談所に人工透析審査委員会設置	
平 4. 4. 1	更生相談所に障害程度審査委員会設置	
5. 4. 1	新潟県民生部の組織改正により、中央・新発田・長岡・六日町・上越の 5 か所の身体障害者更生相談所が設置される	中央は中央福祉相談センターに設置 他は地域福祉センターに設置
5. 4. 1	中央身体障害者更生相談所に入所調整委員会を設置	
7. 3.27	中央福祉相談センター移転	中蒲原郡亀田町向陽 4-2-1 (現 新潟市江南区亀田向陽)
9. 7. 1	身体障害者手帳交付事務を中央福祉相談センターで行う	
14. 4. 1	健康福祉環境事務所の設置に伴い、新発田・長岡・六日町・上越は各健康福祉環境事務所内組織の「児童・障害者相談センター」となる	
15. 6.16	中央福祉相談センター及び児童・障害者相談センターを置く健康福祉環境事務所で、所管区域に所在する身体障害者更生援護施設の入所調整会議を主宰	
16. 4. 1	地域振興局が設置されたことに伴い、健康福祉(環境)事務所は振興局内の部に改編される。これにより新発田・長岡・六日町・上越は地域振興局健康福祉環境部内の組織となる	
16. 4.27	入所調整会議の主催が、各身体障害者更生相談所となる	
17. 4. 1	六日町は南魚沼に名称変更	
20. 4. 1	見附市の所管が中央から長岡に変更	
25. 4. 1	小千谷市の所管が南魚沼から長岡に変更	
令 4. 4. 1	新発田・長岡・南魚沼・上越は児童・障害者相談センターが健康福祉環境部から独立し、単独所属となる	
6. 4. 1	中央福祉相談センターに障害者相談支援室を設置	

業務内容

ア 専門的相談支援と指導

- (ア) 障害者等が障害福祉サービスを主体的かつ適切に選択できるように相談支援する。
(イ) 身体障害者に関する相談及び指導のうち、市町村において対処することが困難で専門的な助言を要する者の相談・指導を行う。

イ 医学的、心理学的及び職能的判定

身体障害者の支援に必要な医学的判定、心理学的判定を行う。自立支援医療(更生医療)の給付、補装具の給付に必要な判定を市町村からの依頼に応じて行う。

ウ 施設入所に係る市町村相互間の連絡調整

エ 専門的技術的援助及び指導

オ 身体障害者手帳の交付及び審査(中央福祉相談センター)

業務状況

ア 相談の状況

令和6年度の新潟県全体の相談件数は、6,747件であった(図2-2-1)。

相談内容別に見ると、身体障害者手帳の相談が最も多く、4,605件と全体の68.3%を占めており、次いで補装具の相談が1,230件(18.2%)となっている(図2-2-2)。

図2-2-1 相談受付件数の推移(件数)(福祉行政報告例 第17表)

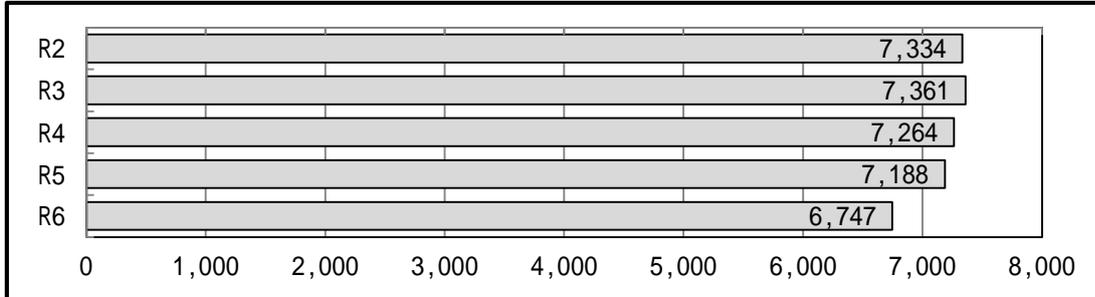
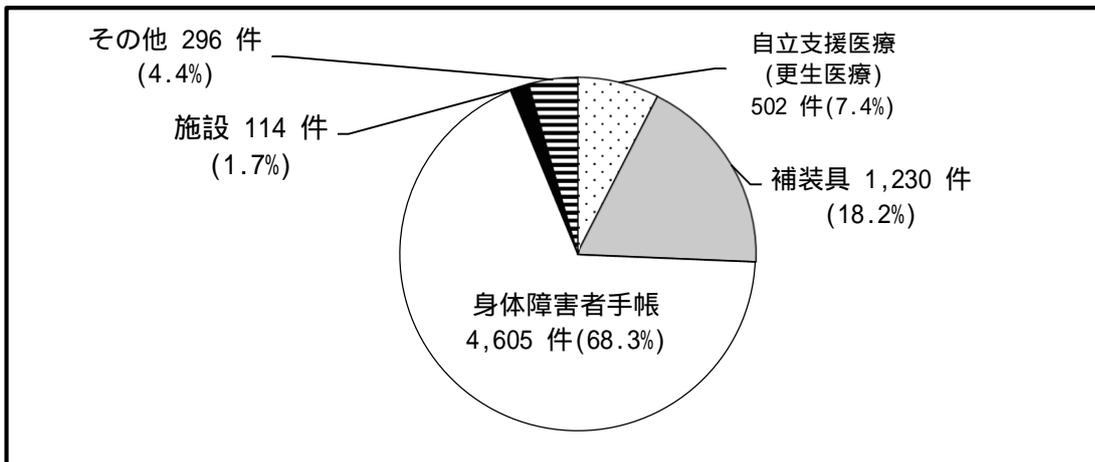


図2-2-2 相談内容別状況(県計)総件数6,747件(福祉行政報告例 第17表)



イ 判定の状況

令和6年度の新潟県全体の判定件数は6,708件であり、医学的判定が6,594件(98.3%)である(図2-2-3)。

また、判定書の交付件数は6,695件で、身体障害者手帳によるものが4,605件(68.8%)と最も多く、次いで補装具が1,180件(17.6%)となっている(図2-2-4)。

図2-2-3 判定内容状況(県計)総件数6,708件(福祉行政報告例 第17表)

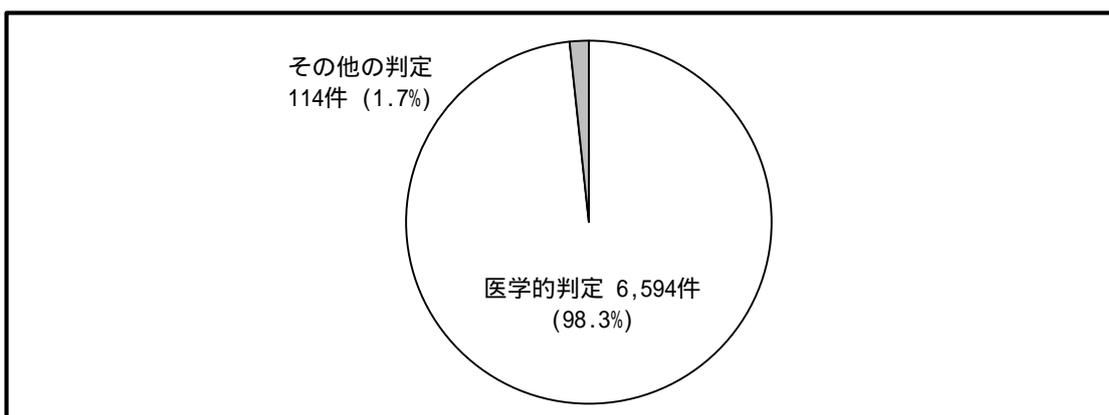
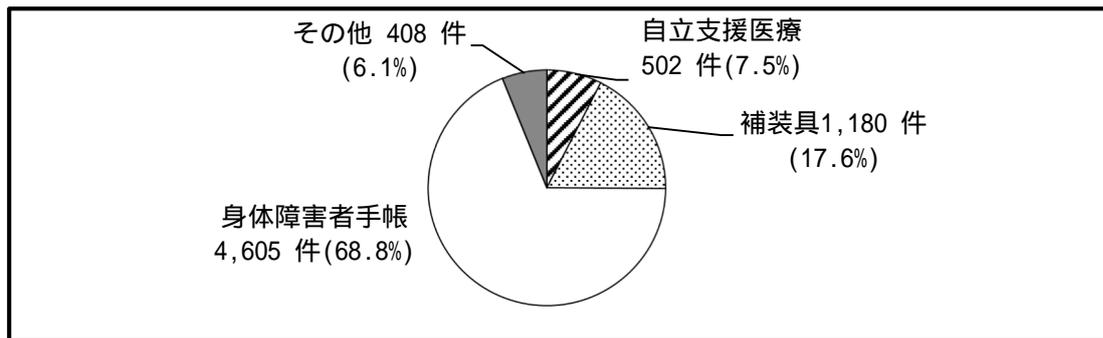


図 2-2-4 判定書交付の状況（県計）総件数 6,695 件（福祉行政報告例 第 17 表）



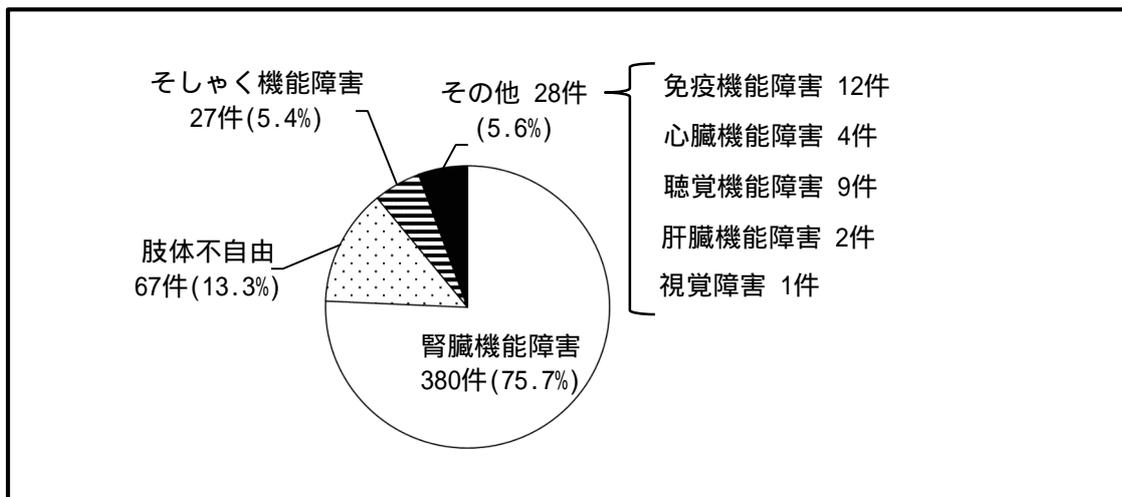
(ア) 自立支援医療（更生医療）の給付判定

自立支援医療（更生医療）は、疾病・事故・災害等による身体的損傷を負った身体障害者に対して、日常生活能力、社会生活能力、又は職業能力を回復又は向上若しくは獲得させることを目的とする医療である。身体障害者更生相談所では、市町村からの依頼に応じ、この医療の要否について判定を行っている。

判定状況

令和 6 年度の判定書交付件数は、502 件で、判定書交付件数を障害別に見ると、腎臓機能障害が 380 件と全体の 75.7%と多くを占めている（図 2-2-5）。

図 2-2-5 自立支援医療（更生医療）判定書交付状況 交付件数 502 件



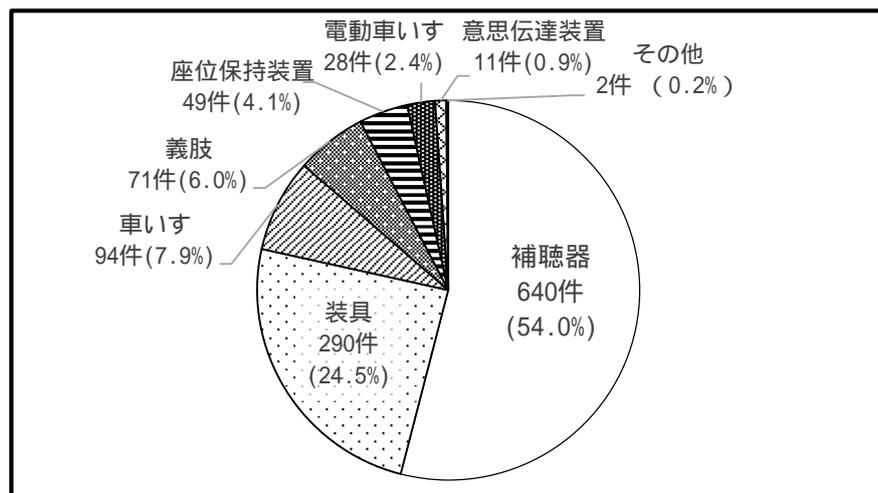
(イ) 補装具費の支給判定

補装具費支給制度は、障害者等の日常生活や社会生活の向上を図るために、障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ長期間にわたり継続して使用されるものの購入又は修理に要した費用の支給を行うものである。

身体障害者更生相談所では、市町村からの依頼に応じ、障害状況等に応じた補装具費が支給されるよう、支給の要否や適合判定を行っている。

令和 6 年度の補装具費支給についての判定書交付件数は、1,185 件で、判定書交付件数を補装具の種目別に見ると、最も多いのが補聴器で 640 件（54.0%）となっており、次いで、装具が 290 件（24.5%）となっている（図 2-2-6）。

図 2-2-6 補装具判定書交付状況（県計）総交付件数 1,185 件



ウ 施設入所に係る市町村間の連絡調整

新潟県内に設置の障害者支援施設等への入所に関し、市町村相互間の連絡及び調整等の公正かつ円滑な実施を確保することを目的として、身体障害者更生相談所ごとに、市町村の代表、施設の代表及び身体障害者更生相談所職員等からなる入所調整会議を開催し、当該身体障害者更生相談所の管轄する区域内の障害者支援施設等について、入所待機者の入所優先順位等について審議している。

表 2-2-1 障害者支援施設等入所調整会議開催状況（県計）

項目	県計	中央	新発田	長岡	南魚沼	上越
回数	14回	4回	3回	2回	2回	3回
件数	129件	55件	7件	2件	2件	63件

エ 専門的技術的援助

身体障害者更生相談所は、専門的技術的な中枢機関として、様々な方法で市町村等に対して専門的な技術的援助指導を行うこととなっており、必要に応じて研修会の開催や講師派遣等により、市町村、関係施設、福祉事務所に対して、身体障害者の更生援護に関する技術的援助及び助言を実施している。

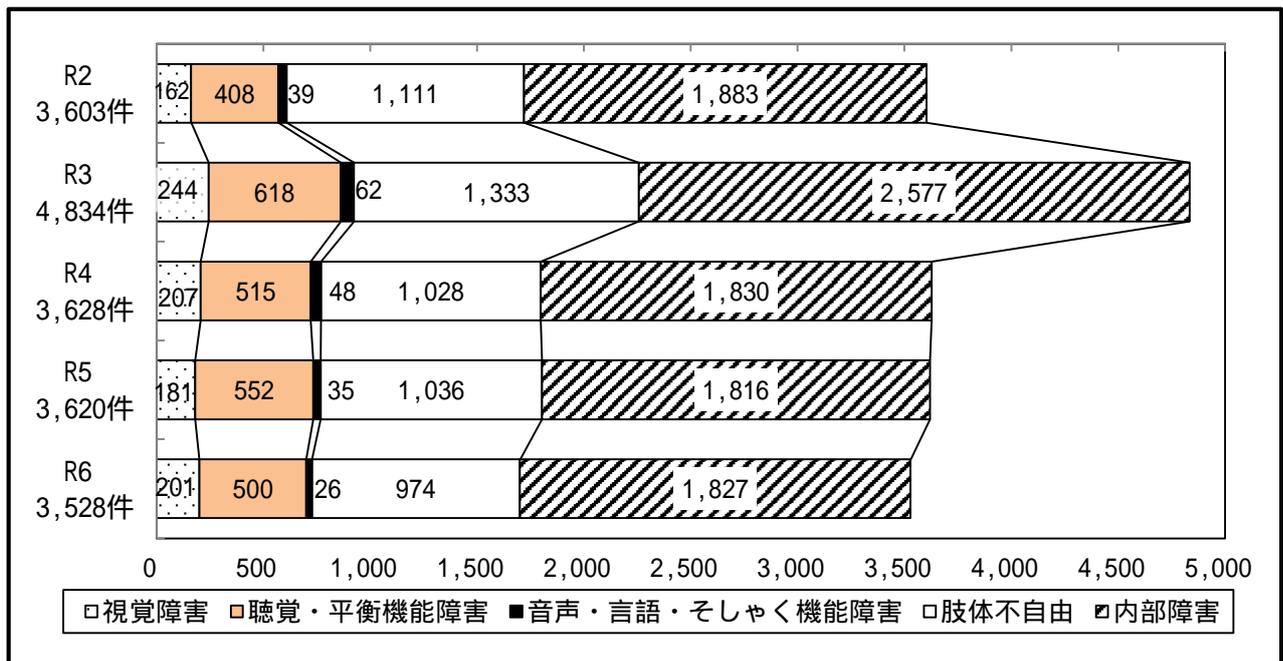
オ 身体障害者手帳の交付事務

中央福祉相談センターにおいて、新潟市を除く県内全域について、各種福祉措置の根拠となる身体障害者手帳に関する交付事務を行っている。

(ア) 身体障害者手帳の交付状況

令和6年度の新規手帳交付件数は3,528件であった。障害種類別では内部障害が最も多く、1,827件で全体の51.8%を占めている。次いで肢体不自由974件(27.6%)、聴覚・平衡機能障害500件(14.2%)の順となっている(図2-2-7)。

図 2-2-7 身体障害者手帳新規交付の推移（福祉行政報告例 第 14 表）



(イ) 障害程度審査委員会開催状況

身体障害者手帳交付の適正化を図ることを目的に身体障害者更生相談所と担当医師からなる障害程度審査委員会を開催し、専門的知識及び技術を必要とする事項について審査している。

表 2-2-2 障害程度審査委員会開催状況（累計）

項目	実績
回数	5回
件数	延べ 32件

3 知的障害者更生相談所の概要

知的障害者更生相談所は、知的障害者福祉法第12条に基づき、市町村における知的障害者の更生援護の実施にあたり専門的な知識・技術を必要とする相談及び指導や、医学的、心理的及び職能的判定を行うこと等を主な業務として設置された行政機関である。

沿革

年月日	設 置 及 び 組 織	所 在 地
昭 36. 1. 1	精神薄弱者更生相談所設置	新潟市川岸町 3-21
40. 5	本省庁の行政区分変更に伴い、中央児童相談所併設となる	新潟市川岸町 1-57-1
43. 5	更生相談センターに移転	
56. 4	中越・上越児童相談所の所長以下、業務担当の一部職員が兼務となる。また、心身障害者社会参加推進員（囑託）を新規配置	
61. 4	児童相談所の組織改正に伴い兼務者増員。また、中央児童相談所佐渡駐在員に兼務発令。	
平 5. 4	新潟県民生部の組織改正により、中央・新発田・長岡・六日町・上越の5か所の精神薄弱者更生相談所が設置される	中央は中央福祉相談センターに設置 他は地域福祉センターに設置
7. 3.27	中央福祉相談センター移転	中蒲原郡亀田町向陽 4-2-1
11. 4. 1	知的障害者更生相談所に名称変更	(現 新潟市江南区亀田向陽)
14. 4. 1	健康福祉環境事務所の設置に伴い、新発田・長岡・六日町・上越は各健康福祉環境事務所内組織の「児童・障害者相談センター」となる	
15. 6.16	中央福祉相談センター及び児童・障害者相談センターを置く健康福祉環境事務所で、所管区域に所在する知的障害者援護施設の入所調整会議を主宰	
16. 4. 1	地域振興局が設置されたことに伴い、健康福祉（環境）事務所は振興局内の部に改編される。これにより、新発田・長岡・六日町・上越は各地域振興局健康福祉環境部内の組織となる	
16. 4.27	入所調整会議の主催が、各知的障害者更生相談所となる	
17. 4. 1	六日町は南魚沼に名称変更	
20. 4. 1	見附市の所管が中央から長岡に変更	
25. 4. 1	小千谷市の所管が南魚沼から長岡に変更	
令 4. 4. 1	新発田・長岡・南魚沼・上越は児童・障害者相談センターが健康福祉環境部から独立し、単独所属となる	
6. 4. 1	中央福祉相談センターに障害者相談支援室を設置	

業務内容

ア 専門的相談支援と指導

- (ア) 障害者等が障害福祉サービスを主体的かつ適切に選択できるように相談支援する。
- (イ) 知的障害者に関する相談及び指導のうち、市町村において対処することが困難で専門的な助言を要する者の相談・指導を行う。

イ 医学的、心理学的及び職能的判定

知的障害者の支援に必要な医学的判定、心理学的判定、就労能力や適性の検査等を行う。また、支援に必要な判定を市町村からの依頼に応じて行う。

ウ 施設入所に係る市町村相互間の連絡調整

エ 専門的技術的援助及び指導等

オ 療育手帳交付事務

業務状況

ア 相談の状況

令和6年度の新潟県全体の相談件数は、1,458件であった(図2-3-1)。

相談内容別に見ると、療育手帳に関するものが812件と全体の55.7%を占めている(図2-3-2)。

図2-3-1 相談受付件数の推移(県計)(福祉行政報告例 第27表)

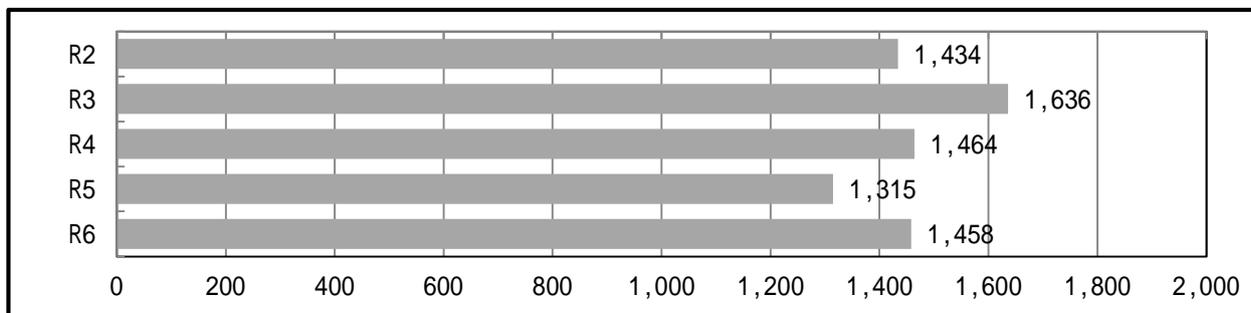
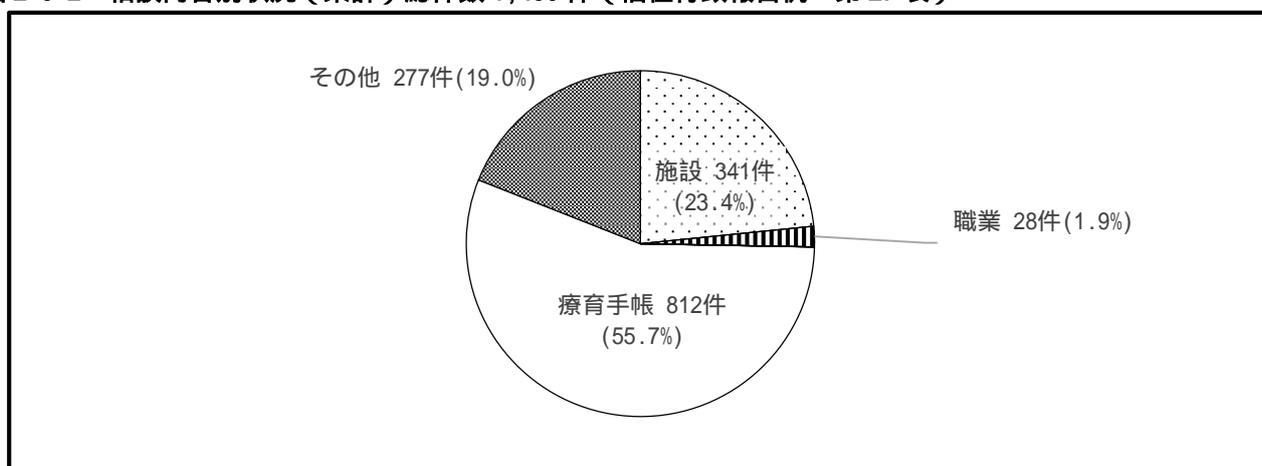


図2-3-2 相談内容別状況(県計)総件数1,458件(福祉行政報告例 第27表)



イ 判定の状況

令和6年度の新潟県全体の判定件数は1,302件であり、そのうち心理学的判定が970件と最も多く、全体の74.5%を占めている(図2-3-3)。

また、判定書の交付件数は1,259件であり、療育手帳によるものが791件と全体の62.8%を占めている(図2-3-4)。

図2-3-3 判定内容状況(県計)1,302件(福祉行政報告例 第27表)

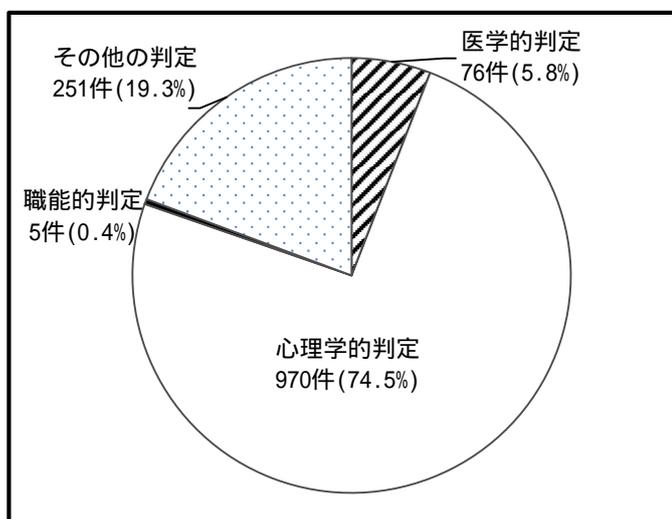
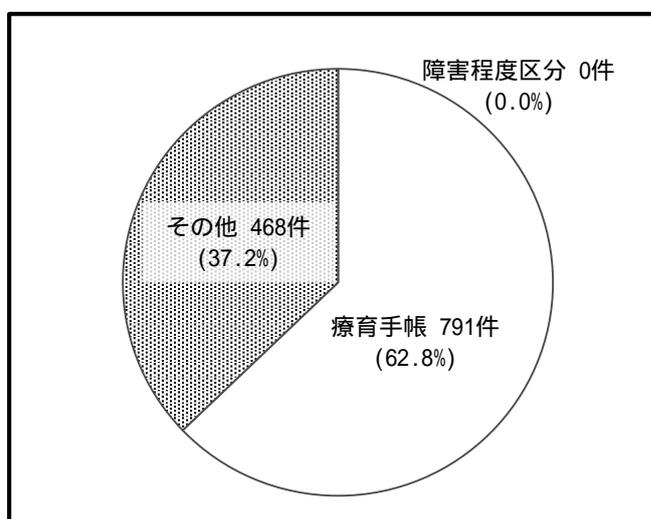


図2-3-4 判定書交付の状況(県計)1,259件(福祉行政報告例 第27表)



ウ 療育手帳に係る判定

療育手帳は、知的障害児（者）に対して、一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助を受けやすくすることにより、知的障害児（者）の福祉の増進を図ることを目的として交付されている。

知的障害者更生相談所では、「療育手帳制度の実施について」（昭和48年厚生省事務次官通知）に基づき、知的障害と判定された18歳以上の者に対して療育手帳の交付と再判定を実施している。

表 2-3-1 療育手帳の判定・交付の状況（県計）

実 績		R2	R3	R4	R5	R6
新規判定 件数	該当	111	132	126	107	106
	非該当	3	2	4	10	9
再判定 件数	該当	817	878	792	618	668
	非該当	1	1	5	3	4

エ 施設入所に係る市町村間の連絡調整

新潟県内に設置の障害者支援施設への入所に関し、市町村相互間の連絡及び調整等の公平かつ円滑な実施を確保することを目的として、知的障害者更生相談所ごとに、市町村の代表、施設の代表及び知的障害者更生相談所職員等からなる入所調整会議を開催し、当該知的障害者更生相談所の管轄する区域内の障害者支援施設について、入所待機者の入所優先順位等について審議している。

表 2-3-2 障害者支援施設等入所調整会議開催状況（県計）

児童相談所	県計	中央	新発田	長岡	南魚沼	上越
開催回数	15回	4回	4回	2回	2回	3回
入所調整件数	191件	95件	21件	10件	2件	63件

オ 佐渡巡回相談

知的障害者更生相談所に直接来所することが困難な地域（佐渡市）に出向いて会場を設置し、相談や判定を実施している（児童相談所と同日に開催する場合もある）。

表 2-3-3 佐渡巡回相談実施状況

実 績	R2	R3	R4	R5	R6
回 数	12回	12回	14回	16回	19回
件 数	25件	36件	25件	34件	27件

カ 専門的技術的援助

知的障害者更生相談所は、専門的技術的な中枢機関として、様々な方法で市町村等に対して専門的な技術的援助指導を行うこととなっており、研修会の開催や講師派遣等により、市町村、関係施設、福祉事務所に対して、知的障害者の更生援護に関する技術的援助及び助言を実施している。

4 障害者相談支援室の概要

障害者相談支援体制の充実及び障害者権利擁護の取組の体制強化を図るため、コロニーにいがた白岩の里企画相談室、中央身体障害者更生相談所・中央知的障害者更生相談所、県障害者権利擁護センター等の機能を統合・再編し、中央福祉相談センターに障害者相談支援室を設置している。

○ 業務内容

ア 地域社会で生活する障害者及び家族への支援

障害者及び障害児（発達障害者を含む。以下「障害者等」という。）の地域生活を支援するため、県の拠点相談機関（以下「相談支援拠点」という。）に専門アドバイザーを派遣し、地域における重層的な相談支援体制の構築のため広域的かつ専門的な支援を行っている。

（ア）専門アドバイザー派遣事業

- ・相談支援体制整備 5回
- ・権利擁護体制整備 2回
- ・強度行動障害支援体制整備 3回

（イ）相談支援拠点事業

（県自立支援協議会及び圏域会議等への参加、県内市町村会議の運営協力）

- ・県自立支援協議会及び部会等 5回
- ・圏域連絡調整会議及び部会等 12回
- ・市町村相談支援部会 2回
- ・圏域及び市町村の動向把握 11回
- ・基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等に関する市町村等担当者会議 1回

イ 障害福祉にかかわる人材の育成（サービス・相談支援者等育成事業）

障害者福祉サービス及び相談支援の円滑な実施、並びにサービス等の質の向上を図るため、サービス従業者等又は従事者等に対し必要な指導を行う者の育成を行っている。

表3-1-1 サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修

研修名	カリキュラム（日）		修了者（人）	回数（回）	備考
	WEB講義	演習			
基礎研修	2	2	312	5	演習会場 新潟市、長岡市 南魚沼市
実践研修	1	2	288	4	
更新研修		2	280	3	
専門コース （障害児支援）	1	1	44	1	講義のみ視聴 93人

表3-1-2 相談支援従事者養成研修

研修名	受講決定者(人)	
	初任者研修	区分1：相談支援専門員
区分2：サービス管理責任者等		295
区分3：行政担当職員		8
現任者研修	66	
主任者研修	26	

運営は、(一社)新潟県相談支援専門員協会へ委託。

ウ 障害者権利擁護の推進

障害者が住み慣れた地域で尊厳を保ちながら生活していくために、障害者虐待の未然防止、早期発見、迅速な対応、その後の本人及び養護者への適切な支援に資することを目的とし、市町村職員や施設従事者を対象とした障害者虐待防止・権利擁護研修の開催や市町村への支援専門委員の派遣等を行っている。

表3-1-3 障害者虐待防止・権利擁護研修の実施

研修コース	参加者(人)
市町村自治体職員コース	35人(12団体)
障害福祉施設従事者等コース	120人(120団体)

表3-1-4 支援専門委員による市町村支援

派遣市町村数 (延べ)	派遣委員人数(延べ)		
	弁護士	社会福祉士	精神保健福祉士
9	8	4	5
	計17		

5 新潟県ヤングケアラー支援普及啓発事業の概要

ヤングケアラー支援の普及啓発を図るため、令和4年度からの事業実施に伴い中央福祉相談センターにヤングケアラーコーディネーターを配置している。

各種調査を通じて県内におけるヤングケアラーの実態を把握するとともに、市町村等関係機関に対する研修等を実施し、理解の促進と支援体制の構築・拡充に向けた取組を行っている。

○ 業務内容

ア 実態調査

(ア) 関係機関に対するヒアリング調査

ヤングケアラーの実態や支援状況について関係機関に対しヒアリング調査を実施。

【令和6年度ヒアリング調査実施機関】

市町村：4 学校：2 介護：3 生活福祉：2 医療分野：3
地域・民間支援団体：4

(イ) 市町村支援体制の調査

アンケート形式により県内の市町村要保護児童対策地域協議会に対し支援体制に関する調査を実施（調査結果は県のホームページに掲載）。

イ 周知啓発

(ア) 関係機関に対する研修講師

【令和6年度実績】 学校等：4 介護：6 市町村：1 民間支援団体：1

(イ) こども自身の気づきや相談を促す取組

・高校生を対象とした元当事者による講演会及び相談会の実施

【令和6年度実績】 県立高等学校 2校

・コーディネーターによる高校生向け出前授業

【令和6年度実績】 県立高等学校 1校

(ウ) 「ヤングケアラー支援のてびき」の活用

各種研修でてびきを配布するとともに、ホームページに掲載し、広く活用を促進

6 児童虐待防止のための SNS 相談事業の概要

児童虐待防止の取組として令和 5 年度から「親子のための相談 LINE」を開始し、中央福祉相談センターに SNS 子育て相談員を配置している。

SNS は匿名性が高く気軽に相談できることから、子どもや家庭からの相談窓口の選択肢を増やし、児童虐待の未然防止や早期発見につながっている。

令和 6 年度の受付件数の合計は 459 件であった（無言は除く）。

受付件数を相談者別に見ると、保護者からの相談が 369 件となっており、その内訳は母親からが 313 件（68.2%）、父親からが 56 件（12.2%）であった。子どもからの相談は 71 件（15.5%）となっており、年齢層として最も多いのは中学生（35 件）、次いで高校生（27 件）であった（図 3-3-1）。

相談の種類及び内容別に見ると、養護相談が 250 件、次いで育成相談が 184 件となっており、これらの合計が全体の 94.5% を占めている（図 3-3-2）。養護相談の内容として最も多いのは家庭環境に関する相談で 189 件、次いで虐待相談の 61 件であった。育成相談の内容として最も多いのは育児・しつけ相談で 157 件、それ以外は性格行動、不登校相談の合計 27 件となっている。

図 3-3-1 相談者の状況

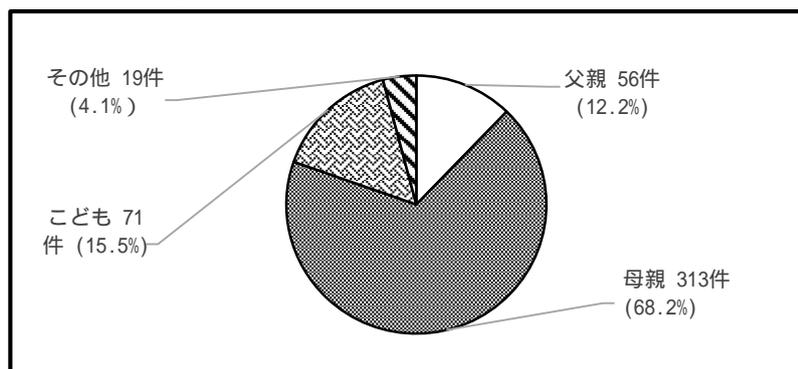
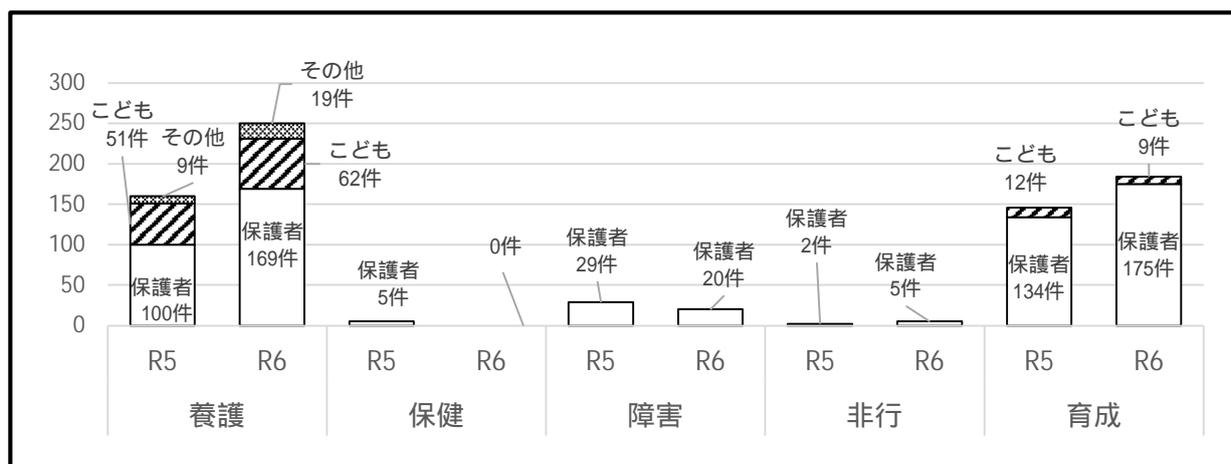


図 3-3-2 年度別相談種別及び内容



7 視察・見学及び社会福祉援助技術現場実習

各相談所では、関係機関の視察・見学及び相談援助実習等の学生の受け入れを行っている。

視察・見学研修の参加者は、主に、民生児童委員、学校関係者、学生である。民生児童委員、学校関係者共に、相談所の機能・役割についての理解を深め、連携を図らなければならない機関である。

相談援助実習は、社会福祉士国家試験の受験資格取得のための実習であり、県内の福祉系の専門学校や大学を中心に2週間から4週間の実習を受け入れている。

心理実践実習は公認心理師養成のための実習であり、県内の心理系の大学院の実習を5日間受け入れている。

表 2-4-1 視察・見学研修、相談援助実習等受け入れ状況（相談所別）

項 目		中 央	新 発 田	長 岡	南 魚 沼	上 越	計
視察・見学研修	件 数	4	0	9	0	8	21
	人 数	54	0	20	0	32	106
相談援助実習等	件 数	5	0	2	0	2	9
	人 数	10	0	2	0	3	15
心理実践実習	件 数	1	0	0	0	1	2
	人 数	2	0	0	0	1	3

第 3 部 資 料

目 次

児童相談所統計

表 1	児童相談所経路別児童受付（福祉行政報告例第 43 表）	47
表 2	児童相談所相談種別児童受付（福祉行政報告例第 44 表）	48
表 3	児童相談所相談種別対応件数（福祉行政報告例第 45 表）	50
表 4	児童相談所における措置停止・措置中の調査・診断・指導、措置解除 （福祉行政報告例第 46 表）	52
表 5	一時保護児童（福祉行政報告例第 47 表）	54
表 6	被虐待児の一時保護（対応）件数	56
表 7	児童相談所における調査・診断及び心理療法・カウンセリング等 （福祉行政報告例第 48 表）	57
表 8	児童相談所における養護相談の理由別対応件数 （福祉行政報告例第 49 表）	58
表 9	里親及び小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム） （福祉行政報告例第 56 表）	64
表 10	里親及び小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）に委託されている児童 （福祉行政報告例第 57 表）	65
表 11	児童福祉施設等措置（委託）状況	67
表 12	療育手帳判定状況	67
表 13	業務内容別保健師活動	68

身体障害者更生相談所統計

表 14	身体障害者更生相談所における処理（福祉行政報告例第 17 表）	69
表 15	補装具判定書交付状況	70
表 16	身体障害者手帳障害別交付件数	71

知的障害者更生相談所統計

表 17	知的障害者更生相談所における処理（福祉行政報告例第 27 表）	72
表 18	療育手帳判定状況	73

参考資料

表 19	要保護児童対策地域協議会	74
------	--------------	----

児童相談所統計

表1 児童相談所経路別児童受付（福祉行政報告例第43表）

	都道府県				市町村				児童福祉施設 ・ 指定医療機関			児童 支援 センター （12）	認定 こども 園 （13）	警 察 等 （14）	家 庭 裁 判 所 （15）	保健所 及び 医療機関		学校等			里 親 （21）	仲 介 を 含 む （22）	児 童 委 員 （通 告 の 親 戚 （23）	近 隣 ・ 知 人 （24）	児 童 本 人 （25）	そ の 他 （26）	計 （27）	（再掲）				
	児 童 相 談 所 （1）	福 祉 事 務 所 （2）	セ ン タ ー 健 他 （3）	そ の 他 （4）	福 祉 事 務 所 （5）	児 童 委 員 健 他 （6）	セ ン タ ー 健 他 （7）	そ の 他 （8）	保 育 所 （9）	児 童 福 祉 設 施 （10）	医 療 機 関 支 援 機 関 （11）					保 健 所 （16）	医 療 機 関 （17）	幼 稚 園 （18）	学 校 （19）	委 員 会 等 育 （20）								措 置 変 更 （28）	期 間 延 長 （29）	巡 回 相 談 （30）	電 話 相 談 （31）	
県計	男(01)	116	40	1	52	806	0	26	271	3	16	0	0	3	653	7	2	46	3	183	83	5	0	736	98	46	35	3,231	3	5	19	547
	女(02)	105	25	0	35	377	0	5	240	12	21	0	0	1	489	2	0	38	0	159	62	8	0	435	106	36	16	2172	4	10	7	378
	性別不詳(03)	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	4	0	0	0	0
中央	男(01)	16	7	1	36	158	0	0	88	2	5	0	0	0	137	0	1	12	1	32	3	2	0	170	42	17	15	745	1	2	19	182
	女(02)	17	5	0	29	62	0	0	77	5	4	0	0	0	100	0	0	7	0	44	0	0	0	109	48	14	6	527	1	2	7	161
	性別不詳(03)	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	4	0	0	0	0
新発田	男(01)	25	16	0	7	172	0	24	3	1	3	0	0	0	109	0	0	3	0	20	10	0	0	115	11	11	8	538	0	2	0	69
	女(02)	31	8	0	3	72	0	5	4	0	2	0	0	0	93	0	0	5	0	17	7	2	0	78	9	0	1	337	0	0	0	35
	性別不詳(03)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長岡	男(01)	25	4	0	0	256	0	0	1	0	2	0	0	1	186	2	1	11	2	67	26	3	0	183	24	10	5	809	1	0	0	126
	女(02)	25	4	0	2	119	0	0	0	7	3	0	0	0	138	0	0	9	0	46	9	3	0	101	26	13	5	510	1	3	0	75
	性別不詳(03)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南魚沼	男(01)	33	13	0	4	55	0	0	48	0	5	0	0	0	97	2	0	5	0	46	5	0	0	84	4	3	0	404	1	0	0	48
	女(02)	24	8	0	1	22	0	0	49	0	5	0	0	0	65	0	0	5	0	34	4	2	0	40	4	1	0	264	0	2	0	23
	性別不詳(03)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上越	男(01)	17	0	0	5	165	0	2	131	0	1	0	0	2	124	3	0	15	0	18	39	0	0	184	17	5	7	735	0	1	0	122
	女(02)	8	0	0	0	102	0	0	110	0	7	0	0	1	93	2	0	12	0	18	42	1	0	107	19	8	4	534	2	3	0	84
	性別不詳(03)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

表3 児童相談所相談種類別対応件数 (福祉行政報告例第45表)

		対 心 件 数 (年度中)																			未 対 応 件 数 (2.1)	施 設 入 所 待 機 機 (2.2)			
		面 接 指 導			指 児 童 福 祉 委 員 会 指 導 員	指 児 童 委 員 会 指 導 員	指 導 員 支 援 員																		
		助 言 指 導 (1)	継 続 指 導 (2)	あ 他 つ 機 関 と の 関 連 (3)																					
県	養護 相談 保 健	児童虐待相談(1)	2,166	42	15	52	0	0	0	0	1	0	2	16	0	0	0	5	0	4	2,303	0	129	0	
		その他の相談(2)	881	9	1	4	0	0	0	0	0	0	0	11	0	0	0	0	0	36	950	0	29	0	
		健康相談(3)	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	0	0	
	障害 相談	肢体不自由相談(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0	3	0	1	0
		視聴覚障害相談(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		言語発達障害等相談(6)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
		重症心身障害相談(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	9	2	12	0	1	0
		知的障害相談(8)	1,539	3	0	0	0	0	0	0	0	0	15	0	1	0	0	0	0	21	10	1,589	0	30	0
		自閉症相談(9)	11	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0	0	0
	非行 相談	く犯行為等相談(10)	62	8	0	5	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	77	0	7	0
		触法行為等相談(11)	17	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	23	0	4	0
	育成 相談	性格行動相談(12)	261	17	2	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2	285	0	26	0
		不登校相談(13)	21	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22	0	1	0
		適性相談(14)	48	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	48	0	1	0
		育児・しつけ相談(15)	33	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	33	0	0	0
		その他の相談(16)	78	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	83	0	1	0
	計(17)	5,125	82	19	64	0	0	0	0	1	17	2	33	0	0	0	0	13	1	32	59	5,448	0	230	0
	(再掲)	いじめ相談(18)	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0
	児童売春等被害相談(19)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	
中 央	養護 相談 保 健	児童虐待相談(1)	464	10	2	10	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	1	0	1	492	0	43	0	
		その他の相談(2)	312	5	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	12	331	0	8	0
		健康相談(3)	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0
	障害 相談	肢体不自由相談(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		視聴覚障害相談(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		言語発達障害等相談(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		重症心身障害相談(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	4	0	0	0
		知的障害相談(8)	311	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	7	4	332	0	14	0
		自閉症相談(9)	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0
	非行 相談	く犯行為等相談(10)	17	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	20	0	1	0
		触法行為等相談(11)	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	2	0
	育成 相談	性格行動相談(12)	67	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	69	0	8	0
		不登校相談(13)	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0
		適性相談(14)	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	1	0
		育児・しつけ相談(15)	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17	0	0	0
		その他の相談(16)	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18	0	0	0
	計(17)	1227	19	2	12	0	0	0	0	0	11	0	5	0	0	0	0	2	0	10	18	1306	0	77	0
	(再掲)	いじめ相談(18)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
	児童売春等被害相談(19)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
新 潟 田	養護 相談 保 健	児童虐待相談(1)	373	15	2	10	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	0	0	403	0	18	0	
		その他の相談(2)	89	0	1	1	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	2	0	11	108	0	3	0	
		健康相談(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	障害 相談	肢体不自由相談(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0
		視聴覚障害相談(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		言語発達障害等相談(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		重症心身障害相談(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		知的障害相談(8)	248	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	253	0	8	0
		自閉症相談(9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	非行 相談	く犯行為等相談(10)	12	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16	0	5	0
		触法行為等相談(11)	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
	育成 相談	性格行動相談(12)	45	5	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	53	0	2	0
		不登校相談(13)	8	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0	0	0
		適性相談(14)	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19	0	0	0
		育児・しつけ相談(15)	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0
		その他の相談(16)	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25	0	0	0
	計(17)	821	23	3	15	0	0	0	0	0	2	1	5	0	0	0	3	0	3	14	890	0	37	0	
	(再掲)	いじめ相談(18)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
	児童売春等被害相談(19)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

表4 児童相談における措置停止・措置中等の調査・診断・指導（福祉行政報告例第46表）

施設別	内容別 児相別	措置停止 (1)		調査・診断・指導 (2)	
児童福祉施設(01)	中央	12	53	1,140	6,522
	新発田	12		886	
	長岡	13		1,945	
	南魚沼	4		445	
	上越	12		2,106	
指定発達支援医療機関 障害者支援施設(02)	中央	0	0	0	26
	新発田	0		0	
	長岡	0		13	
	南魚沼	0		0	
	上越	0		13	
里親(03)	中央	1	14	349	1,313
	新発田	1		177	
	長岡	6		327	
	南魚沼	2		55	
	上越	4		405	

表4 - 2 措置解除 (福祉行政報告例第46表)

		相 談 種 別					
		養 護		障 害	非 行	育 成	保健・ その他
		児童虐待	その他				
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
県計	家 庭 復 帰 (04)	9	7	0	1	1	0
	社 会 的 自 立 (05)	3	1	0	0	0	0
	そ の 他 (06)	16	9	0	1	1	0
中央	家 庭 復 帰 (04)	1	3	0	0	0	0
	社 会 的 自 立 (05)	0	0	0	0	0	0
	そ の 他 (06)	6	4	0	1	0	0
新発田	家 庭 復 帰 (04)	0	0	0	1	0	0
	社 会 的 自 立 (05)	1	0	0	0	0	0
	そ の 他 (06)	1	0	0	0	0	0
長岡	家 庭 復 帰 (04)	4	4	0	0	1	0
	社 会 的 自 立 (05)	1	0	0	0	0	0
	そ の 他 (06)	6	5	0	0	1	0
南魚沼	家 庭 復 帰 (04)	1	0	0	0	0	0
	社 会 的 自 立 (05)	0	1	0	0	0	0
	そ の 他 (06)	1	0	0	0	0	0
上越	家 庭 復 帰 (04)	3	0	0	0	0	0
	社 会 的 自 立 (05)	1	0	0	0	0	0
	そ の 他 (06)	2	0	0	0	0	0

表5 一時保護児童(所内保護分) (福祉行政報告例第47表)

...福祉行政報告例に計欄を加えている

		前年度未 継続保護 (1)	受 付 (年度中)					対 応 (年度中)										年度未 継続保護 (16)	
			0~5歳 (2)	6~11歳 (3)	12~14歳 (4)	15歳以上 (5)	* 計 (6)	児童福祉 施設入所 (7)	里親委託 (8)	他の児童相 談所・機関 に移送 (9)	家庭裁判所 送致 (10)	帰 宅 (11)	そ の 他 (12)	計 (13)	職権による一時 保護(再掲) (14)	2か月を超えて 一時保護した件 数(再掲) (15)	延 日 数 (16)		
																			計
養 護	児 童 待 待 (01)	中 央	3	8	9	5	1	0	9	0	14	1	25	12	4	737	3,700	1	
		新 発 田	1	8	11	4	1	0	0	0	22	3	26	25	2	556			1
		長 岡	2	19	69	3	19	0	4	0	29	0	29	24	2	717			1
		南 魚 沼	0	13	3	5	1	3	1	0	13	1	19	14	3	635			7
		上 越	3	21	12	2	5	1	0	0	32	4	42	17	6	1,055			5
護	そ の 他 (02)	中 央	4	10	2	2	0	0	4	0	7	6	17	0	0	179	914	0	
		新 発 田	0	3	0	1	0	0	0	0	2	2	4	1	0	77			0
		長 岡	0	9	29	0	9	0	1	0	4	5	9	0	2	120			0
		南 魚 沼	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	5			0
		上 越	1	8	3	6	3	0	1	0	13	4	21	1	1	533			1
障 害 (03)	中 央	中 央	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		新 発 田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
		長 岡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
		南 魚 沼	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
		上 越	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
非 行 (04)	中 央	中 央	0	1	3	4	0	0	0	0	7	0	7	2	1	130	942	1	
		新 発 田	2	0	3	2	0	0	0	0	3	3	6	0	0	70			1
		長 岡	0	0	6	5	1	1	0	0	4	0	4	2	1	110			0
		南 魚 沼	0	4	2	1	0	0	4	0	1	2	7	2	4	251			0
		上 越	1	1	2	1	0	0	0	0	4	1	5	1	2	381			0
育 成 (05)	中 央	中 央	0	0	1	1	0	0	0	0	2	0	2	0	0	53	383	1	
		新 発 田	0	0	1	1	0	0	0	0	2	0	2	1	0	4			0
		長 岡	2	2	5	1	6	0	0	0	2	10	5	4	1	162			0
		南 魚 沼	0	2	1	0	0	0	0	0	2	1	3	2	1	130			0
		上 越	0	1	2	1	0	0	0	0	2	4	6	1	0	34			0
保 そ の 他 (06)	中 央	中 央	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		新 発 田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
		長 岡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
		南 魚 沼	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
		上 越	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
計 (07)	中 央	中 央	7	19	15	12	1	0	13	0	30	7	51	14	5	1,099	5,939	3	
		新 発 田	1	11	15	8	1	0	0	0	29	8	38	27	2	707			2
		長 岡	1	29	109	12	67	4	40	246	3	14	0	5	19	1,109			28
		南 魚 沼	0	19	6	6	1	4	5	19	0	0	16	18	8	1,021			7
		上 越	5	31	19	10	8	1	1	0	51	13	74	20	9	2,003			6
延 日 数 (08)	中 央	中 央						93	0	426	0	380	153	1,052	189	278			
		新 発 田						112	0	0	0	376	219	707	588	176			
		長 岡						227	1,130	0	270	0	577	0	0	566	2,725		
		南 魚 沼						120	19	150	0	0	0	0	491				
		上 越						578	251	1	0	0	0	0	0	1,214			

表5 - 2 一時保護児童(委託保護分) (福祉行政報告例第47表)

*...福祉行政報告例に計欄を加えている

		継続前年度委託保護 (1)	受付 (年度中)					委託解除 (年度中)										延日数 (16)	対応 (年度中)								計 (24)	職権による一時保護(再掲) (25)	一2か月を超えて(再掲)した件 (26)		
			0~5歳 (2)	6~11歳 (3)	12~14歳 (4)	15歳以上 (5)	計 (6)	警察等 (7)	児童福祉施設					里親 (13)	その他 (14)	計 (15)	継続委託保護未 (17)		施設入所 (18)	里親委託 (19)	移機他の児童相談所に送致 (20)	家庭裁判所 (21)	帰宅 (22)	その他 (23)							
									児童養護施設 (8)	乳児院 (9)	施設児童自立支援 (10)	治療施設 (11)	関係施設 (12)												その他 (12)						
養	児童虐待 (09)	中央	2	9	21	12	8	50	0	15	0	5	0	5	18	8	51	116	641	1,607	1	7	0	13	0	22	9	51	4	3	
		新発田	0	4	0	1	0	5	0	0	1	0	0	0	3	1	5		35		0	1	0	2	0	2	0	5	2	0	
		長岡	1	11	2	0	1	14	0	1	4	0	0	0	7	3	15		291		0	2	0	1	0	7	5	15	6	2	
		南魚沼	0	6	16	1	2	25	0	0	1	0	0	1	20	1	24		433		1	1	5	2	0	12	4	24	6	6	
		上越	0	10	3	7	1	21	0	5	1	0	0	1	11	3	21		207		0	5	1	0	0	7	8	21	4	0	
護	その他 (10)	中央	0	11	7	3	2	23	0	4	0	0	0	0	15	3	22	63	425	1,113	1	0	1	1	0	13	7	22	0	2	
		新発田	0	6	2	3	2	13	0	2	2	0	0	0	6	1	11		261		2	2	2	2	0	5	0	11	1	1	
		長岡	0	7	4	1	1	13	0	2	0	0	0	0	11	0	13		120		0	1	4	0	0	7	1	13	0	0	
		南魚沼	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		上越	0	10	1	0	6	17	0	5	3	0	0	2	6	1	17		307		0	5	1	0	0	6	5	17	0	1	
障	害 (11)	中央	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		新発田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		長岡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		南魚沼	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		上越	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
非	行 (12)	中央	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	11	1	134	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	
		新発田	0	0	0	5	0	5	0	0	0	5	0	0	0	0	5		16		0	0	0	0	0	0	5	5	0	0	
		長岡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		南魚沼	0	0	4	0	0	4	0	0	0	0	0	4	0	0	4		24		0	1	0	3	0	0	0	4	0	0	
		上越	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1		93		0	0	0	0	0	0	1	3	0	1	
育	成 (13)	中央	0	0	0	1	3	4	0	0	0	0	0	4	0	4	8	35	64	0	0	0	2	0	1	1	4	0	0		
		新発田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		長岡	0	0	2	0	1	3	0	1	0	0	0	1	1	0		3		28	0	1	0	0	0	0	2	3	0	0	
		南魚沼	0	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0		1		1	0	0	0	1	0	0	1	0	0		
		上越	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
保	健・他 (14)	中央	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		新発田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0		0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		長岡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0		0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		南魚沼	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0		0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		上越	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0		0	0	0	0	0	0	0	0	0		
計	(15)	中央	2	20	28	16	14	78	1	19	0	5	0	5	37	11	78	198	1,102	2,918	2	7	1	16	0	37	17	78	4	5	
		新発田	0	10	2	9	2	23	0	2	3	5	0	0	9	2	21		312		2	3	2	4	0	7	5	21	3	1	
		長岡	1	18	8	1	3	30	0	4	4	0	0	1	1	18	3		31		439	0	4	4	1	0	14	8	31	6	2
		南魚沼	0	6	21	1	2	30	1	0	1	0	0	5	1	20	1		29		458	1	2	5	6	0	12	4	29	6	6
		上越	0	20	4	7	8	39	0	10	4	0	0	3	0	17	5		39		607	0	10	2	0	0	13	14	39	4	2
		全県	3	74	63	34	29	200	2	35	12	10	0	14	2	101	22		198		2,918	5	26	14	27	0	83	48	198	23	16
延日数 (16)		中央						1	422	0	25	0	73	0	232	349	1,102	2,918													
		新発田						0	65	140	16	0	0	76	15	312															
		長岡						0	14	187	0	0	15	9	180	34	439														
		南魚沼						1	0	173	0	0	68	33	168	15	458														
		上越						0	126	96	0	0	54	0	193	138	607														
		全県						2	627	596	41	0	210	42	849	551	2,918														

表6 被虐待児の一時保護(対応)件数

区分 児童相談所別		区内保護				委託保護				計	
		保護件数		保護日数		保護件数		保護日数		保護 件数計	保護 日数計
中 央	身体的虐待	10 (1)	25 (1)	193 (37)	769 (37)	21 (1)	50 (1)	373 (67)	634 (67)	75 (2)	1,403 (104)
	保護の怠慢ないし拒否	5		337		11		168			
	性的虐待	0		0		0		0			
	心理的虐待	10		239		18		93			
新 発 田	身体的虐待	10	27 (1)	116	591	3	5	27	35	32 (1)	626
	保護の怠慢ないし拒否	4		207		1		3			
	性的虐待	3		85		0		0			
	心理的虐待	10 (1)		183		1		5			
長 岡	身体的虐待	17 (1)	29 (1)	209 (25)	717 (25)	1	15	1	291	44 (1)	1,008 (25)
	保護の怠慢ないし拒否	5		84		8		255			
	性的虐待	1		11		0		0			
	心理的虐待	6		413		6		35			
南 魚 沼	身体的虐待	7 (2)	19 (7)	161 (168)	635 (604)	2	24 (1)	217	432 (33)	43 (8)	1,067 (637)
	保護の怠慢ないし拒否	5		87		17		97			
	性的虐待	0 (1)		0 (29)		1		33			
	心理的虐待	7 (4)		387 (407)		4 (1)		85 (33)			
上 越	身体的虐待	18 (1)	42 (3)	475 (2)	1,055 (68)	7	21	31	207	63 (3)	1,262 (68)
	保護の怠慢ないし拒否	14		124		11		156			
	性的虐待	3 (1)		263 (10)		1		6			
	心理的虐待	7 (1)		193 (56)		2		14			
計		142 (13)		3,767 (734)		115 (2)		1,599 (100)		257 (15)	5,366 (834)

()内は令和6年4月1日時点で継続保護している件数(別掲)

表7 児童相談所における調査・診断及び心理療法・カウンセリング等 (福祉行政報告例第48表)

	調査・社会診断指導(1)	医学的診断指導			心理診断指導					その他の診断指導(10)	心理療法・カウンセリング等				
		診察・指導(2)	医学的検査(3)	その他(4)	知能検査(5)	発達検査(6)	人格検査(7)	その他の検査(8)	面接・観察・指導(9)		医師(11)	児童心理司等(12)	児童福祉司等(13)	その他の所属員(14)	
県計	児童	5,244	38	0	0	1,046	215	197	191	2,632	0	2	1,500	1,444	1
	児童虐待(01)	3,302	23	0	0	97	14	99	76	1,187	0	0	976	931	1
	非行	408	7	0	0	24	0	45	24	306	0	1	207	78	0
	保護者	11,828	24	0	0	3	15	5	9	951	0	0	340	2,594	2
	児童虐待(02)	7,869	12	0	0	0	0	0	1	80	0	0	173	1,782	1
	非行	640	5	0	0	0	0	0	1	43	0	0	90	133	0
	その他	21,044	14	0	1	0	0	0	7	429	0	1	320	2,938	9
児童虐待(03)	15,070	13	0	1	0	0	0	1	292	0	0	214	2,006	4	
非行	865	0	0	0	0	0	0	1	31	0	0	48	66	0	
計	38,116	76	0	1	1,049	230	202	207	4,012	0	3	2,160	6,976	12	
児童虐待(04)	26,241	48	0	1	97	14	99	78	1,559	0	0	1,363	4,719	6	
非行	1,813	12	0	0	24	0	45	26	380	0	1	345	277	0	
中央	児童	1,190	14	0	0	204	61	36	41	767	0	1	158	209	0
	児童虐待(01)	825	11	0	0	24	8	20	16	413	0	0	134	139	0
	非行	104	1	0	0	2	0	5	3	90	0	0	7	10	0
	保護者	2,369	8	0	0	0	0	0	0	218	0	0	26	305	0
	児童虐待(02)	1,629	6	0	0	0	0	0	0	21	0	0	24	212	0
	非行	134	1	0	0	0	0	0	0	7	0	0	2	24	0
	その他	4,136	2	0	1	0	0	0	0	227	0	1	55	197	0
児童虐待(03)	3,079	1	0	1	0	0	0	0	177	0	0	52	112	0	
非行	134	0	0	0	0	0	0	0	16	0	0	1	14	0	
計	7,695	24	0	1	204	61	36	41	1,212	0	2	239	711	0	
児童虐待(04)	5,533	18	0	1	24	8	20	16	611	0	0	210	463	0	
非行	372	2	0	0	2	0	5	3	113	0	0	10	48	0	
新発田	児童	647	10	0	0	195	42	42	41	480	0	0	461	179	0
	児童虐待(01)	393	5	0	0	24	0	19	16	177	0	0	265	133	0
	非行	93	3	0	0	8	0	16	7	55	0	0	95	29	0
	保護者	1,855	7	0	0	0	0	0	0	342	0	0	206	311	0
	児童虐待(02)	1,169	2	0	0	0	0	0	0	21	0	0	103	222	0
	非行	175	3	0	0	0	0	0	0	18	0	0	60	47	0
	その他	3,623	1	0	0	0	0	0	0	100	0	0	185	106	0
児童虐待(03)	2,515	1	0	0	0	0	0	0	65	0	0	114	95	0	
非行	299	0	0	0	0	0	0	0	7	0	0	33	3	0	
計	6,125	18	0	0	195	42	42	41	922	0	0	852	596	0	
児童虐待(04)	4,077	8	0	0	24	0	19	16	263	0	0	482	450	0	
非行	567	6	0	0	8	0	16	7	80	0	0	188	79	0	
岡	児童	1,541	9	0	0	310	46	27	42	431	0	0	299	766	1
	児童虐待(01)	825	4	0	0	19	0	19	13	104	0	0	144	452	1
	非行	58	3	0	0	4	0	0	9	11	0	0	36	33	0
	保護者	2,599	5	0	0	0	0	0	2	274	0	0	63	1,291	2
	児童虐待(02)	1,596	3	0	0	0	0	0	1	10	0	0	17	871	1
	非行	66	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	18	50	0
	その他	4,426	7	0	0	0	0	0	1	39	0	0	37	1,676	7
児童虐待(03)	2,872	7	0	0	0	0	0	1	8	0	0	18	1,111	4	
非行	86	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	11	41	0	
計	8,566	21	0	0	310	46	27	45	744	0	0	399	3,733	10	
児童虐待(04)	5,293	14	0	0	19	0	19	15	122	0	0	179	2,434	6	
非行	210	3	0	0	4	0	0	9	15	0	0	65	124	0	
南魚沼	児童	496	0	0	0	111	16	50	25	565	0	1	139	231	0
	児童虐待(01)	380	0	0	0	15	2	18	16	303	0	0	84	159	0
	非行	44	0	0	0	7	0	15	1	110	0	1	21	5	0
	保護者	1,861	1	0	0	0	4	2	3	47	0	0	12	457	0
	児童虐待(02)	1,356	0	0	0	0	0	0	0	14	0	0	6	290	0
	非行	139	0	0	0	0	0	0	1	10	0	0	5	10	0
	その他	3,331	0	0	0	0	0	0	2	40	0	0	17	735	2
児童虐待(03)	2,661	0	0	0	0	0	0	0	28	0	0	12	485	0	
非行	147	0	0	0	0	0	0	1	5	0	0	0	8	0	
計	5,688	1	0	0	111	20	52	30	652	0	1	168	1,423	2	
児童虐待(04)	4,397	0	0	0	15	2	18	16	345	0	0	102	934	0	
非行	330	0	0	0	7	0	15	3	125	0	1	26	23	0	
上越	児童	1,370	5	0	0	226	50	42	42	389	0	0	443	59	0
	児童虐待(01)	879	3	0	0	15	4	23	15	190	0	0	349	48	0
	非行	109	0	0	0	3	0	9	4	40	0	0	48	1	0
	保護者	3,144	3	0	0	3	11	3	4	70	0	0	33	230	0
	児童虐待(02)	2,119	1	0	0	0	0	0	0	14	0	0	23	187	0
	非行	126	1	0	0	0	0	0	0	6	0	0	5	2	0
	その他	5,528	4	0	0	0	0	0	4	23	0	0	26	224	0
児童虐待(03)	3,943	4	0	0	0	0	0	0	14	0	0	18	203	0	
非行	199	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3	0	0	
計	10,042	12	0	0	229	61	45	50	482	0	0	502	513	0	
児童虐待(04)	6,941	8	0	0	15	4	23	15	218	0	0	390	438	0	
非行	434	1	0	0	3	0	9	4	47	0	0	56	3	0	

「児童虐待」および「非行」は再掲

表8 児童相談所における養護相談の理由別対応件数（福祉行政報告例第49表）

1 養護相談の理由

福祉行政報告例に計欄を加えている

		（家 失 踪 を 含 む ） 出 （1）	死 亡 （2）	離 婚 （3）	（傷 入 院 を 含 む ） 病 （4）	家 族 環 境		そ の 他 （7）	計 （8）
						虐 待 （5）	そ の 他 （6）		
県 計	児童福祉施設に入所 (01)	0	0	0	3	16	7	1	27
	里親委託 (02)	0	0	0	2	5	6	0	13
	面接指導 (03)	1	4	5	53	2,223	765	63	3,114
	その他の他 (04)	0	4	0	0	59	21	15	99
	計	1	8	5	58	2,303	799	79	3,253
中 央	児童福祉施設に入所 (01)	0	0	0	0	4	0	0	4
	里親委託 (02)	0	0	0	0	1	1	0	2
	面接指導 (03)	0	3	0	9	476	300	5	793
	その他の他 (04)	0	2	0	0	11	9	2	24
	計	0	5	0	9	492	310	7	823
新 発 田	児童福祉施設に入所 (01)	0	0	0	0	1	4	0	5
	里親委託 (02)	0	0	0	0	1	2	0	3
	面接指導 (03)	0	0	0	5	390	69	16	480
	その他の他 (04)	0	0	0	0	11	1	11	23
	計	0	0	0	5	403	76	27	511
長 岡	児童福祉施設に入所 (01)	0	0	0	2	2	1	0	5
	里親委託 (02)	0	0	0	2	0	2	0	4
	面接指導 (03)	0	0	0	9	551	161	17	738
	その他の他 (04)	0	2	0	0	8	6	2	18
	計	0	2	0	13	561	170	19	765
南 魚 沼	児童福祉施設に入所 (01)	0	0	0	0	2	0	0	2
	里親委託 (02)	0	0	0	0	1	0	0	1
	面接指導 (03)	0	0	0	1	320	46	18	385
	その他の他 (04)	0	0	0	0	20	2	0	22
	計	0	0	0	1	343	48	18	410
上 越	児童福祉施設に入所 (01)	0	0	0	1	7	2	1	11
	里親委託 (02)	0	0	0	0	2	1	0	3
	面接指導 (03)	1	1	5	29	486	189	7	718
	その他の他 (04)	0	0	0	0	9	3	0	12
	計	1	1	5	30	504	195	8	744

* 複数対応あり

(3) 虐待相談の主な虐待者

		実父 (1)	実父以外 の父親 (2)	実母 (3)	実母以外 の母親 (4)	その他 (5)	計 (6)
中央	身体的虐待	48	1	61	0	1	111
	性的虐待	4	0	0	0	0	4
	心理的虐待	151	9	115	0	1	276
	保護の怠慢・拒否(初レト)	9	0	91	0	1	101
	計	212	10	267	0	3	492
新発田	身体的虐待	52	6	34	0	1	93
	性的虐待	3	1	0	0	0	4
	心理的虐待	139	8	100	0	0	247
	保護の怠慢・拒否(初レト)	7	8	41	0	0	56
	計	201	23	175	0	1	400
長岡	身体的虐待	55	11	88	1	0	155
	性的虐待	2	1	0	0	0	3
	心理的虐待	145	7	143	0	1	296
	保護の怠慢・拒否(初レト)	34	1	70	0	2	107
	計	236	20	301	1	3	561
南魚沼	身体的虐待	42	2	35	1	3	83
	性的虐待	1	0	0	0	0	1
	心理的虐待	105	9	82	1	3	200
	保護の怠慢・拒否(初レト)	16	0	42	1	0	59
	計	164	11	159	3	6	343
上越	身体的虐待	29	7	64	0	0	100
	性的虐待	2	1	0	0	0	3
	心理的虐待	118	14	104	3	0	239
	保護の怠慢・拒否(初レト)	38	2	120	1	1	162
	計	187	24	288	4	1	504
県計	身体的虐待	226	27	282	2	5	542
	性的虐待	12	3	0	0	0	15
	心理的虐待	658	47	544	4	5	1,258
	保護の怠慢・拒否(初レト)	104	11	364	2	4	485
	計	1,000	88	1,190	8	14	2,300

「虐待(5)」の再掲 つづき

(4) 被虐待者の年齢・相談種別

		身体的虐待 (1)	性的虐待 (2)	心理的虐待 (3)	暴力の目撃等 によるもの (再掲) (4)	保護の怠慢・ 拒否(セレクト) (5)	棄児 (再掲) (6)	置き去り児童 (再掲) (7)	登校・登園の 禁止 (再掲) (8)	保護者以外の者による虐待			計 (12)
										身体的虐待 (再掲) (9)	性的虐待 (再掲) (10)	心理的虐待 (再掲) (11)	
県 計	0歳 (16)	3	0	52	25	23	0	1	0	1	0	2	78
	1歳 (17)	6	0	83	36	22	0	1	0	3	0	0	111
	2歳 (18)	16	1	75	40	25	0	1	1	0	0	2	117
	3歳 (19)	24	0	63	31	36	0	1	1	1	0	6	123
	4歳 (20)	26	0	77	31	32	0	3	0	0	1	4	135
	5歳 (21)	36	2	65	38	34	0	1	0	1	0	5	137
	6歳 (22)	25	0	77	30	23	0	1	0	0	1	4	125
	7歳 (23)	37	1	74	30	32	0	2	0	1	0	4	144
	8歳 (24)	29	2	79	37	33	0	0	1	3	0	2	143
	9歳 (25)	41	0	87	45	47	0	1	1	7	1	8	175
	10歳 (26)	54	1	74	32	25	0	1	0	0	0	2	154
	11歳 (27)	37	2	91	39	28	0	0	0	5	0	2	158
	12歳 (28)	40	3	70	29	28	0	0	0	2	0	4	141
	13歳 (29)	39	2	67	33	19	0	0	0	3	0	4	127
	14歳 (30)	28	1	62	22	21	0	1	0	1	1	3	112
	15歳 (31)	46	0	65	20	20	0	1	1	4	0	3	131
	16歳 (32)	34	0	55	26	18	0	1	0	0	2	0	107
	17歳 (33)	20	0	41	14	18	0	0	0	1	0	1	79
	18歳 (34)	1	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	3
	計 (35)	542	15	1,258	559	485	0	16	5	33	6	56	2,300
中 央	0歳 (16)	1	0	9	6	1	0	0	0	0	0	0	11
	1歳 (17)	0	0	18	14	8	0	0	0	0	0	0	26
	2歳 (18)	2	0	10	5	4	0	0	0	0	0	0	16
	3歳 (19)	5	0	13	10	3	0	0	0	0	0	0	21
	4歳 (20)	4	0	13	10	9	0	0	0	0	0	1	26
	5歳 (21)	10	1	16	13	10	0	0	0	0	0	0	37
	6歳 (22)	5	0	14	9	5	0	0	0	0	0	1	24
	7歳 (23)	2	1	17	10	7	0	0	0	0	0	1	27
	8歳 (24)	7	0	26	16	5	0	0	0	1	0	0	38
	9歳 (25)	4	0	14	12	6	0	0	0	0	0	2	24
	10歳 (26)	6	1	22	13	9	0	0	0	0	0	1	38
	11歳 (27)	15	0	26	19	5	0	0	0	0	0	1	46
	12歳 (28)	10	1	13	10	5	0	0	0	1	0	2	29
	13歳 (29)	8	0	16	12	8	0	0	0	0	0	0	32
	14歳 (30)	9	0	16	11	3	0	0	0	0	1	0	28
	15歳 (31)	8	0	15	13	3	0	0	0	0	0	0	26
	16歳 (32)	8	0	8	6	7	0	0	0	0	0	0	23
	17歳 (33)	7	0	10	6	3	0	0	0	0	0	0	20
	18歳 (34)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計 (35)	111	4	276	195	101	0	0	0	2	1	9	492
新 発 田	0歳 (16)	1	0	14	2	4	0	0	0	0	0	1	19
	1歳 (17)	1	0	16	2	0	0	0	0	0	0	0	17
	2歳 (18)	6	1	18	4	2	0	0	0	0	0	0	27
	3歳 (19)	8	0	12	2	5	0	0	0	1	0	0	25
	4歳 (20)	6	0	23	8	5	0	0	0	0	0	1	34
	5歳 (21)	6	0	7	3	6	0	0	0	1	0	2	19
	6歳 (22)	4	0	17	3	4	0	0	0	0	0	1	25
	7歳 (23)	7	0	9	1	1	0	0	0	0	0	0	17
	8歳 (24)	5	1	14	5	6	0	0	0	1	0	0	26
	9歳 (25)	5	0	16	7	6	0	0	0	0	0	2	27
	10歳 (26)	9	0	17	7	1	0	0	0	0	0	0	27
	11歳 (27)	6	0	11	1	1	0	0	0	1	0	0	18
	12歳 (28)	7	1	12	2	4	0	0	0	0	0	0	24
	13歳 (29)	6	1	20	7	2	0	0	0	0	0	2	29
	14歳 (30)	4	0	10	1	2	0	0	0	0	0	1	16
	15歳 (31)	5	0	13	1	1	0	0	0	1	0	0	19
	16歳 (32)	4	0	12	5	3	0	0	0	0	2	0	19
	17歳 (33)	3	0	6	2	3	0	0	0	0	0	1	12
	18歳 (34)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計 (35)	93	4	247	63	56	0	0	0	5	2	11	400

		身体的虐待 (1)	性的虐待 (2)	心理的虐待 (3)	暴力の目撃等 によるもの (再掲) (4)	保護の怠慢・ 拒否(初レト) (5)	棄児 (再掲) (6)	置き去り児童 (再掲) (7)	登校・登園の 禁止 (再掲) (8)	保護者以外の者による虐待			計 (12)	
										身体的虐待 (再掲) (9)	性的虐待 (再掲) (10)	心理的虐待 (再掲) (11)		
長 岡	0歳 (16)	0	0	10	9	9	0	1	0	0	1	0	1	19
	1歳 (17)	1	0	20	14	4	0	1	0	2	0	0	25	
	2歳 (18)	3	0	22	21	9	0	0	1	0	0	1	34	
	3歳 (19)	4	0	23	14	6	0	1	1	0	0	0	33	
	4歳 (20)	8	0	16	10	7	0	3	0	0	0	1	31	
	5歳 (21)	10	1	20	13	6	0	1	0	0	0	1	37	
	6歳 (22)	8	0	17	11	5	0	0	0	0	1	2	30	
	7歳 (23)	12	0	16	5	8	0	2	0	1	0	0	36	
	8歳 (24)	7	0	16	9	8	0	0	1	0	0	2	31	
	9歳 (25)	17	0	27	16	17	0	1	1	5	1	2	61	
	10歳 (26)	20	0	16	9	5	0	0	0	0	0	1	41	
	11歳 (27)	6	1	21	9	6	0	0	0	1	0	1	34	
	12歳 (28)	11	0	17	11	4	0	0	0	0	0	0	32	
	13歳 (29)	11	0	14	6	1	0	0	0	0	0	0	26	
	14歳 (30)	6	1	6	2	4	0	0	0	1	0	0	17	
	15歳 (31)	15	0	11	2	4	0	1	1	0	0	1	30	
	16歳 (32)	11	0	10	5	1	0	0	0	0	0	0	22	
	17歳 (33)	4	0	14	3	3	0	0	0	1	0	0	21	
	18歳 (34)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
計 (35)	155	3	296	169	107	0	11	5	12	2	13	561		
南 魚 沼	0歳 (16)	0	0	12	6	0	0	0	0	0	0	0	12	
	1歳 (17)	2	0	8	4	1	0	0	0	0	0	0	11	
	2歳 (18)	3	0	15	9	3	0	1	0	0	0	0	21	
	3歳 (19)	3	0	6	4	0	0	0	0	0	0	0	9	
	4歳 (20)	4	0	13	2	6	0	0	0	0	0	0	23	
	5歳 (21)	2	0	7	4	3	0	0	0	0	0	1	12	
	6歳 (22)	4	0	15	6	3	0	1	0	0	0	0	22	
	7歳 (23)	5	0	11	8	2	0	0	0	0	0	1	18	
	8歳 (24)	2	0	11	5	5	0	0	0	0	0	0	18	
	9歳 (25)	6	0	14	6	5	0	0	0	0	0	0	25	
	10歳 (26)	10	0	5	1	4	0	1	0	0	0	0	19	
	11歳 (27)	4	0	21	8	5	0	0	0	0	0	0	30	
	12歳 (28)	1	0	14	4	7	0	0	0	0	0	0	22	
	13歳 (29)	8	1	8	6	1	0	0	0	0	0	0	18	
	14歳 (30)	7	0	14	3	3	0	1	0	0	0	0	24	
	15歳 (31)	12	0	9	0	5	0	0	0	0	0	0	26	
	16歳 (32)	8	0	15	5	3	0	1	0	0	0	0	26	
	17歳 (33)	2	0	2	1	2	0	0	0	0	0	0	6	
	18歳 (34)	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	
計 (35)	83	1	200	82	59	0	5	0	0	0	2	343		
上 越	0歳 (16)	1	0	7	2	9	0	0	0	0	0	0	17	
	1歳 (17)	2	0	21	2	9	0	0	0	1	0	0	32	
	2歳 (18)	2	0	10	1	7	0	0	0	0	0	1	19	
	3歳 (19)	4	0	9	1	22	0	0	0	0	6	35		
	4歳 (20)	4	0	12	1	5	0	0	0	0	1	1	21	
	5歳 (21)	8	0	15	5	9	0	0	0	0	0	1	32	
	6歳 (22)	4	0	14	1	6	0	0	0	0	0	0	24	
	7歳 (23)	11	0	21	6	14	0	0	0	0	0	2	46	
	8歳 (24)	8	1	12	2	9	0	0	0	1	0	0	30	
	9歳 (25)	9	0	16	4	13	0	0	0	2	0	2	38	
	10歳 (26)	9	0	14	2	6	0	0	0	0	0	0	29	
	11歳 (27)	6	1	12	2	11	0	0	0	3	0	0	30	
	12歳 (28)	11	1	14	2	8	0	0	0	1	0	2	34	
	13歳 (29)	6	0	9	2	7	0	0	0	3	0	2	22	
	14歳 (30)	2	0	16	5	9	0	0	0	0	0	2	27	
	15歳 (31)	6	0	17	4	7	0	0	0	3	0	2	30	
	16歳 (32)	3	0	10	5	4	0	0	0	0	0	0	17	
	17歳 (33)	4	0	9	2	7	0	0	0	0	0	0	20	
	18歳 (34)	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	
計 (35)	100	3	239	50	162	0	0	0	14	1	21	504		

(5) 児童虐待防止法関係

		安 全 確 認 (1)	出 頭 要 求 (2)	立 入 調 査 (3)	再 出 頭 要 求 (4)	臨 検 ・ 捜 索 (5)	援 助 要 請 (6)	指 導 ・ 護 助 者 (7)	施 一 設 時 措 置 護 等 ・ (8)	審 親 権 喪 判 失 (9)	審 親 権 停 判 止 (10)	審 管 理 権 喪 判 失 (11)	全 部 制 限 (12)	面 会 制 限 (13)	通 信 制 限 (14)	制 住 所 情 報 限 の (15)	命 接 近 禁 令 止 (16)
件 数 (37)	県 計	2,269	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	中 央	492	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	新 発 田	400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	長 岡	561	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	南 魚 沼	341	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	上 越	475	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

2 親権・後見人関係

		管 理 権 喪 失 審 判 請 求 (4)	親 権 喪 失 審 判 取 消 請 求 (5)	親 権 停 止 審 判 取 消 請 求 (6)	管 理 権 喪 失 審 判 取 消 請 求 (7)	後 見 人 選 任 請 求 (8)	後 見 人 解 任 請 求 (9)
県 計	請求件数 (38)	0	0	0	0	2	0
	承認件数 (39)	0	0	0	0	2	0
中 央	請求件数 (38)	0	0	0	0	2	0
	承認件数 (39)	0	0	0	0	2	0
新 発 田	請求件数 (38)	0	0	0	0	0	0
	承認件数 (39)	0	0	0	0	0	0
長 岡	請求件数 (38)	0	0	0	0	0	0
	承認件数 (39)	0	0	0	0	0	0
南 魚 沼	請求件数 (38)	0	0	0	0	0	0
	承認件数 (39)	0	0	0	0	0	0
上 越	請求件数 (38)	0	0	0	0	0	0
	承認件数 (39)	0	0	0	0	0	0

		法第47条第5項の報告 (10)
県 計	件 数 (40)	0

表9 里親及び小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)(福祉行政報告例第56表)

		前年度末現在 (1)	新規(年度中) (2)	取消(年度中) (3)	年度末現在 (4)	
県計	認定及び登録里親数(1)	208	20	20	208	
	児童が委託されている里親数(2)	66	11	17	60	
	再掲	養育里親登録里親数(3)	195	19	15	199
		児童が委託されている里親数(4)	47	11	13	45
	掲	専門里親登録里親数(5)	14	2	0	16
		児童が委託されている里親数(6)	6	1	1	6
		親族里親登録里親数(7)	12	0	4	8
		児童が委託されている里親数(8)	12	0	4	8
	養子縁組里親	登録里親数(9)	104	11	11	104
		児童が委託されている里親数(10)	2	2	3	1
中央	認定及び登録里親数(1)	49	5	3	51	
	児童が委託されている里親数(2)	17	2	7	12	
	再掲	養育里親登録里親数(3)	45	5	1	49
		児童が委託されている里親数(4)	11	2	6	7
	掲	専門里親登録里親数(5)	3	1	0	4
		児童が委託されている里親数(6)	2	1	1	2
		親族里親認定里親数(7)	4	0	2	2
		児童が委託されている里親数(8)	4	0	2	2
	養子縁組里親	登録里親数(9)	26	2	0	28
		児童が委託されている里親数(10)	0	2	1	1
新発田	認定及び登録里親数(1)	35	1	3	33	
	児童が委託されている里親数(2)	8	1	1	8	
	再掲	養育里親登録里親数(3)	35	1	3	33
		児童が委託されている里親数(4)	8	1	1	8
	掲	専門里親登録里親数(5)	1	0	0	1
		児童が委託されている里親数(6)	0	0	0	0
		親族里親認定里親数(7)	0	0	0	0
		児童が委託されている里親数(8)	0	0	0	0
	養子縁組里親	登録里親数(9)	19	1	2	18
		児童が委託されている里親数(10)	0	0	0	0
長岡	認定及び登録里親数(1)	50	2	2	50	
	児童が委託されている里親数(2)	17	3	7	13	
	再掲	養育里親登録里親数(3)	49	2	2	49
		児童が委託されている里親数(4)	14	3	5	12
	掲	専門里親登録里親数(5)	7	1	0	8
		児童が委託されている里親数(6)	1	0	0	1
		親族里親認定里親数(7)	0	0	0	0
		児童が委託されている里親数(8)	0	0	0	0
	養子縁組里親	登録里親数(9)	26	0	1	25
		児童が委託されている里親数(10)	2	0	2	0
南魚沼	認定及び登録里親数(1)	24	6	3	27	
	児童が委託されている里親数(2)	12	1	2	11	
	再掲	養育里親登録里親数(3)	17	6	1	22
		児童が委託されている里親数(4)	4	1	0	5
	掲	専門里親登録里親数(5)	1	0	0	1
		児童が委託されている里親数(6)	1	0	0	1
		親族里親認定里親数(7)	7	0	2	5
		児童が委託されている里親数(8)	7	0	2	5
	養子縁組里親	登録里親数(9)	9	5	0	14
		児童が委託されている里親数(10)	0	0	0	0
上越	認定及び登録里親数(1)	50	6	9	47	
	児童が委託されている里親数(2)	12	4	0	16	
	再掲	養育里親登録里親数(3)	49	5	8	46
		児童が委託されている里親数(4)	10	4	1	13
	掲	専門里親登録里親数(5)	2	0	0	2
		児童が委託されている里親数(6)	2	0	0	2
		親族里親認定里親数(7)	1	0	0	1
		児童が委託されている里親数(8)	1	0	0	1
	養子縁組里親	登録里親数(9)	24	3	8	19
		児童が委託されている里親数(10)	0	0	0	0

養子縁組里親：養子縁組によって養親となることを希望する里親
 なお、職業指導を行っている里親はいない

	事業所数 (1)	定員 (2)	入所(年度中)		退所(年度中)		年度末在籍	
			措置人員 (3)	その他 (4)	措置人員 (5)	その他 (6)	措置人員 (7)	その他 (8)
小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)(11)	1	6	3	0	0	0	7	0

表10 里親及び小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)に委託されている児童 (福祉行政報告例第57表)

		新規又は措置変更により委託された児童数(年度中)				措置を解除又は変更された児童数(年度中)													委託児童現在数(18)	
		児童福祉施設受託(1)	家庭から受託(2)	その他(3)	計(4)	解除									変更					
						なく保護の必要な帰宅が(5)	普通養子縁組(6)	特別養子縁組(7)	満年(8)	逃亡(9)	死亡(10)	就職(11)	その他(12)	計(13)	施設児童に福祉施設に入所(14)	他の里親に委託(15)	その他(16)	計(17)		
里親に委託された児童(01)	中央	1	1	3	5	2	0	1	1	0	0	0	0	4	8	0	3	0	3	12
	新発田	0	2	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	10
	長岡	2	1	7	3	2	4	0	2	4	2	6	0	0	1	5	7	2	2	19
	南魚沼	1	0	0	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	10
	上越	1	3	0	4	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	15
養育里親に委託された児童(02)	中央	1	1	0	2	2	0	0	1	0	0	0	0	1	4	0	3	0	3	7
	新発田	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	9
	長岡	2	1	6	0	2	4	0	1	1	2	4	0	0	1	2	6	2	3	18
	南魚沼	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	上越	1	3	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13
専門里親に委託された児童(03)	中央	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	2
	新発田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	長岡	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
	南魚沼	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	上越	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
親族里親に委託された児童(04)	中央	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	2
	新発田	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	長岡	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	0	4	0	0	9
	南魚沼	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	6
	上越	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
養子縁組里親に委託された児童(05)	中央	0	0	2	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
	新発田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	長岡	0	0	0	2	0	0	0	1	3	0	0	0	0	1	3	0	0	0	1
	南魚沼	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	上越	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)に委託された児童(06)	中央	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	新発田	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	長岡	0	2	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
	南魚沼	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	上越	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

養子縁組里親：養子縁組によって養親となることを希望する里親

表10の続き

		年齢階級別委託児童数（年度末）																					
		0歳 (1)	1歳 (2)	2歳 (3)	3歳 (4)	4歳 (5)	5歳 (6)	6歳 (7)	7歳 (8)	8歳 (9)	9歳 (10)	10歳 (11)	11歳 (12)	12歳 (13)	13歳 (14)	14歳 (15)	15歳 (16)	16歳 (17)	17歳 (18)	18歳 (19)	19歳 (20)	計 (21)	
児童 に 委託 する 託 児 園 (07)	県計	0	1	2	0	6	6	7	2	3	3	1	3	5	5	4	7	3	2	2	4	66	
	中央	0	0	0	0	2	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	2	2	2	0	1	12	
	新発田	0	0	0	0	0	1	0	1	0	2	1	0	2	1	1	1	0	0	0	0	10	
	長岡	0	1	1	0	1	0	3	1	0	0	0	2	2	2	2	1	0	0	1	2	19	
	南魚沼	0	0	0	0	1	0	2	0	1	0	0	0	0	0	1	2	1	0	1	1	10	
	上越	0	0	1	0	2	4	1	0	1	1	0	1	1	2	0	1	0	0	0	0	15	
（ 里 親 の 種 類 別 ）	い 託 育 さ 里 親 児 童 に (08)	県計	0	1	2	0	5	5	6	2	1	3	1	3	4	5	2	4	1	2	1	2	50
		中央	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	2	0	1	7
		新発田	0	0	0	0	0	1	0	1	0	2	1	0	2	1	0	1	0	0	0	0	9
		長岡	0	1	1	0	1	0	3	1	0	0	0	2	2	2	2	1	0	0	1	1	18
		南魚沼	0	0	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
		上越	0	0	1	0	2	4	1	0	0	1	0	1	0	2	0	1	0	0	0	0	13
	い 託 専 さ 里 親 児 童 に (09)	県計	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	1	6
		中央	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
		新発田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		長岡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
		南魚沼	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
		上越	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2
	い 託 親 族 さ 里 親 児 童 に (10)	県計	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	2	2	0	1	1	9
		中央	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	2
		新発田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
		長岡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		南魚沼	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1	1	0	1	1	6
		上越	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
れ 親 養 て に 子 童 い 委 縁 る 託 組 児 さ 里 (11)	県計	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
	中央	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
	新発田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	長岡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	南魚沼	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	上越	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
児 さ ム ミ 事 型 規 れ り 業 児 模 て に 一 一 童 模 い 委 ホ フ 養 住 童 る 託 一 ア 育 居 (12)	県計	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	0	2	0	0	1	0	1	0	0	0	7	
	中央	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
	新発田	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
	長岡	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	1	0	1	0	0	0	5	
	南魚沼	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	上越	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

* 養子縁組里親：養子縁組によって養親となることを希望する里親

表11 児童福祉施設等措置（委託）状況

県内外別	児童福祉施設等			令和7年3月31日現在 措置（委託）状況（新潟市を除く）						
	種 別	施設数 ¹	定員	施設数	措置人員					
					中 央	新 発 田	長 岡	南 魚 沼	上 越	計
県内・新潟市	乳 児 院	2	37	2	2	5	6	2	4	19
	児 童 養 護 施 設	5	199	5	19	14	22	9	40	104
	児 童 自 立 支 援 施 設	1	34	1	2	2	1	1	0	6
	障 害 児 入 所 施 設 （ 福 祉 型 ）	8	128	6	4	0	8	3	3	18
	障 害 児 入 所 施 設 （ 医 療 型 ）	2	190	1		0	1	0	0	1
	指 定 発 達 支 援 医 療 機 関 （ 重 症 心 身 障 害 児 ）	3	292	0	0	0	0	0	0	0
	指 定 発 達 支 援 医 療 機 関 （ 肢 体 不 自 由 児 ）	1	16	0	0	0	0	0	0	0
	里 親 委 託				12	10	19	10	15	66
	小 規 模 住 居 型 児 童 養 育 事 業 （ フ ァ ミ リ ー ホ ー ム ）	3	16	2	1	0	5	0	0	6
	児 童 自 立 生 活 支 援 事 業 （ 自 立 支 援 ホ ー ム ）	6	34	2	1	1	1	0	1	4
小 計	31	946	19	41	32	63	25	63	224	
県外	乳 児 院				0	0	0	0	0	0
	児 童 自 立 支 援 施 設				0	0	0	0	0	0
	児 童 心 理 治 療 施 設				0	0	0	0	0	0
計					41	32	63	25	63	224

- 1 施設数は、令和7年3月31日現在
- 2 一部施設は、障害者支援施設(特例による設置)との共通定員
- 3 一部施設は、療養介護との共通定員

表12 療育手帳判定状況

項 目			県計	中央	新発田	長岡	南魚沼	上越
判定件数	該 当	新 規 判 定	305	63	62	78	39	63
		再 判 定	733	132	103	253	56	189
	非該当	新 規 判 定	40	8	8	10	4	10
		再 判 定	10	3	0	4	1	2
療育手帳交付件数			1,038	195	165	331	95	252

表13 業務内容別保健師活動

上段:単位

下段:割合

児童 相談所	総計 (%)	個別ケースへの対応(記録含む)											地域との連携					その他				
		面接	訪問				個別 ケース 会議	定例 会議	健康 教育 (集団)	健康 相談	その他	小計	児童 相談 所主 催会 議等	保健 所と の連 絡、 会 議、 研 修 会	市町 村と の連 絡、 会 議、 研 修 会	関係 機 関 連 絡 会 議等	小計	児相 保 健 師 業 務 研 究 会 等	研修		その他	小計
			家庭	医療機関	関係機関	その他													講師	受講		
新潟県 合計	2212.1	124.5	138.5	101.5	136.1	16	88.1	263.1	98.2	104	155.7	1225.7	18.8	51.1	115.6	82.6	268.1	84.3	82.9	139.5	411.6	718.3
	100%	5.6%	6.3%	4.6%	6.2%	0.7%	4.0%	11.9%	4.4%	4.7%	7.0%	55.4%	0.8%	2.3%	5.2%	3.7%	12.1%	3.8%	3.7%	6.3%	18.6%	32.5%
新発田	449.9	6.4	19.0	0.4	5.3	1.5	14.1	71.7	43.9	0.0	4.3	166.6	4.5	6.0	44.8	11.0	66.3	14.7	36.6	26.5	139.2	217.0
	100%	1.4%	4.2%	0.1%	1.2%	0.3%	3.1%	15.9%	9.8%	0.0%	1.0%	37.0%	1.0%	1.3%	10.0%	2.4%	14.7%	3.3%	8.1%	5.9%	30.9%	48.2%
中央	453.8	1.3	35.5	9.0	7.8	0.0	3.5	22.3	40.3	52.0	18.8	190.5	1.3	18.3	14.5	42.8	76.9	18.3	20.8	47.0	100.3	186.4
	100%	0.3%	7.8%	2.0%	1.7%	0.0%	0.8%	4.9%	8.9%	11.5%	4.1%	42.0%	0.3%	4.0%	3.2%	9.4%	16.9%	4.0%	4.6%	10.4%	22.1%	41.1%
長岡	425.0	40.0	42.0	34.0	34.0	0.0	23.0	68.0	4.0	19.0	23.0	287.0	3.0	10.0	25.0	11.0	49.0	15.0	5.0	16.0	53.0	89.0
	100%	9.4%	9.9%	8.0%	8.0%	0.0%	5.4%	16.0%	0.9%	4.5%	5.4%	67.5%	0.7%	2.4%	5.9%	2.6%	11.5%	3.5%	1.2%	3.8%	12.5%	20.9%
南魚沼	451.9	61.8	13.5	26.1	28.5	2.0	26.5	40.6	0.0	0.0	62.6	261.6	3.0	5.8	25.3	13.3	47.4	12.8	11.5	43.0	75.6	142.9
	100%	13.7%	3.0%	5.8%	6.3%	0.4%	5.9%	9.0%	0.0%	0.0%	13.9%	57.9%	0.7%	1.3%	5.6%	2.9%	10.5%	2.8%	2.5%	9.5%	16.7%	31.6%
上越	431.5	15.0	28.5	32.0	60.5	12.5	21.0	60.5	10.0	33.0	47.0	320.0	7.0	11.0	6.0	4.5	28.5	23.5	9.0	7.0	43.5	83.0
	100%	3.5%	6.6%	7.4%	14.0%	2.9%	4.9%	14.0%	2.3%	7.6%	10.9%	74.2%	1.6%	2.5%	1.4%	1.0%	6.6%	5.4%	2.1%	1.6%	10.1%	19.2%

半日を1単位として計上

身体障害者更生相談所統計

表14 身体障害者更生相談所における処理（福祉行政報告例第17表）

区分 相談所別		取扱実人員 (1)	相談内容							判定内容					判定書交付件数						
			(更生医療) 自立支援医療 (2)	補 装 具 (3)	手 身 体 障 害 者 帳 者 (4)	職 業 (5)	施 設 (6)	生 活 (7)	そ の 他 (8)	計 (9)	医 学 的 判 定 (10)	心 理 学 的 判 定 (11)	職 能 的 判 定 (12)	そ の 他 の 判 定 (13)	計 (14)	(更生医療) 自立支援医療 (15)	補 装 具 (16)	手 身 体 障 害 者 帳 者 (17)	障 害 支 援 区 分 (18)	そ の 他 (19)	計 (20)
県 計	来所(01)	6,721	502	1,227	4,605	0	114	0	296	6,744	6,591	0	0	114	6,705	502	1,177	4,605	0	408	6,692
	巡回(02)	3	0	3	0	0	0	0	0	3	3	0	0	0	3	0	3	0	0	0	3
中 央	来所(01)	5,780	502	322	4,605	0	55	0	296	5,780	5,725	0	0	55	5,780	502	322	4,605	0	351	5,780
	巡回(02)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新 発 田	来所(01)	236	0	252	0	0	7	0	0	259	252	0	0	7	259	0	249	0	0	7	256
	巡回(02)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長 岡	来所(01)	299	0	297	0	0	2	0	0	299	297	0	0	2	299	0	297	0	0	0	297
	巡回(02)	3	0	3	0	0	0	0	0	3	3	0	0	0	3	0	3	0	0	0	3
南 魚 沼	来所(01)	151	0	151	0	0	0	0	0	151	122	0	0	0	122	0	122	0	0	0	122
	巡回(02)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上 越	来所(01)	255	0	205	0	0	50	0	0	255	195	0	0	50	245	0	187	0	0	50	237
	巡回(02)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

表15 補装具判定書交付状況

種 目	相談所別	県 計	中 央	新発田	長 岡	南魚沼	上 越
義 肢		71	13	15	26	7	10
装 具		290	75	51	66	45	53
座 位 保 持 装 置		49	15	6	18	7	3
車 い す		94	16	18	24	7	29
電 動 車 い す		28	3	5	10	3	7
頭 部 保 護 帽		0	0	0	0	0	0
眼 鏡		0	0	0	0	0	0
補 聴 器		640	186	150	152	52	100
紙 お む つ 等		0	0	0	0	0	0
重 度 障 害 者 用 意 思 伝 達 装 置		11	4	2	4	1	0
そ の 他		2	0	2	0	0	0
計		1,185	312	249	300	122	202

- 1 「紙おむつ等」は、脳性麻痺等脳原性運動機能障害により、排尿若しくは排便の意思表示が困難な者に対する給付である。
- 2 市町村に判定書を交付した件数を計上している。

表16 身体障害者手帳障害別交付件数 [総合等級]

新潟市分を除く

障 害		総数		1級		2級		3級		4級		5級		6級	
		新規 交付		新規 交付		新規 交付		新規 交付		新規 交付		新規 交付		新規 交付	
視覚障害	18歳未満	11	2	6	0	0	0	1	1	0	0	3	0	1	1
	18歳以上	3,437	199	990	34	1,307	90	230	12	245	28	456	35	209	0
(再掲)糖尿病を 主原因とするもの	18歳未満		0		0		0		0		0		0		0
	18歳以上		17		7		1		2		6		1		0
聴覚・平衡機能障害	18歳未満	108	6	0	0	44	0	13	1	16	2	0	0	35	3
	18歳以上	6,370	494	46	0	927	1	644	22	2,043	225	14	1	2,696	245
聴覚障害	18歳未満	108	6	0	0	44	0	13	1	16	2	0	0	35	3
	18歳以上	6,348	492	45	0	927	1	633	21	2,043	225	4	0	2,696	245
平衡機能障害	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	18歳以上	22	2	1	0	0	0	11	1	0	0	10	1		
音声・言語・そしゃく 機能障害	18歳未満	4	0	0	0	0	0	2	0	2	0				
	18歳以上	651	26	1	0	19	0	312	15	319	11				
肢体不自由	18歳未満	362	27	214	12	61	3	38	4	22	4	18	2	9	2
	18歳以上	27,592	947	4,892	245	5,472	268	5,926	166	6,875	131	2,831	94	1,596	43
上肢	18歳未満	114	11	74	6	6	0	15	1	8	2	5	0	6	2
	18歳以上	10,522	411	3,184	189	3,152	134	1,499	34	1,163	22	754	15	770	17
下肢	18歳未満	91	12	25	2	32	3	13	3	10	2	8	2	3	0
	18歳以上	14,114	355	1,040	40	1,346	59	3,607	62	5,667	109	1,634	59	820	26
体幹不自由	18歳未満	24	0	8	0	7	0	5	0	0	0	4	0	0	0
	18歳以上	2,450	181	385	16	860	75	772	70	15	0	418	20	0	0
運動機能障害	18歳未満	133	4	107	4	16	0	5	0	4	0	1	0	0	0
	18歳以上	506	0	283	0	114	0	48	0	30	0	25	0	6	0
上肢機能	18歳未満	114	4	97	4	10	0	3	0	3	0	1	0	0	0
	18歳以上	243	0	166	0	24	0	22	0	13	0	16	0	2	0
移動機能	18歳未満	19	0	10	0	6	0	2	0	1	0	0	0	0	0
	18歳以上	263	0	117	0	90	0	26	0	17	0	9	0	4	0
内部障害	18歳未満	109	12	63	7	1	0	29	3	16	2				
	18歳以上	17,239	1,815	10,016	906	193	6	3,423	580	3,607	323				
心臓機能障害	18歳未満	54	6	30	4	1	0	20	2	3	0				
	18歳以上	8,710	716	6,194	672	68	0	1,388	23	1,060	21				
腎臓機能障害	18歳未満	7	0	7	0	0	0	0	0	0	0				
	18歳以上	3,981	282	3,548	187	20	0	389	90	24	5				
呼吸器機能障害	18歳未満	12	2	8	1	0	0	4	1	0	0				
	18歳以上	1,824	515	191	47	64	0	1,503	461	66	7				
ぼうこう・直腸機能障害	18歳未満	16	1	1	0	0	0	5	0	10	1				
	18歳以上	2,516	290	4	0	3	0	110	4	2,399	286				
小腸機能障害	18歳未満	4	0	2	0	0	0	0	0	2	0				
	18歳以上	54	0	15	0	2	0	4	0	33	0				
免疫機能障害	18歳未満	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1				
	18歳以上	92	8	13	0	33	3	26	2	20	3				
肝臓機能障害	18歳未満	15	2	15	2	0	0	0	0	0	0				
	18歳以上	62	4	51	0	3	3	3	0	5	1				
計	18歳未満	594	47	283	19	106	3	83	9	56	8	21	2	45	6
	18歳以上	55,289	3,481	15,945	1,185	7,918	365	10,535	795	13,089	718	3,301	130	4,501	288

知的障害者更生相談所統計

表17 知的障害者更生相談所における処理（福祉行政報告例第27表）

区分 相談所別		取扱実人員 (1)	相談内容								判定内容					判定書交付件数				
			施設 (2)	職親委託 (3)	職業 (4)	医療保健 (5)	生活 (6)	教育 (7)	療育手帳 (8)	その他 (9)	計 (10)	医学的判定 (11)	心理学的判定 (12)	職能的判定 (13)	その他の判定 (14)	計 (15)	障害支援区分 (16)	療育手帳 (17)	その他 (18)	計 (19)
県計	来所(01)	1,267	341	0	28	0	0	0	769	277	1,415	59	927	5	251	1,242	0	748	468	1,216
	巡回(02)	38	0	0	0	0	0	0	43	0	43	10	43	0	0	53	0	43	0	43
中央	来所(01)	234	95	0	2	0	0	0	158	127	382	24	183	0	1	208	0	150	34	184
	巡回(02)	20	0	0	0	0	0	0	20	0	20	10	20	0	0	30	0	20	0	20
新発田	来所(01)	145	21	0	0	0	0	0	105	19	145	17	124	0	21	162	0	102	43	145
	巡回(02)	3	0	0	0	0	0	0	3	0	3	0	3	0	0	3	0	3	0	3
長岡	来所(01)	373	10	0	21	0	0	0	302	40	373	13	359	0	13	385	0	294	79	373
	巡回(02)	0	0	0	0	0	0	0	5	0	5	0	5	0	0	5	0	5	0	5
南魚沼	来所(01)	98	0	0	0	0	0	0	65	33	98	5	65	0	0	70	0	64	33	97
	巡回(02)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上越	来所(01)	417	215	0	5	0	0	0	139	58	417	0	196	5	216	417	0	138	279	417
	巡回(02)	15	0	0	0	0	0	0	15	0	15	0	15	0	0	15	0	15	0	15

表18 療育手帳判定状況

項 目		県 計	中 央	新 発 田	長 岡	南 魚 沼	上 越	
判定件数	該 当	新規判定	106	28	23	22	8	25
		再判定	668	132	86	268	57	125
	非該 当	新規判定	9	0	0	7	0	2
		再判定	4	0	0	3	0	1
療 育 手 帳 交 付 件 数		774	160	109	290	65	150	

R2年度より判定件数の計上方法を変更している。

参考資料

表19 要保護児童対策地域協議会(令和7年4月1日現在)

管轄	地域等	協議会名	設置年月日
新潟県		新潟県要保護児童対策地域協議会	平成17年11月29日
中央	五泉市	五泉市要保護児童対策地域協議会	平成18年7月13日
	阿賀町	阿賀町要保護児童対策地域協議会	平成21年3月31日
	燕市	燕市要保護児童対策地域協議会	平成18年10月1日
	弥彦村	弥彦村要保護児童対策地域協議会	平成20年4月1日
	三条市	三条市子ども・若者総合サポート会議	平成21年10月20日
	加茂市	加茂市要保護児童対策地域協議会	平成20年3月31日
	田上町	田上町要保護児童対策地域協議会	平成20年6月16日
	佐渡市	佐渡市要保護児童対策地域協議会	平成17年10月1日
新発田	村上市	村上市子ども・若者総合サポート会議	平成20年11月1日
	関川村	関川村子ども・若者支援協議会	平成17年7月1日
	新発田市	新発田市要保護児童対策地域協議会	平成19年3月30日
	胎内市	胎内市要保護児童対策地域協議会	平成19年3月1日
	粟島浦村	粟島浦村要保護児童対策地域協議会	平成18年4月1日
	阿賀野市	阿賀野市要保護児童対策地域協議会	平成17年7月8日
	聖籠町	聖籠町要保護児童対策地域協議会	平成19年10月1日
長岡	見附市	見附市子ども支援対策地域協議会	平成19年3月30日
	長岡市	長岡市要保護児童対策地域協議会	平成20年2月1日
	出雲崎町	出雲崎町子育て支援協議会	平成19年4月1日
	柏崎市	柏崎市要保護児童対策地域協議会	平成20年2月26日
	刈羽村	刈羽村子ども支援地域協議会	平成26年4月1日
	小千谷市	小千谷市こどもを守る地域連絡会	平成19年3月15日
南魚沼	魚沼市	魚沼市要保護児童対策地域協議会	平成20年3月18日
	南魚沼市	南魚沼市要保護児童対策地域協議会	平成20年2月26日
	湯沢町	湯沢町要保護児童対策地域協議会	平成19年9月1日
	十日町市	十日町市児童虐待防止連絡会	平成19年3月30日
	津南町	津南町要保護児童対策地域協議会	平成20年10月1日
上越	上越市	上越市要保護児童対策地域協議会	平成19年3月29日
	妙高市	妙高市要保護児童対策地域協議会	平成20年1月18日
	糸魚川市	糸魚川市要保護児童対策地域協議会	平成18年2月23日

他に、県内児童相談所を事務局に新潟県要保護児童対策地域協議会地区別会議を設置。

業 務 概 要

第 55 号 (令和 6 年度実績)

令和 8 年 3 月発行

編集・発行

新潟県中央福祉相談センター

〒950-0121 新潟市江南区亀田向陽 4 - 2 - 1

TEL 025-381-1111 FAX 025-381-8939

新潟県新発田地域振興局 児童・障害者相談センター

〒957-8511 新発田市豊町 3 - 3 - 2

TEL 0254-26-9131 FAX 0254-26-0022

新潟県長岡地域振興局 児童・障害者相談センター

〒940-0857 長岡市沖田 1 - 237

TEL 0258-35-8500 FAX 0258-35-7265

新潟県南魚沼地域振興局 児童・障害者相談センター

〒949-6680 南魚沼市六日町 620 - 2

TEL 025-770-2400 FAX 025-772-2190

新潟県上越地域振興局 児童・障害者相談センター

〒943-0807 上越市春日山町 3 - 4 - 17

TEL 025-524-3355 FAX 025-526-4662